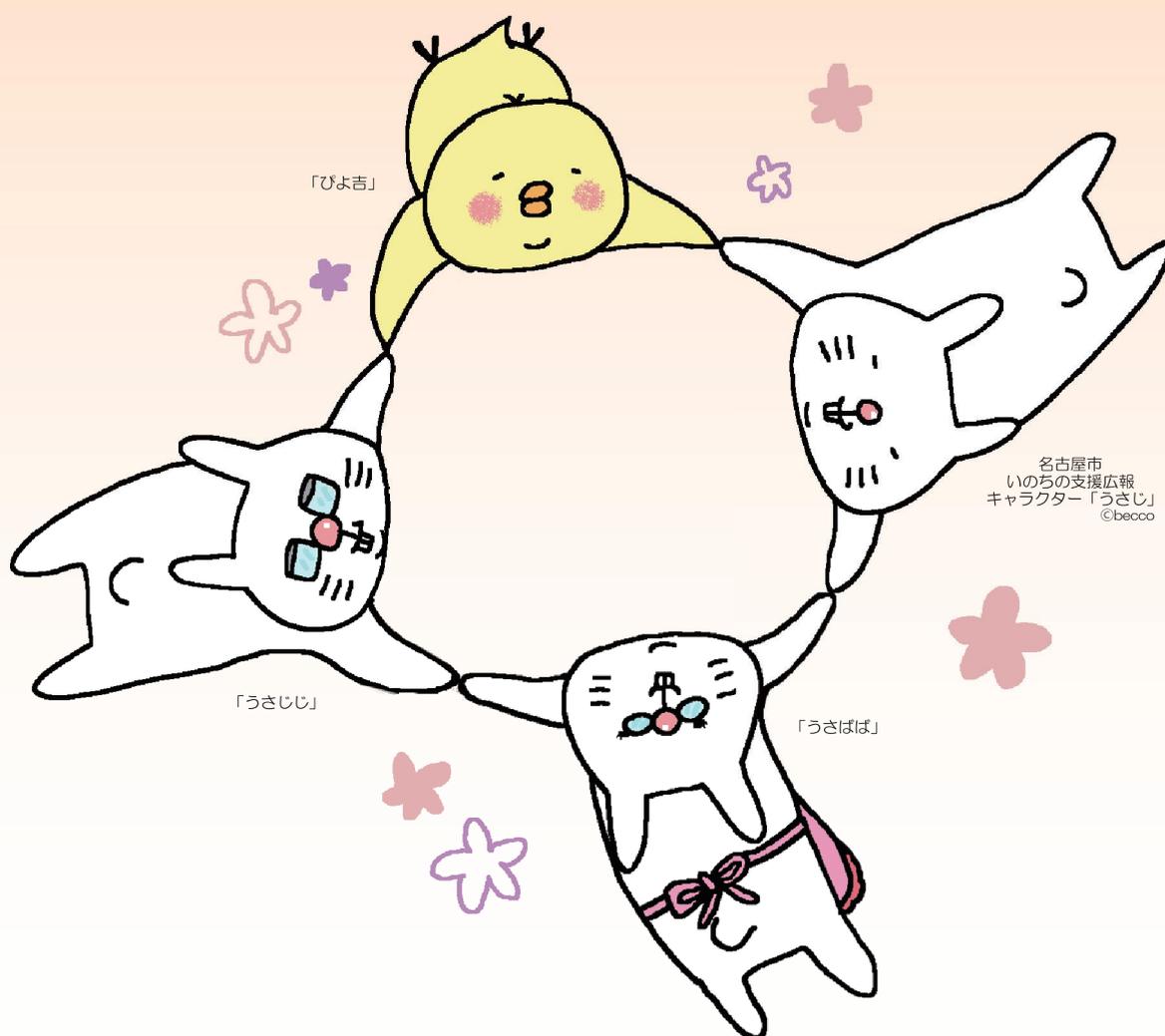


いのちの支援なごやプラン

名古屋市自殺対策総合計画

《計画期間：平成30(2018)年度～平成34(2022)年度》



平成30(2018)年12月

名古屋市

はじめに

全国の自殺者数は、平成 10(1998)年に急増して以降、年間 3 万人を超える状態が続いていましたが、平成 22(2010)年以降は様々な取り組みの結果、8 年連続で減少しており、名古屋市においても減少傾向にあります。しかし、全国で毎年 2 万人、本市においても毎年 3 百人を超える方が自殺で亡くなられており、非常事態は未だに続いていると言わざるを得ません。



本市では、平成 19(2007)年度に「自殺対策推進本部会議」を設置し、全庁的な連携体制を構築するとともに、同年度に設置した「自殺対策連絡協議会」において、外部の学識経験者、医療関係者や地域団体等の方との意見交換を行ってきました。また、平成 20(2008)年度に「自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議」を設置し、相談機関の連携強化を図るなど、これまでの間、「自殺の予防」「自殺の防止」「自死遺族に対する支援」の3つの視点に立った総合的な自殺対策を推進してきました。

そうした中で、平成 28(2016)年に、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策基本法が改正されたことを契機として、本市といたしましてもあらゆる分野の事業に自殺対策の視点を反映させるとともに、市民の皆様に対して自殺対策に取り組む姿勢や目標を周知・啓発していくため、自殺対策の総合計画である「いのちの支援なごやプラン」を策定しました。

この計画では、これまで本市で取り組んできた自殺対策をさらに推進するための施策を展開していきます。また、施策のイメージがつかみやすく、わかりやすい計画となるよう、本市で先進的に取り組んでいる「なごや子ども応援委員会」や平成 30(2018)年度より推進している「ナゴヤ子ども・親総合支援」の施策、ウェブサイト「こころの絆創膏」や「ゲートキーパー」の役割についてコラム形式で紹介するなどの工夫をしました。

今後はこの計画に基づき、行政の各部門が相互に連携・協働し、総合的な対策を推進してまいります。

全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことができるよう、とりわけ、成長していく過程で様々な不安や悩みを抱える子どもについては「一人の子どもも死なせない名古屋」を実現できるよう、全市をあげて自殺対策に取り組んでまいります。今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました名古屋市自殺対策連絡協議会及び名古屋市自殺対策計画策定検討会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成 30 年 1 2 月

名古屋市長 河村 たかし

目 次

第1章 計画策定の考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	自殺対策の基本方針	2
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	4
5	計画の数値目標	4
6	推進体制と進行管理	6

第2章 自殺の現状

1	全国	8
2	愛知県	9
3	名古屋市	10

第3章 いのちの支援なごやプランにおける取り組み

1	基本施策の3つの視点	17
2	施策の展開	17
	(1) 自殺の予防	18
	① 市民への啓発と周知	19
	② ライフステージに応じた支援	21
	・ 児童・生徒	21
	・ 大学生等の学生	24
	・ 様々な困難を抱える子ども・若者	26
	・ 勤労者	26
	・ 妊産婦	28
	・ 高齢者	29
	③ 生きることの促進要因を増やす取り組み	30
	(2) 自殺の防止	32
	① 自殺対策を支える人材の育成	33

② リスク要因を抱えた方への支援	35
・精神疾患患者	35
・自殺未遂者	37
・慢性疾患等の重篤患者	38
・生活困窮者	39
・多重債務者	40
・DV 被害者	41
・児童虐待被害者	42
・犯罪被害者等	43
・災害被災者	44
・複合的に重なるリスク要因	45
(3) 自死遺族に対する支援	46

資料編

1 いのちの支援関連施策	50
2 自殺対策に関する市民アンケート調査結果の概要	68
3 自殺対策に関する市民アンケートの集計結果	70
4 自殺対策に関する調査研究結果	81
5 いのちの支援なごやプランの策定経過	85
6 「自殺対策計画策定検討会」委員名簿	87
7 自殺対策基本法	88
8 自殺総合対策大綱	92
9 悩みごとに関する相談窓口一覧	118

注1：平成31(2019)年5月に改元が予定されていますが、本計画ではわかりやすい表記とするため、平成31(2019)年度以降も「平成」を使用しています。

注2：本計画に記載している担当部局の名称は、平成30(2018)年4月1日時点の名称で表示しています。

1 計画策定の趣旨

本市の自殺者数は、平成10(1998)年に急増し、毎年400人を超える水準で推移してきましたが、平成27(2015)年以降は300人台に減少しました。しかしながら、今なお年間300人を超える水準で推移している状況は決して楽観できるものではありません。また自殺や自殺未遂によって、その方のご家族やご友人、周囲の方々が受ける影響は深刻であり、その厳しい現状を重く受け止めなければなりません。

国においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、平成28(2016)年に自殺対策基本法の改正がされました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが基本理念に明記され、すべての都道府県や市町村において自殺対策についての計画を定めることとされました。

また、平成29(2017)年には、法改正や自殺の実態を踏まえ、更なる取り組みを進めるべく、自殺総合対策大綱の見直しも行われました。

こうした法改正等の趣旨や、平成29(2017)年度に本市が実施した「自殺対策に関するアンケート」(以下「自殺対策に関するアンケート」という)(※)結果、および学識経験者や自死遺族の方等から構成される名古屋市自殺対策計画策定検討会でのご意見を踏まえ、「いのちの支援なごやプラン」(名古屋市自殺対策総合計画)を策定します。

この計画に基づき自殺対策をさらに推進し、全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことができる社会の実現をめざします。

※「自殺対策に関するアンケート」

市民の悩みやストレス、生きがい、居場所等に関することや、自殺対策や自殺に関する意識等について調査し、今後の取り組みの方向性を検討するための基礎資料として活用すること目的に平成29(2017)年度に「自殺対策に関するアンケート」を実施しました。

2 自殺対策の基本方針

本市では、自殺対策を以下の5つの方針のもとに推進していきます。

(1) 3つの視点による総合的な推進

①「自殺の予防」

市民一人ひとりの健康保持に取り組み、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等、自殺の危険性が低い段階の対策を実施します。

②「自殺の防止」

自殺発生のサインを見逃さず、自殺を未然に防ぐための対策を実施します。

③「自死遺族に対する支援」

市民の自死遺族に対する理解の促進と支援の充実を実施します。
以上の3つの視点から基本施策を推進します。

(2) 生きることの包括的な支援として推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しているため、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを推進します。

(3) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関係施策との有機的な連携を図り総合的に実施します。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であるにもかかわらず、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいいため、そうした心情や背景の理解を促進するとともに、「危機に陥った場合に誰かに援助を求めることは恥ずかしいことではない」というメッセージが共通認識となるよう、普及啓発を行います。

身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに誰もが早く気づき、相談機関や精神科医等の専門家につなぎ、その支援等を受けながら見守っていけるよう、広報啓発を行います。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

市を挙げて自殺対策に取り組んでいくためには、行政の各部門、関係団体、企業、市民等が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互に連携・協働し、総合的に対策を推進します。

それぞれの主体が果たすべき役割

<国>

国は、地方公共団体を始めとする各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進を図るとともに、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行います。

各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行うほか、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての地方公共団体が地域自殺対策計画に基づき、地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなど、地方公共団体と協力し、全国的なP D C Aサイクルを通じて自殺対策を推進する責務を有します。

<県及び市町村>

県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案した地域自殺対策計画を策定し、身近な行政主体として、国と連携しつつ地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進します。

県においては、管内の市町村への支援として、自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援や市町村等が行う自殺対策に対する相談支援等を行います。

<関係団体>

保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係団体は、それぞれの活動内容に応じて積極的に自殺対策に参画し、相互に連携していくことが必要です。

<企業>

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者のこころの健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより、自殺対策において重要な役割を果たすことから、積極的な参画が必要です。

<市民>

自殺の状況や自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合に「誰かに援助を求めることは恥ずかしいことではない」ということを理解する必要があります。

危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるように努めつつ、みずからのこころの不調や周りの人のこころの不調に気づき、適切に対処することができるようにすることが重要です。

3 計画の位置付け

自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく市町村自殺対策計画として、本市の自殺対策の総合的な推進に関する基本的な事項を定めます。

4 計画の期間

国の自殺対策大綱がおおむね 5 年を目途に見直しを行うこととされていることから、平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度までの 5 年間とします。

5 計画の数値目標

平成 34(2022)年の自殺死亡率（人口動態統計）を **12.8 以下**とします。

※自殺死亡率…人口 10 万人当たりの年間自殺者数

<目標設定の考え方>

国が自殺総合対策大綱で「平成 38(2026)年までに、自殺死亡率を平成 27(2015)年と比べて 30%以上減少させ、自殺死亡率を 13.0 以下とする」ことを目標としていることを踏まえ、本市においても、「平成 38(2026)年までに自殺死亡率を平成 27(2015)年と比べて 30%以上減少させる」ことを目指し、計画期間の終期となる平成 34(2022)年までに達成すべき値を算出し、数値目標としました。

自殺死亡率

	国	名古屋市
平成 27 年 (2015)	18.5	16.9
平成 28 年 (2016)	16.8	14.4
平成 34 年 (2022)	—	<u>12.8 以下【目標値】</u>
平成 38 年 (2026)	13.0 以下【目標値】 平成 27(2015)年比 30%以上減	11.8 以下 平成 27(2015)年比 30%以上減

※数値は、厚生労働省人口動態統計に基づき算出。

6 推進体制と進行管理

(1) 推進体制

- **名古屋市自殺対策推進本部・名古屋市自殺対策庁内連絡会**

本市における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、副市長を本部長、関係局長を本部員とする「名古屋市自殺対策推進本部」及び、庁内関係部署が相互に連携するための課長級職員による「名古屋市自殺対策庁内連絡会」により、計画を推進します。

- **名古屋市自殺対策連絡協議会・自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議**

関係機関、民間団体、学識経験者等で構成する「名古屋市自殺対策連絡協議会」を開催し、意見交換を行います。

様々な悩みについての相談機関による「自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議」を開催し、情報交換等を行うことで連携の強化を図ります。

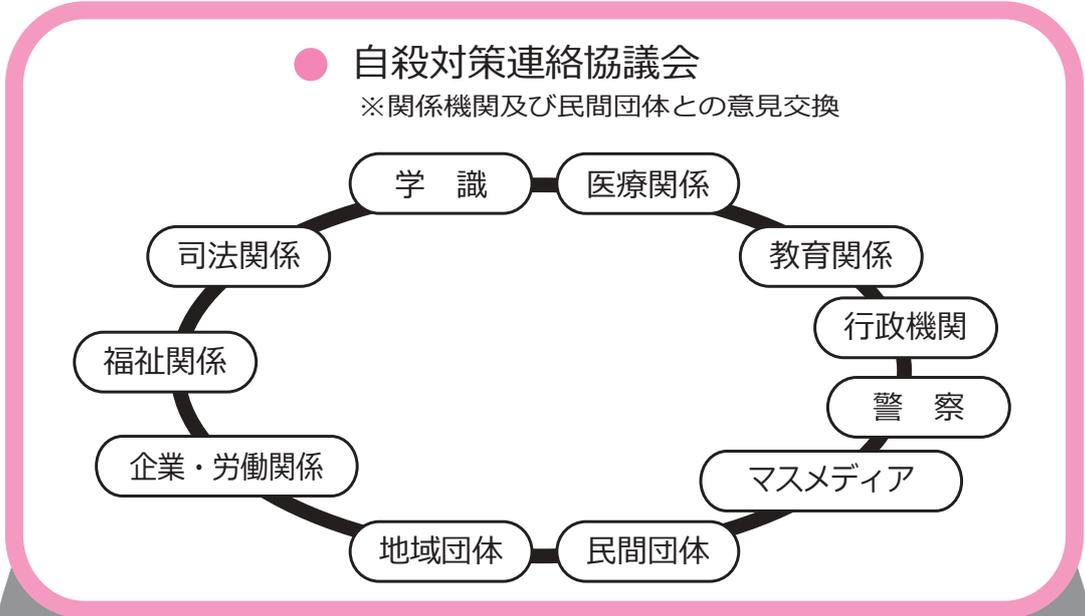
- **名古屋市自殺対策推進センター**

自殺対策に関する情報の収集や提供、連絡調整、人材育成等を効果的に行うため、健康福祉局内に名古屋市自殺対策推進センターを設置します。

(2) 進行管理

計画の実施状況について、その結果を「名古屋市自殺対策推進本部会議」、「名古屋市自殺対策庁内連絡会」において進捗状況を管理するとともに、「名古屋市自殺対策連絡協議会」において報告し、計画内容を着実に推進します。

推進体制



意見

報告

計画の推進・進捗状況の管理

- 自殺対策推進本部会議
※推進本部長：健康福祉局所管副市長
- 自殺対策庁内連絡会
※推進本部の幹事会

● 自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議
※関係相談機関の実務担当者との情報交換及び連携

● 自殺対策推進センター
(名古屋市健康福祉局に設置)
※情報の収集や提供、連絡調整、人材育成等

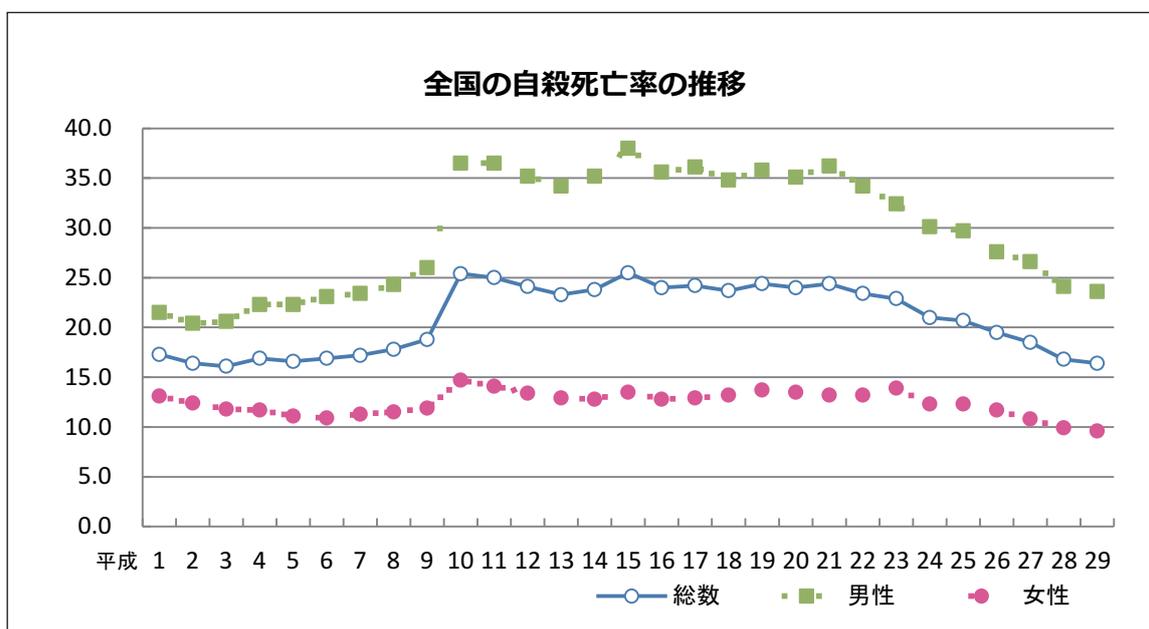
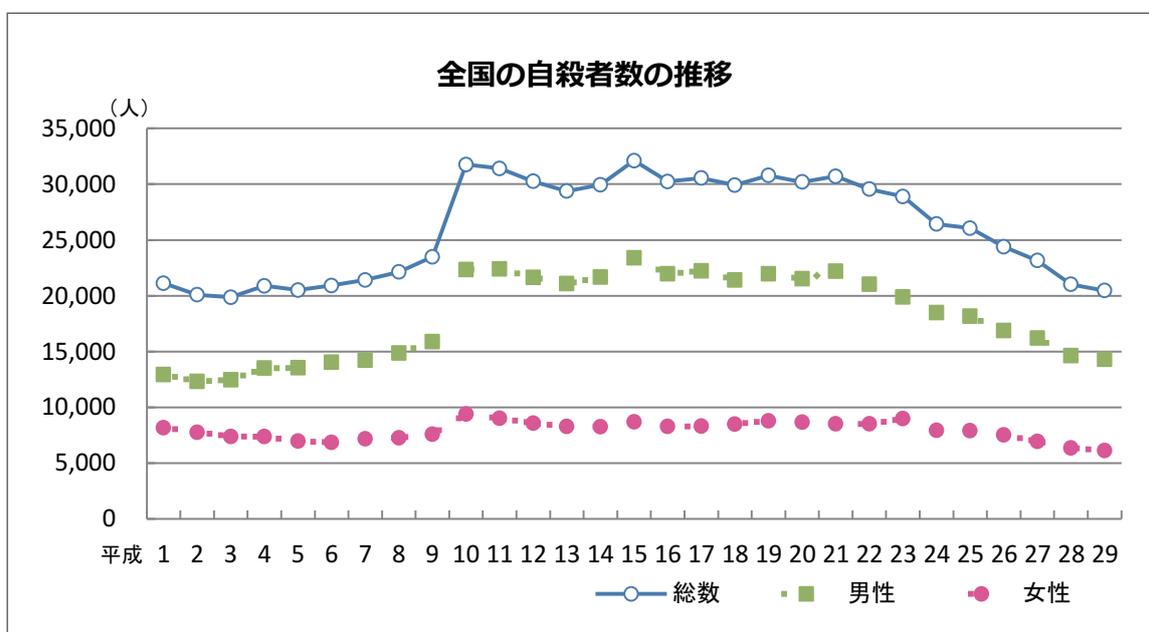
第2章 自殺の現状

1 全国

全国の自殺者数は、平成 10(1998)年に急増して以降、増減を繰り返していましたが、平成 22(2010)年以降 8 年連続で減少しています。

区 分	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
自殺者数	26,063 人	24,417 人	23,152 人	21,017 人	20,465 人
自殺死亡率	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4

(厚生労働省・人口動態統計)



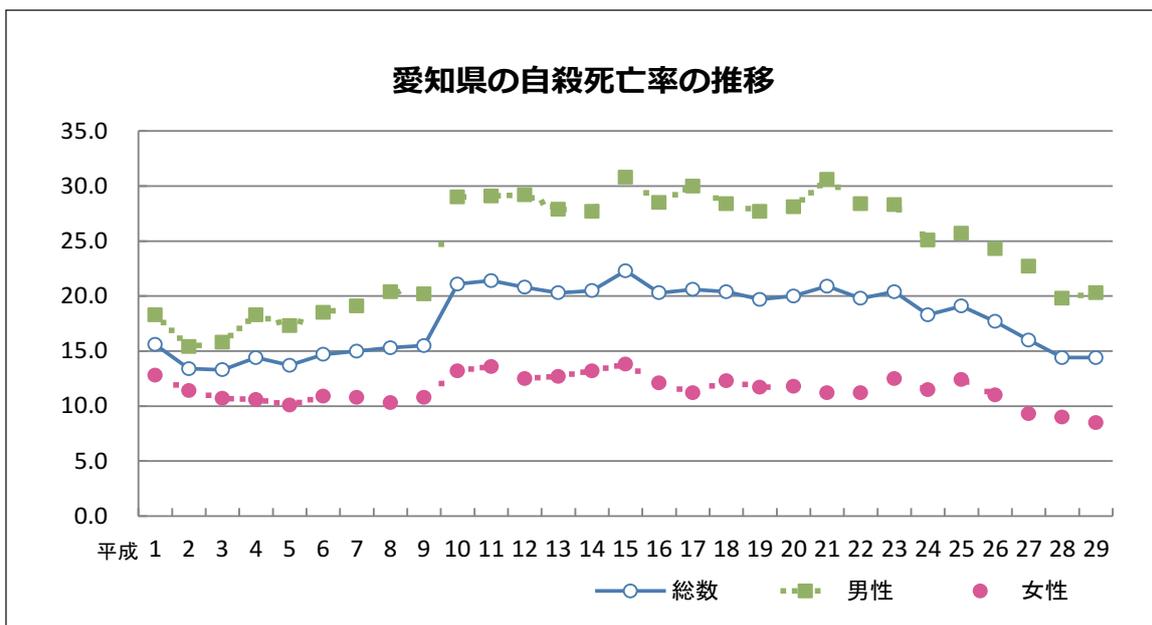
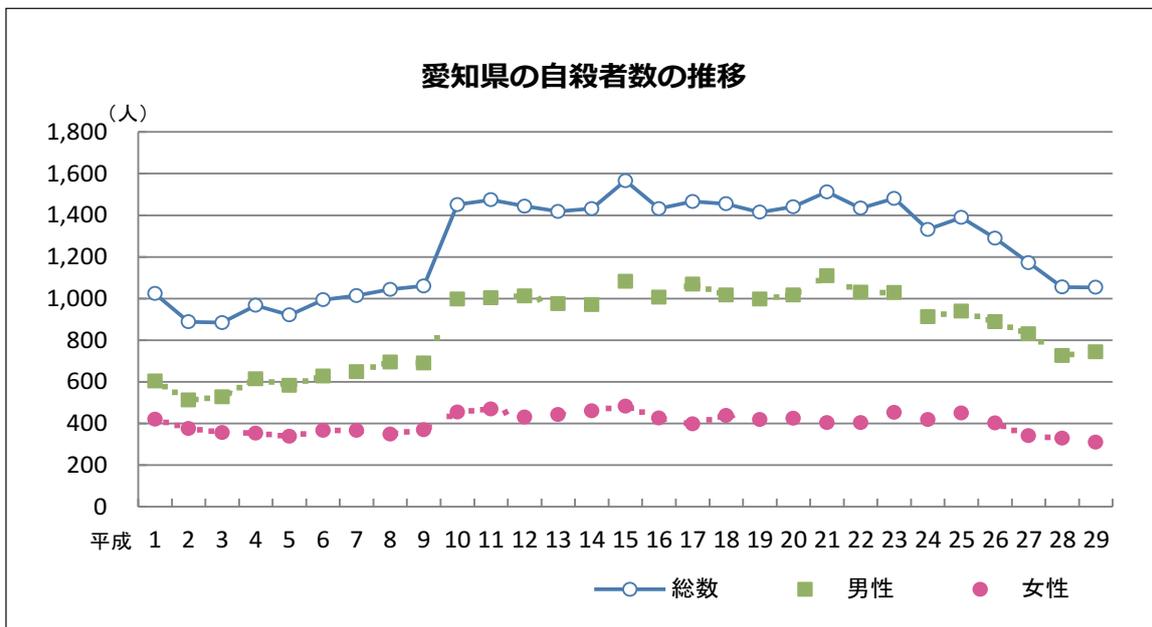
※「自殺死亡率」は、人口 10 万人当たりの自殺者数を表しています。

2 愛知県

愛知県の自殺者数は、平成 10(1998)年に急増して以降、増減を繰り返していましたが、近年は減少傾向にあり、平成 25(2013)年以降 4 年連続で減少しています。

区 分	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
自殺者数	1,389 人	1,290 人	1,172 人	1,055 人	1,054 人
自殺死亡率	19.1	17.7	16.0	14.4	14.4

(厚生労働省・人口動態統計)



3 名古屋市

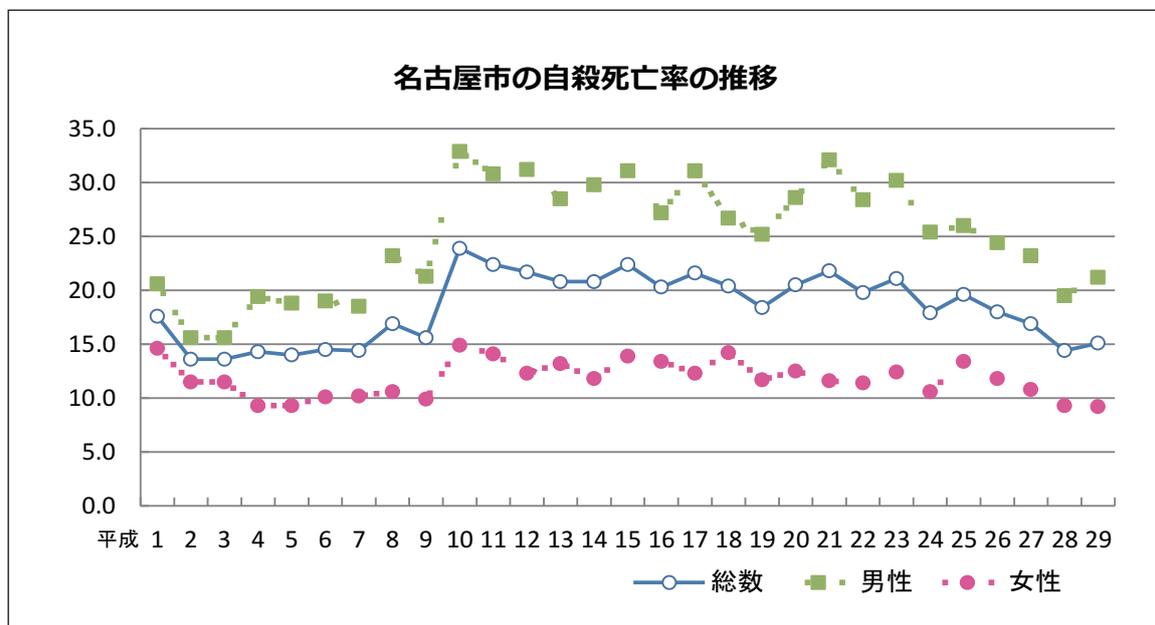
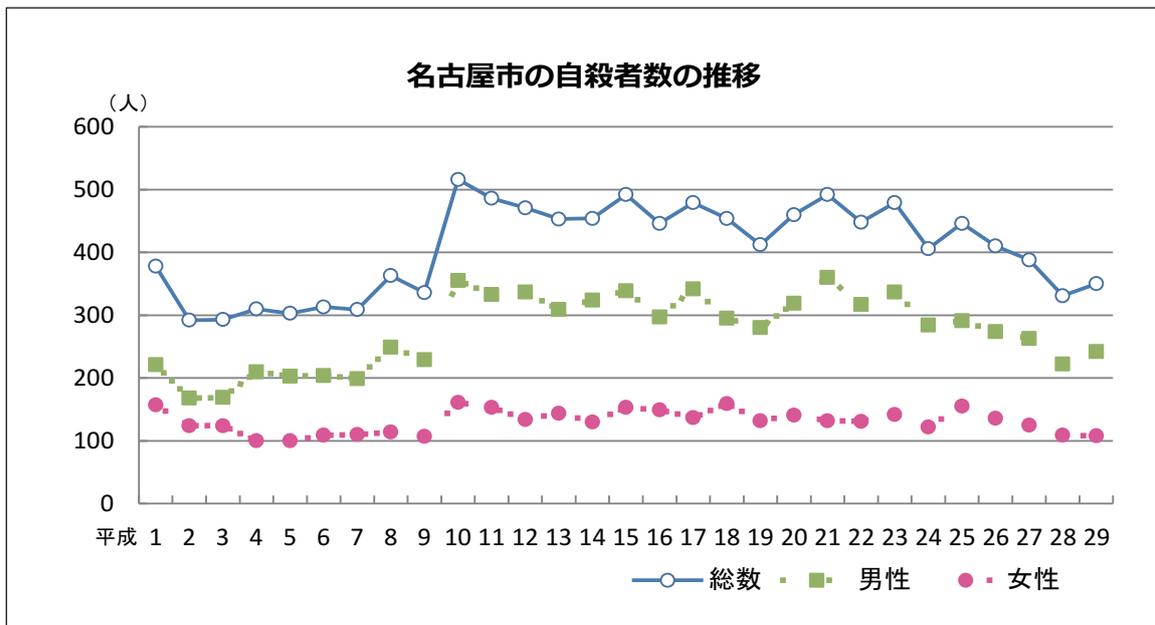
(1) 自殺者数・自殺死亡率

本市においては、平成 10(1998)年に自殺者数が急増して以降、自殺者数は増減を繰り返していましたが、近年は減少傾向にあります。平成 25(2013)年以降 3 年連続で減少していましたが、平成 29(2017)年は 19 名増加しています。

また、平成 29(2017)年の本市における自殺死亡率(人口 10 万人あたりの自殺者数)は 15.1 であり、全国と比較すると若干低い状況です。

区 分	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
自殺者数	446 人	410 人	388 人	331 人	350 人
自殺死亡率	19.6	18.0	16.9	14.4	15.1

(厚生労働省・人口動態統計)

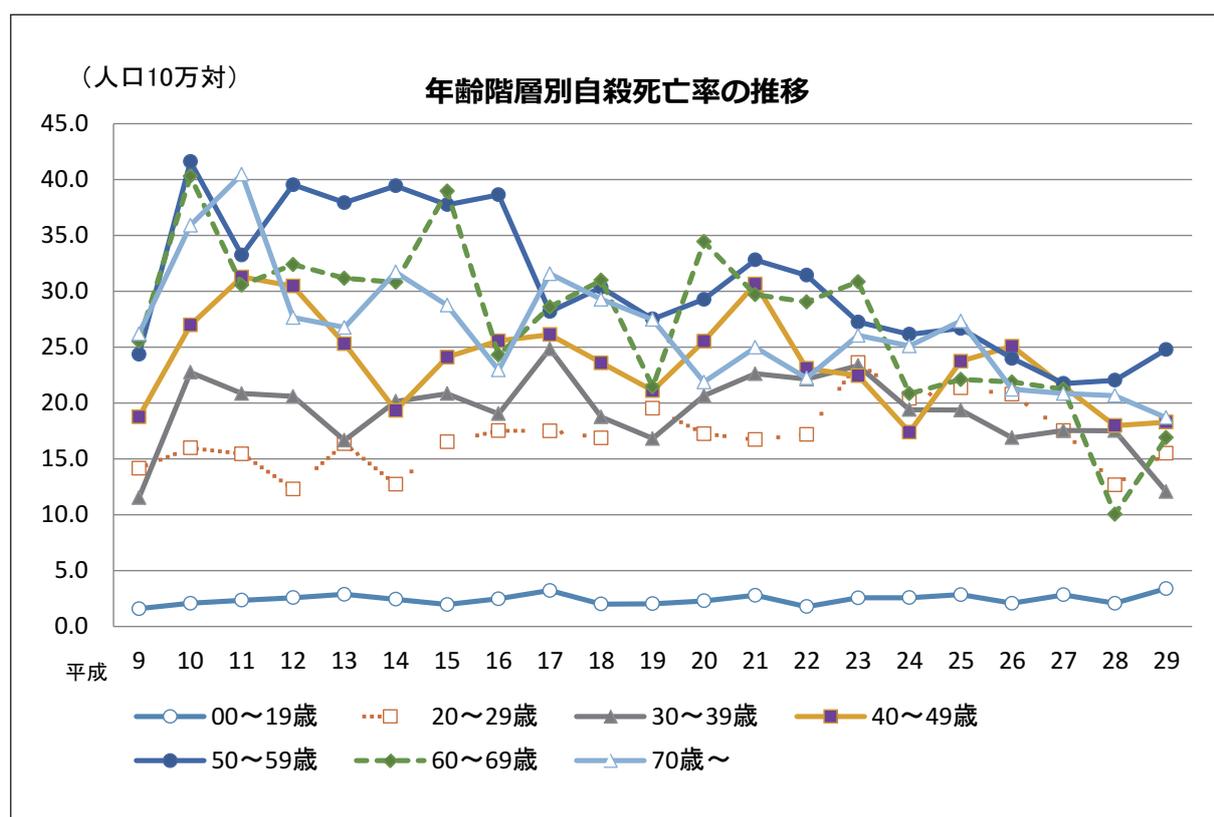


(2) 年齢階層別自殺者数

本市の年齢階層別自殺者数は、50歳以上においては、ピーク時に比べると全体的に減少傾向にあります。49歳以下の世代においては、増減を繰り返しながらもほぼ横ばいで推移しています。

年齢階層別自殺者数の推移

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	不詳	
平成 9(1997)年	7	53	34	58	73	61	50	-	336
平成 10(1998)年	9	59	69	79	130	98	72	-	516
平成 11(1999)年	10	56	65	87	108	75	85	-	486
平成 12(2000)年	11	42	65	82	129	81	61	-	471
平成 13(2001)年	12	55	54	67	123	80	62	-	453
平成 14(2002)年	10	42	67	51	126	81	77	-	454
平成 15(2003)年	8	53	71	64	119	104	73	1	493
平成 16(2004)年	10	55	66	69	119	66	61	-	446
平成 17(2005)年	13	52	87	73	87	78	89	-	479
平成 18(2006)年	8	50	67	66	94	83	86	-	454
平成 19(2007)年	8	58	60	61	82	59	84	-	412
平成 20(2008)年	9	51	73	76	83	99	69	-	460
平成 21(2009)年	11	49	79	94	89	89	81	-	492
平成 22(2010)年	7	47	76	73	83	88	74	-	448
平成 23(2011)年	10	64	78	73	71	93	90	-	479
平成 24(2012)年	10	55	63	58	68	62	90	-	406
平成 25(2013)年	11	57	61	81	70	65	101	-	446
平成 26(2014)年	8	55	52	87	64	63	81	-	410
平成 27(2015)年	11	45	54	76	60	61	81	-	388
平成 28(2016)年	8	33	53	65	61	30	81	-	331
平成 29(2017)年	13	41	36	66	71	47	76	-	350



(3) 名古屋市年齢階級別死因順位

年代別の死因をみると、名古屋市では15歳～39歳の各年齢階級の死因の第1位は自殺となっています。また40歳代・50歳代についても自殺が死因の上位を占めています。

本市の年齢階級別死因順位

年齢階級	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数	割合(%)	死因	死亡数	割合(%)	死因	死亡数	割合(%)
15-19	自殺	12	54.5	悪性新生物	4	18.2	不慮の事故	2	9.1
20-24	自殺	20	51.3	不慮の事故	10	25.6			
25-29	自殺	21	43.8	不慮の事故	8	16.7	悪性新生物	4	8.3
							心疾患	4	8.3
30-34	自殺	15	27.3	悪性新生物	12	21.8	不慮の事故	5	9.1
35-39	自殺	21	26.9	悪性新生物	20	25.6	不慮の事故	13	16.7
40-44	悪性新生物	47	30.1	自殺	30	19.2	不慮の事故	14	9.0
45-49	悪性新生物	91	35.0	自殺	36	13.8	脳血管疾患	19	7.3
50-54	悪性新生物	139	39.9	自殺	38	10.9	心疾患	26	7.5
55-59	悪性新生物	213	43.9	自殺	33	6.8	心疾患	32	6.6
							脳血管疾患	32	6.6
60-64	悪性新生物	334	47.2	心疾患	67	9.5	脳血管疾患	58	8.2
65-69	悪性新生物	763	47.2	心疾患	170	10.5	脳血管疾患	89	5.5
70-74	悪性新生物	895	46.6	心疾患	193	10.1	脳血管疾患	115	6.0
75-79	悪性新生物	1,053	37.9	心疾患	344	12.4	脳血管疾患	181	6.5
80-84	悪性新生物	3,812	28.7	心疾患	508	13.3	脳血管疾患	296	7.8
85歳以上	老衰	1,539	16.6	悪性新生物	1,476	16.0	心疾患	1,466	15.9

(平成 29(2017) 年名古屋市人口動態統計)

注1：割合は、それぞれの年齢階級別死亡数に対する百分率。

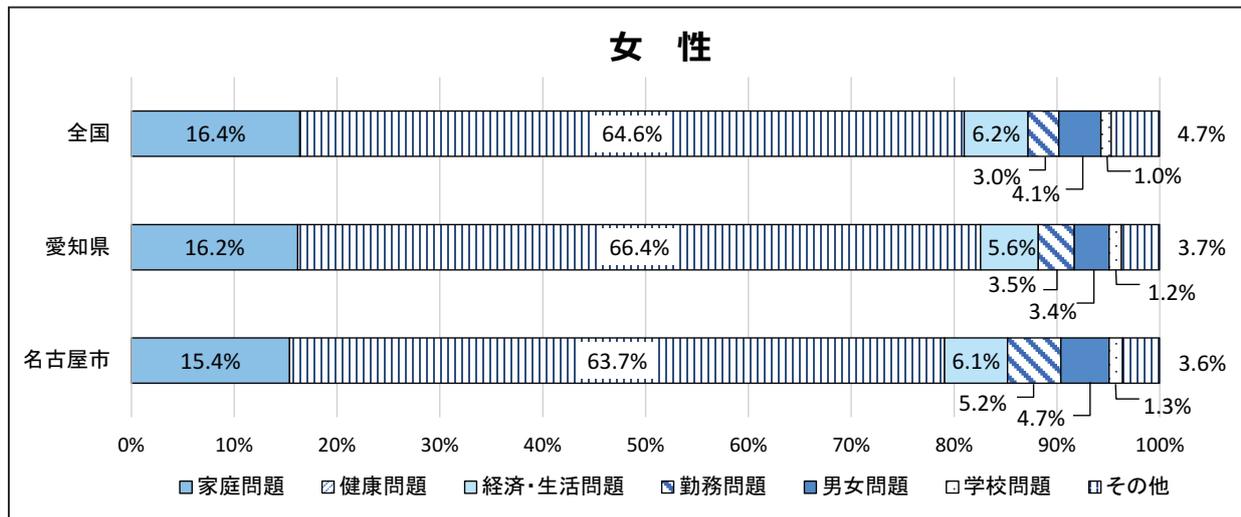
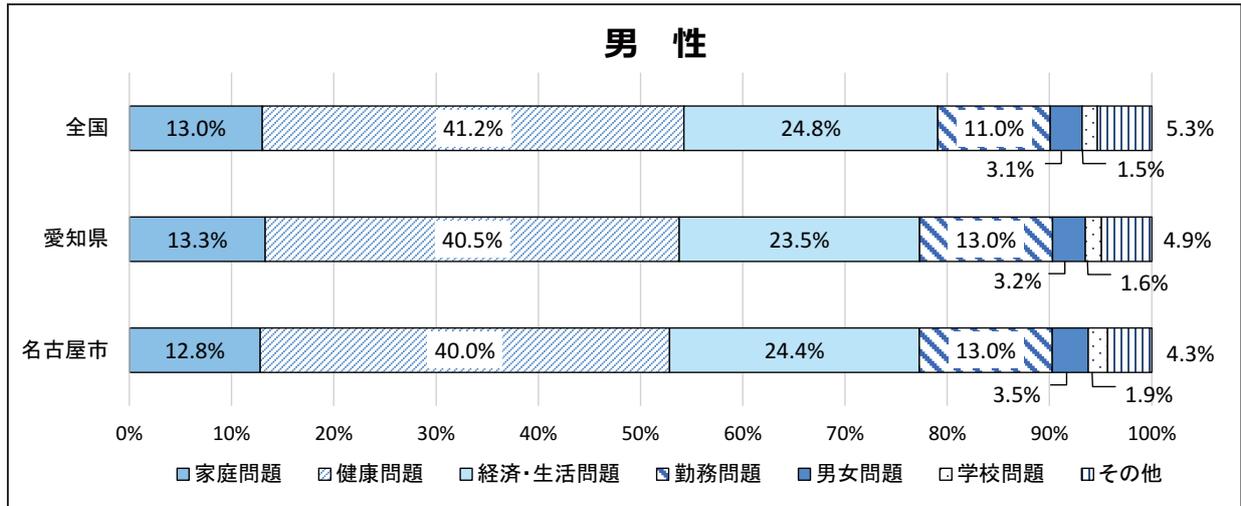
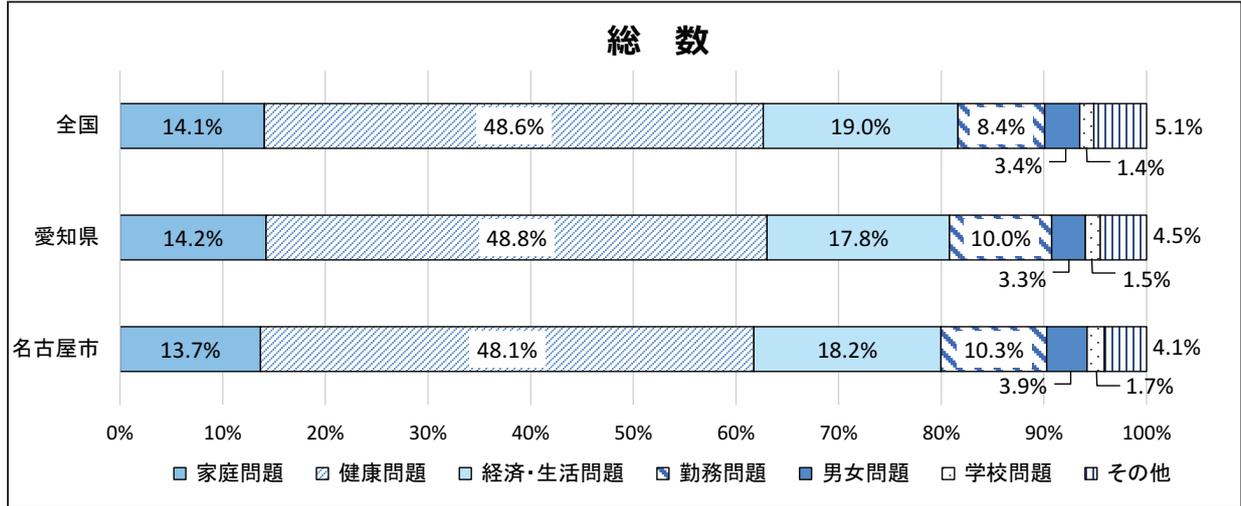
注2：死亡数同数の場合は、同一順位に死亡数を列記し、次位を空欄とした。

注3：死亡数が1となる死因は除く。

(4) 原因・動機別自殺者数

本市の原因・動機別自殺者数では、健康問題を挙げる人が多数を占めています。次いで家庭問題、経済・生活問題、勤務問題を理由とする人も多くなっています。これは、全国、愛知県とほぼ同様の傾向です。

全国・愛知県・本市の比較 平成21(2009)年から平成29(2017)年の累計



本市の原因・動機別自殺者数の推移

区分	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成 21(2009)年	69	237	119	33	23	10	17
平成 22(2010)年	82	274	125	53	22	7	26
平成 23(2011)年	70	289	127	65	25	7	25
平成 24(2012)年	76	270	86	57	20	3	19
平成 25(2013)年	84	307	91	53	22	13	31
平成 26(2014)年	66	234	103	54	18	9	27
平成 27(2015)年	82	235	93	60	15	14	22
平成 28(2016)年	70	224	66	63	22	5	12
平成 29(2017)年	61	246	68	59	23	13	18

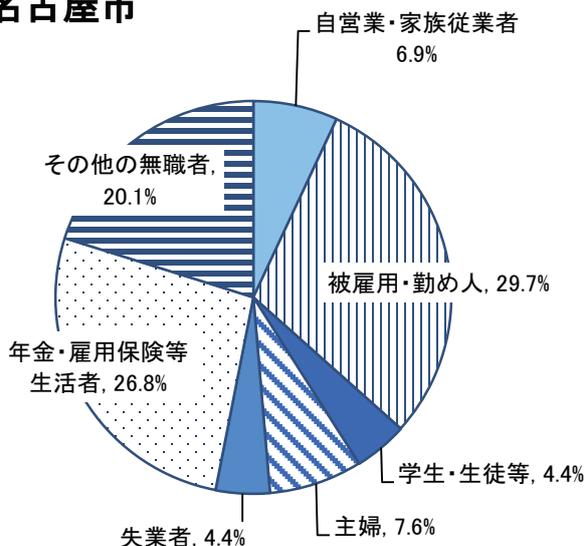
※数字は遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推測できる原因・動機が3つまで計上できるため、自殺者数とは一致しない。

(5) 職業別自殺者数

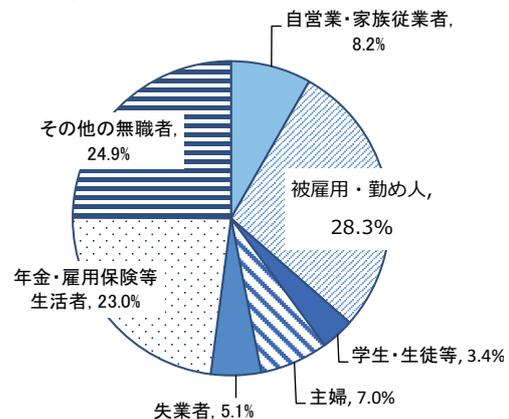
本市における職業別の自殺者数においては被雇用・勤め人、年金・雇用保険等生活者、その他無職者の順に多くなっており、愛知県とほぼ同様の傾向にあります。また全国は被雇用・勤め人、その他の無職者、年金・雇用保険等生活者の順に多くなっていきます。

全国・愛知県・本市の比較 平成 21(2009)年から平成 29(2017)年の累計

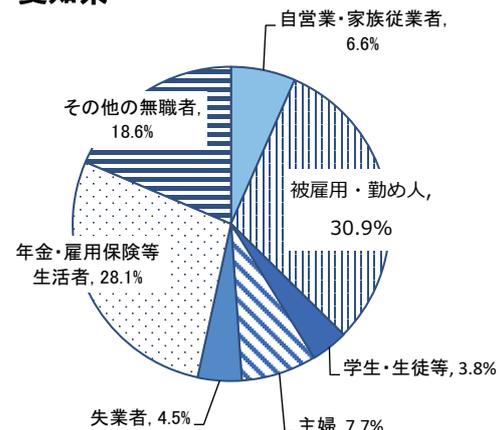
名古屋市



全国



愛知県



本市の職業別自殺者数の推移

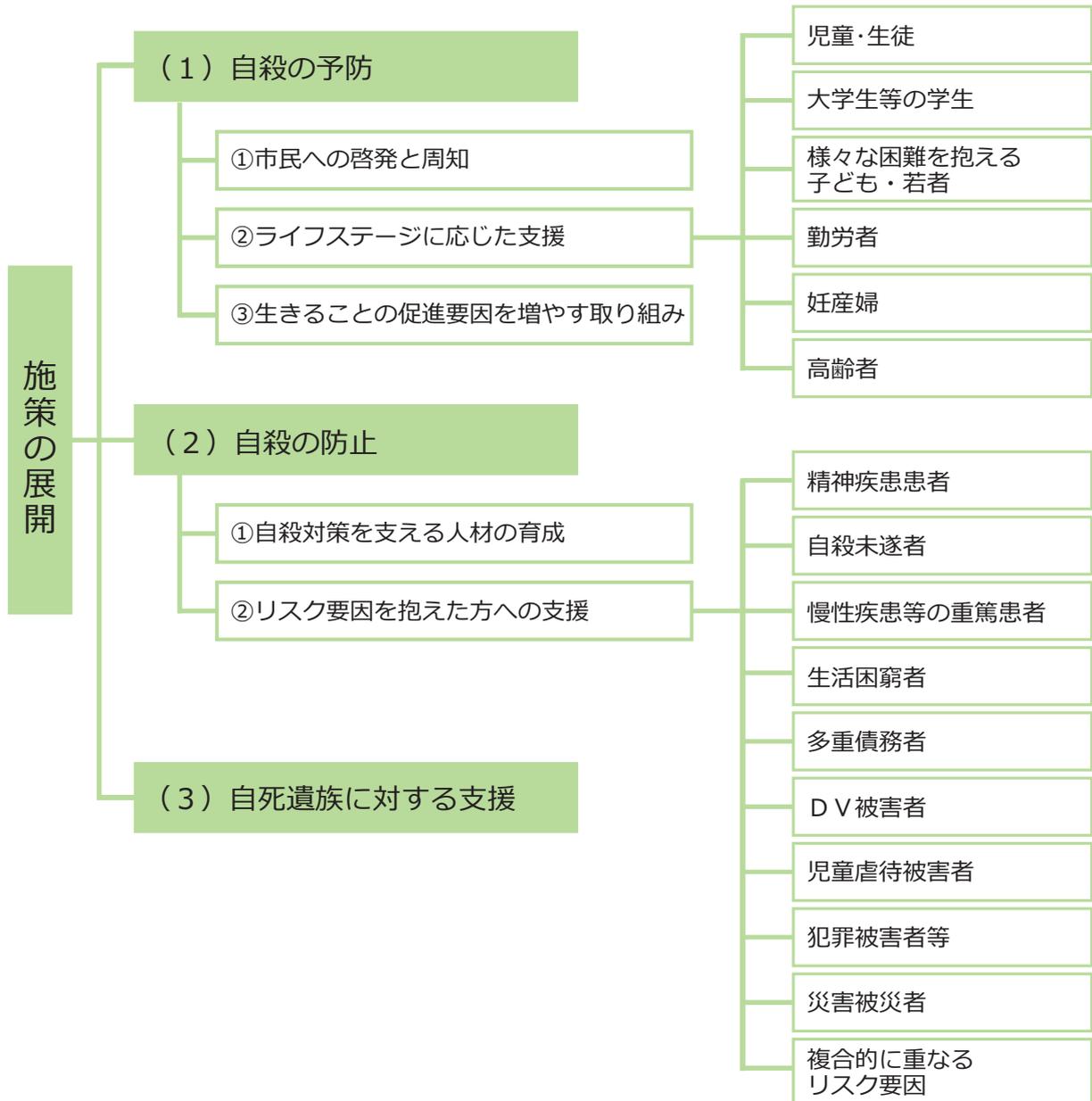
区分	職業別								
	自営業・ 家族従業者	被雇用・ 勤め人	無職	学生・ 生徒等	無職者	主婦	失業者	年金・雇 用保険等 生活者	その他の 無職者
平成 21(2009)年	52	147	326	25	301	30	50	124	97
平成 22(2010)年	39	157	300	21	279	47	21	100	111
平成 23(2011)年	40	149	339	22	317	35	27	132	123
平成 24(2012)年	36	138	297	14	283	38	19	135	91
平成 25(2013)年	31	129	331	29	302	43	15	149	95
平成 26(2014)年	26	130	305	15	290	31	11	148	100
平成 27(2015)年	21	142	297	23	274	37	17	131	89
平成 28(2016)年	25	129	240	15	225	41	9	108	67
平成 29(2017)年	24	137	247	24	223	21	17	109	76

第3章 いのちの支援なごやプランにおける取り組み

1 基本施策の3つの視点

すべての市民がかげがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことができる社会を実現していくため、(1)「自殺の予防」、(2)「自殺の防止」、(3)「自死遺族に対する支援」という3つの視点から総合的に取り組みを推進します。

2 施策の展開



(1) 自殺の予防

自殺の危険が低い段階で予防を図る「自殺の予防」の取り組みとして、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり「危機に陥った場合に誰かに援助を求めることは恥ずかしいことではない」という共通認識を持てるよう、自殺や精神疾患などの正しい知識の普及啓発を推進します。

またライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なり、抱える悩みも多様であることから、若年層から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた自殺予防の取り組みを推進します。

さらに相談ができる環境が整っていることや生きがいがあることなど、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まると考えられていることから、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことも自殺の予防には必要です。

計画期間中（平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度）に重点的に行う取り組み

- ✿ 自殺や精神疾患などの正しい知識の普及啓発の促進や、多様な悩みに対応する各種相談機関の認知度向上のためウェブサイト「こころの絆創膏」の機能向上など広報・周知の強化を図ります。
- ✿ 名古屋市こころの健康（夜間・土日）無料相談の拡充により様々なこころの悩みを抱えた方の利用促進や認知度向上を図ります。

評価指標	現況 (平成 29(2017)年度)	計画目標 (平成 34(2022)年度)
ウェブサイト「こころの絆創膏」の認知度	15.5%	30%
名古屋市こころの健康（夜間・土日）無料相談の認知度	15.3%	30%

① 市民への啓発と周知

<現状・課題>

- 「自殺対策に関するアンケート」では「悩みやストレスを感じたときに、助けを求めたり、誰かに相談することは恥ずかしいと思う人」の割合が22.2%、また「深刻な悩みを抱えたときに、あなたは誰かに（どこかに）相談すると思いますか」という問いに対し、「相談しない」と回答した人の割合は16.6%でした。
- こころの健康づくりと精神疾患についての正しい理解の促進や相談窓口周知などの市民全体への普及啓発を行う必要があります。

<主な取り組み>

- こころの健康づくりと精神疾患についての正しい理解の促進や相談窓口周知のため、ウェブサイト「こころの絆創膏」（コラム1）の運営、啓発パンフレットや啓発物品の作成・配布、各種イベントや講演会の実施等を行っています。
- 自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）に、国や愛知県、関係機関・団体と連携し、ポスターの掲示やキャンペーン、「こころの絆創膏」をはじめとした啓発物品の配布など、集中的な啓発事業を実施しています。

<施策の基本的方向>

- こころの健康や自殺予防についての正しい理解の促進や様々な悩みに対応した各相談窓口の周知を目的とした広報・啓発活動の充実を図ります。
- 適切な自殺関連報道がなされるよう、世界保健機関（WHO）が作成した「自殺予防メディア関係者のための手引き」を周知します。
- ウェブサイト「こころの絆創膏」を活用し、若年層に向けた広報・啓発活動を強化します。



↑ 相談窓口一覧パンフレット

コラム 1 こころの絆創膏

「こころの絆創膏」とは、名古屋市のさまざまな自殺対策事業に名付けられているキーワードです。絆創膏の「絆」という字は、「きずな」とも読みます。悩みが小さなうちに、人と人との絆で手当てしたいという思いが込められています。

また、ウェブサイト「こころの絆創膏」は、約 190 の相談窓口や自助グループの情報を掲載しているサイトです。精神科医療機関の情報や自死遺族の方へのメッセージなども掲載されており、悩みを抱えたときに解決のヒントとなる情報を検索することができます。

🍀 ウェブサイト「こころの絆創膏」URL：<http://www.inochi-akari.city.nagoya.jp/>

こころの絆創膏

検索



仕事の
悩み

病気の
悩み

生活の
悩み

学校関係の
悩み

金銭的な
悩み



② ライフステージに応じた支援

■ 児童・生徒

<現状・課題>

- 厚生労働省が人口動態統計により作成した平成 29(2017)年の全国の死因順位別のデータによると 10 歳代の死因の第 1 位が自殺となっています。
- 問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることができると言われています。

<主な取り組み>

- 児童・生徒に困難やストレスへの対処法や、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということ学ぶ教育（S O S の出し方に関する教育）を行う際に活用する児童・生徒のための啓発パンフレットや解説書を作成するとともに、子どもが出した S O S について、周囲の大人がどのように受け止めるかなどについて普及啓発を実施するためのパンフレットを作成しています。
- 名古屋市立学校（小・中・特別支援・高等学校）の児童・生徒（小 4～高 3）を対象に子ども・若者向けこころの健康に関する啓発パンフレット（「気づいてる？こころの S O S」）を用いた自殺予防教育を実施し、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法を学び、実際に活用できるようにしています。



(小学生用)



(中学生・高校生用)



(解説書)

こころの健康に関する啓発パンフレット「気づいてる？こころの S O S」

- 名古屋市内の私立学校の自殺予防教育を支援するため、子ども・若者向けこころの健康に関する啓発パンフレットを配布しています。
- 児童・生徒が出したＳＯＳに気づき、受け止め、適切に支援できるよう、自死遺児やＳＯＳをうまく表現できない児童・生徒等に対する理解も含め、教職員の資質向上を図るための研修等を実施しています。
- 名古屋市立学校（小・中学校）の児童・生徒全員に対して学校生活アンケート「hyper-QU（ハイパーキューキュー）」を行い、児童生徒の心の状態を把握し、きめ細やかな指導・支援に生かします。
- 子どもたちのスマートフォンやインターネットの利用が増加していることに伴い、インターネット上の誹謗・中傷・不適切な書き込みの検索・監視・削除等を行うとともに、ＳＮＳ等を活用した報告・相談体制を試行的に導入することにより、多様な悩みや相談に対応しています。
- いじめ、不登校や非行等の問題に対応するため、常勤のスクールカウンセラーを始めとするスタッフを学校現場に配置し、「なごや子ども応援委員会」(コラム２)を設置しています。
- さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に寄り添って総合的に支援し、子どもの目の前の進路にとどまらず将来の針路を応援するための「ナゴヤ子ども・親総合支援」(コラム３)を実施しています。

<施策の基本的方向>

- 悩みをひとりで抱え込まない児童・生徒を育てることを目標に、自殺予防教育を推進するとともに、周りの大人が児童・生徒のＳＯＳに気づき、受け止め、適切に支援できるよう、家庭・地域・学校・関係機関の連携強化を図ります。



コラム 2 なごや子ども応援委員会

なごや子ども応援委員会は、常勤の専門職を学校現場に配置し、子どもたちと普段から関わりながら学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進する組織です。

❖ 職員の構成と主な職務内容

● スクールカウンセラー

臨床心理士等の専門的知識・経験を活かし、心理教育等の観点に基づいた学校生活全般に対する援助や、児童生徒・保護者・教職員への相談対応を行います。

● スクールソーシャルワーカー

社会福祉士等の福祉の専門的知識・経験を活かし、児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関との連携を図ります。

● スクールアドバイザー

学校に対する外部からのご意見への対応や地域との連絡調整を行います。

● スクールポリス

元警察官が学校内外の見守り活動や必要に応じた警察との連携を図ります。

❖ なごや子ども応援委員会の活用方法など、詳しくは、ホームページをご覧ください。

なごや子ども応援委員会

検索



コラム 3 ナゴヤ子ども・親総合支援

- 子どもライフキャリアサポートモデル事業
ライフキャリアに専門性を有する職員が学校に常駐し、子どもたちが夢や目標に踏み出すことができるよう、個々の児童生徒の特性や家族背景などを踏まえ、発達段階に応じ、職業に限らず生涯を通じたライフプランを描く支援を行います。
- キャリア支援モデル事業
児童生徒の生涯を通じた発達を支援する「キャリア支援」を進めるため、小・中学校の9年間を見通した支援の試行実施、高等学校等における支援体制の充実、支援に係る基本方針の策定作業等を行います。
- 家庭訪問型相談支援モデル事業
不登校、成績不振など様々な悩みを抱える子どもや親に対して、家庭訪問による相談支援を行い子どもの将来を応援するための支援を行います。
- 子どもの権利擁護機関の設置準備
子どもの権利の侵害に関して擁護・救済を図る第三者機関の設置に向けた検討を行います。

■ 大学生等の学生

<現状・課題>

- 大学生等の学生は住み慣れた地域や保護者の元を離れ一人暮らしを始めるなど環境や人間関係の大きな変化といった高校生までとは異なる悩みが発生することがあります。

<主な取り組み>

- 市内の大学、短期大学等と連携して学生相談に関わる大学・短期大学関係者等が情報交換する「こころの絆創膏セミナー」を開催しています。
- 若年層が親しみやすい漫画を題材にしたり、相談機関等と連携したりすることにより、若年層の援助希求行動を促すためのイベント「スマイルデーなごや（コラム4）」を行うとともに、若年層と親和性の高いSNSを活用した情報発信やウェブサイトによる情報提供を行っています。

<施策の基本的方向>

- 市内の大学等との連携により、援助希求行動の促進や相談窓口等の周知を図ります。

コラム 4 スマイルデーなごや

悩みを抱えた際の援助希求行動を促し、子ども・若者が各相談窓口への理解を深めることで、子ども・若者の自殺予防につなげることを目的とした、子ども・若者向けイベント「スマイルデーなごや」を平成 25(2013)年度より開催しています。

イベントには、若年層の相談支援を行っている各種相談機関が参加し、広く子ども・若者に対し、生活上の困難やストレスに直面した際の援助希求行動を促すため、「悩みを抱えたときには、周囲に援助を求めよう」というメッセージを発信する企画を実施しています。



スマイルデーなごや当日の様子

また、イベントに先立ち、「悩んでいるときに救われたひと言」などをテーマにした「スマイル! マンガコンテスト」を開催しています。平成 25(2013)年度マンガコンテストの受賞作品は、名古屋市いのちの支援広報キャラクター「うさじ」として採用し、各種自殺対策事業の普及啓発のために活用しています。

●名古屋市いのちの支援関連施策をPRする広報キャラクター

うさじ



●うさじ

言われたことは忠実にこなす。基本まじめな性格。

ぴよ吉



●ぴよ吉

うさじの友達。友達の中では一番うさじと仲が良い。家族ぐるみで付き合いがある。

うさじじ



●うさじじ

うさじの父親。頑固で古風な考え方。息子が軟弱だと頼りなく思っている。

うさばば



●うさばば

うさじの母親。息子思いの優しいお母さん。

コア丸



●コア丸

うさじとぴよ吉の同級生で友達。3人の中では一番のんびり屋でボーっとしている。

■ 様々な困難を抱える子ども・若者

<現状・課題>

- ひきこもりやニート等、社会参加や自立にあたって困難を抱える子ども・若者を支援することは、本人及び家族の精神的負担を軽減することに繋がり、自殺の予防に有効であると考えられます。

<主な取り組み>

- 精神保健福祉センター（ここらぼ）に併設している「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりの本人や家族等の相談、関係機関との連絡調整、リーフレットの作成などを行っています。
- 「子ども・若者総合相談センター」において、ニート、ひきこもりなど社会生活を営む上で様々な困難を抱える子ども・若者の相談を行い、その子ども・若者の状況に応じた支援機関へつなぐとともに、子ども・若者が最終的には就労など自立できるように支援しています。

<施策の基本的方向>

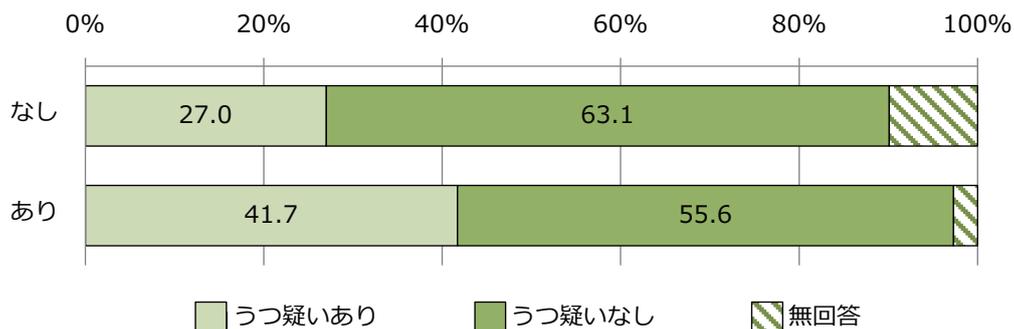
- 関係支援機関との連携強化や相談・訪問支援の体制を整備することで困難を抱える子ども・若者の支援の充実を図ります。

■ 勤労者

<現状・課題>

- 警察庁の自殺統計によると、平成 29(2017)年の本市の職業別の自殺者においては、「被雇用・勤め人」の割合が 32.9%と最も高くなっており、自営業・家族従業員を合わせると有職者の自殺者数は全体の 38.6%となります。
- また、原因・動機別で見ると、他の原因・動機が減少傾向であるにもかかわらず、「勤務問題」は減少していません。

「職場の人間関係」または「長時間労働」の悩み、ストレスはありますか？



※ 「自殺対策に関するアンケート」より

- 長時間労働や職場の人間関係などから生じる強いストレスにより、うつ病を発症することがあり、うつ病は自殺のリスク要因であることから、職場におけるメンタルヘルス対策やワーク・ライフ・バランスの推進が必要とされています。

<主な取り組み>

- 勤労者を主な対象にした「こころの絆創膏キャンペーン」活動を朝の通勤時間帯や夕方の帰宅時間に合わせて実施し、うつ病の症状や悩みに応じた相談機関の情報を掲載した絆創膏を配付しています。



↑携帯用絆創膏
「こころの絆創膏」

- 勤労者が相談しやすいように、平日夜間や土日に精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーによる「名古屋市こころの健康（夜間・土日）無料相談」を開催しています。
- 勤労者等を対象に、市民相談室で専門家による労働相談を実施しています。
- 中小企業や経営者団体等の実施する研修においてメンタルヘルス対策に関する出前講座を行う専門家を派遣するほか、企業の就労環境整備に向けた啓発・相談等を行い、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援しています。

<施策の基本的方向>

- こころの健康や相談窓口についての周知を推進するとともに、相談できる場の充実を図ります。



「こころの絆創膏キャンペーン」活動の様子

■ 妊産婦

<現状・課題>

- 妊娠中及び出産直後は、ホルモンバランスや生活環境の急激な変化により精神面の不調をきたすことがあり、症状が深刻となる「産後うつ病」も一定の割合で発症することが報告されています。妊産婦の自殺死亡率は、同世代の一般女性よりも高く、産後うつは自殺リスクを高める要因であることから、母子保健施策における妊産婦への支援の中で、産後うつの発症予防及び早期発見、早期対応に取り組む必要があります。
- 平成 28(2016)年度に実施した産婦訪問の結果によると、産後うつの疑いがあると判定された人の割合は 9.7%でした(産後うつ病のスクリーニング尺度である「産後うつ病自己調査票 (EPDS)」を活用)。

<主な取り組み>

- 子育て総合相談窓口(子育て世代包括支援センター)における母子健康手帳交付時に、保健師等が全員に面接を行い、継続的な支援が必要な妊婦に対しては、状況に応じた支援を行います。また、出産を目前に控えた妊婦に対しては、電話等による働きかけを行うことにより、妊娠・出産の不安を軽減し、出産後も気軽に相談がしてもらえよう妊娠期からの支援を行います。
- 出産後間もない産婦に対しては、心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、心身の不調又は育児不安を抱える産婦等に対しては、心身のケアや育児のサポートを行う等、安心して子育てができる支援体制を確保しています。
- 産婦に対して家庭訪問をする際には、産後うつ病の予防に関するリーフレットを配布するなど、産後うつ病の予防と早期発見を図ります。

<施策の基本的方向>

- 母子保健事業の中でも、特に妊娠期から産後の初期段階までの支援を充実させることで、産後うつ病の予防や早期発見、育児不安や負担の軽減が図れるように取り組んでいきます。



■ 高齢者

<現状・課題>

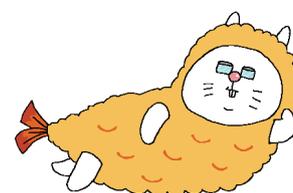
- 本市における高齢者の自殺死亡率は、ピーク時と比べ大きく減少していますが、高齢者の自殺者数は減少しておらず、自殺者数全体に占める割合は大きくなっています。
- 高齢者の自殺の背景には、慢性疾患による継続的な身体的苦痛や将来への不安、身体機能の低下に伴う社会や家庭での役割の喪失感、近親者の喪失体験、介護疲れ等によるうつ病が多いと言われています。
- 高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいとされています。高齢者の閉じこもりや抑うつ状態になることを予防することは、介護予防の観点からも必要です。

<主な取り組み>

- 高齢者の孤立防止事業等により地域の支援ネットワークを構築するとともに、いきいき支援センター（地域包括支援センター）において健康・福祉・介護などに関する総合相談の実施や孤立しがちな高齢者に対して個別のケースワークを行うことでひとりひとりの状況に合わせた支援を実施しています。
- 地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、福祉会館や鯉城学園において、講座の実施や交流の場の提供を行うことで、仲間づくりを促し、高齢者の生きがいを高めています。
- 家族介護者教室を実施する等により高齢者を介護する方の負担を軽減する取り組みも実施しています。

<施策の基本的方向>

- 高齢者の地域の支援ネットワークの連携を強化し、高齢者の見守り等支援の充実を図ります。

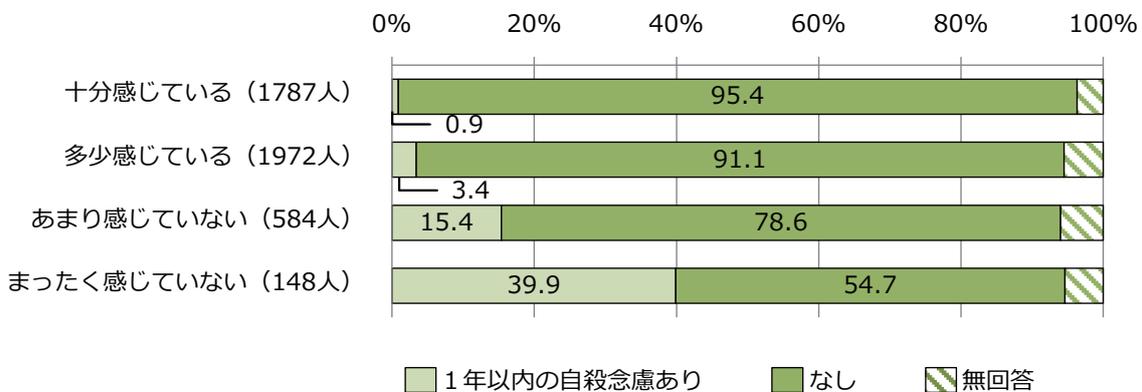


③ 生きることの促進要因を増やす取り組み

<現状・課題>

- 自殺を考える方は、複数の問題を抱えていることが多いことから、それぞれの問題に対応する相談窓口が整備されており、また適切な連携が図られていることが生きることの促進要因となります。
- 「自殺対策に関するアンケート」では、「あなたは、現在、どの程度生きがい（喜びや楽しみ）を感じていますか」という問いに対する回答別に最近1年以内に自殺念慮があった人の割合をみると、「生きがいをまったく感じていない」人（148人）の中で1年以内に自殺念慮のあった人の割合が39.9%と最も高いという結果でした。

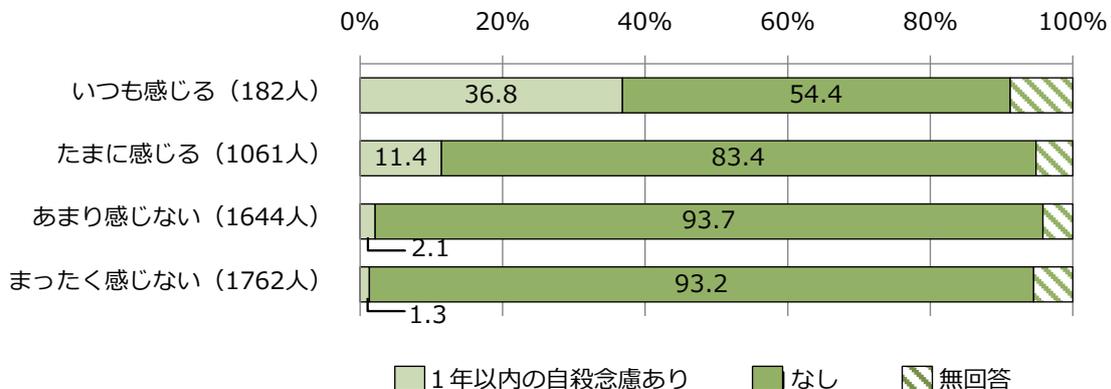
現在、どの程度生きがいを感じているか



※「自殺対策に関するアンケート」より

また「あなたは普段の生活の中で「自分の居場所がない」と感じることがありますか」という問いに対し最近1年以内に自殺念慮があった人の割合をみると「自分の居場所がないといつも感じる」人の中で1年以内に自殺念慮があった人の割合が36.8%と最も高い結果となりました。

「自分の居場所がない」と感じることはあるか



※「自殺対策に関するアンケート」より

- 生きがいを持つことや、孤立を防ぐための居場所づくりを支援する取り組みは、生きることの促進要因を増やし自殺を予防することにつながる必要な対策です。

＜主な取り組み＞

- 様々な悩みに対応した相談窓口が関係機関・団体において開設されており、相談を受け付けています。また「自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議」を開催し、情報交換等を行うことで相談機関の連携を図っています。
- インターネット相談を実施する民間団体に対し、経費の助成等の支援を実施しています。
- 各区の福社会館において健康づくりや教養の向上等のための講座を開催し、高齢者の生きがいを高めるとともに、仲間づくりや交流の場を提供しています。また高齢者の教養の向上を図り、生きがいを高め、社会的活動への参加を促進するため、鯨城学園を運営しています。
- 各区の生涯学習センターにおいて市民が生き生きと前向きに生活できるような生きがいづくりを推進するために、学び始めたり、学びを継続したり、学びの成果を社会へ還元したりする生涯学習のきっかけとなる講座やイベントを開催しています。
- 精神障害者の家族によるピア相談及び家族同士の繋がりを深める交流事業を実施しています。
- いきいき支援センター（地域包括支援センター）に、専任の見守り支援員を配置し、孤立しがちな高齢者に対しての個別ケースワークを行い、福祉・介護サービスの提供や、地域の連携による見守りネットワークの調整など、ひとりひとりの状況に合わせた支援を実施しています。
- ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業等による居場所づくりを行っています。
- 外国人が日本の生活で抱く不安や悩みなどを解消するため、母国で資格、経験のある相談員が通訳を介さずに相談に応じる「外国人こころの相談」を予約制で行っています。また、外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としてピアサポートサロンを開催します。

＜施策の基本的方向＞

- 「自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議」の開催やガイドブック「こころの絆創膏」、ウェブサイト「こころの絆創膏」等の活用により、各種相談機関の連携強化を図ります。
- 各区福社会館や生涯学習センターにおける仲間づくりや生きがいづくりを推進します。
- 精神障害者の家族同士の交流事業など孤立を防ぐための居場所づくりを推進します。

(2) 自殺の防止

自殺の危険がある人のサインに気づき未然に防ぐ「自殺の防止」の取り組みとして、周りの人に気になる症状がある場合や複合的な問題を抱え自殺の危険がある場合等に適切な医療や相談窓口につなげ、見守る人材を育成する取り組みを推進します。

また、自殺のリスクを高める要因となる精神疾患患者や自殺未遂者などリスク要因別の取り組みを推進します。

計画期間中（平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度）に重点的に行う取り組み

- ✿ より多くの市民が周りの悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る役割を担うゲートキーパー（コラム 5）の存在についての周知の強化や、広く誰もが研修に参加できるように研修機会の拡充を図ります。
- ✿ 様々な相談機関の職員や医療機関等の専門職などに向けたゲートキーパー研修の拡充により専門的なゲートキーパーの役割を担う人材育成を図ります。

評価指標	現況 (平成 29(2017)年度)	計画目標 (平成 34(2022)年度)
「身近な人が悩みを抱えているように見えたとき、その人の助けになろうと声をかけ、話を聴こう」と思うし行動できる人の割合	39.6%	50%
ゲートキーパー関連研修の参加者数累計 (平成 20(2008)年度から実施)	33,891 人	65,000 人

コラム5 ゲートキーパー

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。「いのちの門番」とも言われます。

問題を抱えて悩んでいる人は、何らかの悩みのサインを発していることが多いと言われています。そのため、家族や友人、同僚など周りの人が身近な人の悩みのサインに気づき、適切な支援につないでいくことがとても重要です。

「ゲートキーパー」は、医師などの専門家だけができるのではなく、誰でもなることができます。

みなさんも大切な人のいのちを守るゲートキーパーとして、できることから始めてみませんか？

①自殺対策を支える人材の育成

<現状・課題>

- 平成29(2017)年度までに実施したゲートキーパー研修の参加者数は累計で33,891人であり、そのうち一般市民の参加は1,607人でした。
- 市職員や福祉施設職員、学校関係者、いきいき支援センター等の相談機関職員、民生委員や保健環境委員等の地域団体等の参加者数を増やすとともに、一般市民がゲートキーパー研修を受けやすい環境づくりが必要です。

<主な取り組み>

- ゲートキーパーについて広く一般に周知を図るため、ゲートキーパーについて分かりやすく解説したハンドブックを作成・配布するとともに、一般市民向けのゲートキーパー研修を実施しています。



↑「大切な人のいのちを守る！ゲートキーパー読本」



↑「うさじの気づき・傾聴ハンドブック」(若年層向け)

- かかりつけの医師等への研修や学校関係者等に対する研修への講師の派遣、大学・短期大学関係者が情報交換を行う場を設ける等様々な形で人材育成を行っています。
- 自殺のリスク要因とされる事項の市職員をはじめとした関係機関の職員や地域で見守り支援を行う方や団体等に対し自殺に関する基礎知識やゲートキーパーに関すること等の研修を実施することで、様々な関連施策分野に携わる職員や関係者の人材育成を図るとともに、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識の共有を図っています。
- 保健センターの精神保健福祉相談員や保健師を対象として、精神保健福祉に関する研修を実施することで基礎知識や相談技術の向上等を図っています。

<施策の基本的方向>

- 悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人を増やしていけるようゲートキーパーの認知度向上に向けた普及啓発の強化やゲートキーパー研修の実施拡大を図ります。



ゲートキーパー研修の様子



② リスク要因を抱えた方への支援

■ 精神疾患患者

<現状・課題>

- 平成 29(2017)年の警察庁の自殺統計によると、本市の自殺の原因・動機で最も多いのは健康問題で、健康問題のうち 62.2%が精神疾患となっています。中でも、うつ病については健康問題のうちの 37.8%と最も割合が高くなっています。
- うつ病をはじめとした気分障害、統合失調症、アルコール依存症などの精神疾患は自殺のリスクを高めますが、適切な治療等により回復することが可能であり、精神疾患についての正しい理解の促進を図ること等により、適切な精神科医療等を受けられるようにすることが必要です。
- また、うつ病は不眠や食欲がないなどの身体症状が出ることが多く、内科医等のかかりつけの医師を受診することが多い傾向にあります。そのためかかりつけの医師等が適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等を習得する取り組みが必要です。
- 統合失調症は幻覚や妄想が特徴的な精神疾患ではありますが、そういった症状だけではなく、病気を抱えるつらさや生活のしづらさなどの悩みを抱えており、適切な治療とともに生活全般にわたる支援を受けられるようにすることが必要です。
- 思春期の子どものうつは、「うつ」という気分が子ども自身にもわかりにくく、うまく表現できないことから、本人が気づかないことがあります。
- アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症は適切な支援により、回復が十分可能な疾病ですが、専門医療機関・専門医不足等から依存症患者が必要な支援を受けていない状況にあります。そのため行政・精神科医療機関等・民間支援団体・依存症家族の連携による包括的な支援体制の整備が必要です。

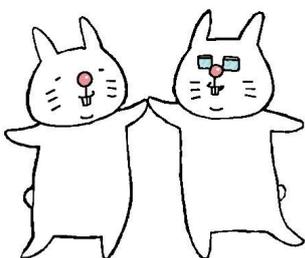
<主な取り組み>

- 各区の保健センターや精神保健福祉センター（こころぼ）等において精神保健福祉相談を実施しています。また夜間及び土日に市内中心部でうつ病等に関するメンタルヘルス相談を行う「こころの健康（夜間・土日）無料相談」を実施しています。
- 精神保健福祉センター（こころぼ）において、思春期に起こりがちな心の健康に関する諸問題について保健センター職員や高等学校教員を対象とした研修を実施しています。また思春期に起こる様々な悩みやこころの不調、こころの病気を抱えている本人やその家族等を対象に「思春期の精神保健相談」を実施しています。

- 依存症患者が適切な支援を受けられるようにするため、精神保健福祉センター（こころぼ）が「名古屋市依存症相談窓口」であることを明確に位置付け、相談機能を強化します。また、依存症に関する治療を行っている医療機関を依存症専門医療機関や依存症治療拠点機関として選定するとともに、依存症当事者や家族、依存症に関する問題に取り組む民間団体への支援を実施しています。
- 精神保健福祉センター（こころぼ）において、うつ病と診断された方の家族やアルコールや薬物の問題に悩む家族を対象に正しい知識や接し方を学ぶ「うつ病家族教室」及び「依存症家族のつどい」を実施しています。
- 精神科病院に入院中の措置入院者や長期入院者の地域移行を促進し、精神障害者が、適切な治療や支援を受けながら、地域の一員として自分らしい生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを実施しています。
- うつ病の早期発見・早期治療の取り組みを進めるため、かかりつけの医師等に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法を習得する研修を実施しています。

<施策の基本的方向>

- こころの健康について相談できる「名古屋市こころの健康（夜間・土日）無料相談」の充実に努めます。
- 保健センターや精神保健福祉センター（こころぼ）と医療機関等の連携を進め、未受診・治療中断者などきめ細かい支援が必要な方に対応できる体制を目指します。



■ 自殺未遂者

<現状・課題>

- 警察庁の自殺統計によると、平成 29(2017)年の本市の自殺者のうち、自殺未遂歴のある方の割合は 17.3%（男性 11.5%、女性 30.0%）となっています。
- 自損行為により救急搬送された方は平成 29(2017)年では 871 人にのぼります。自殺未遂者は、自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図を防止する取り組みが必要です。

<主な取り組み>

- 自殺未遂者やその家族等に必要な支援やケアが提供される支援体制を整備することを目的として、地域の精神科医療機関を含めた保健医療福祉等の関係機関のネットワークを構築するための地域連携マニュアル「ガイドブック 常備薬こころの絆創膏」を作成しています。
- 自殺未遂者等への対応や連携に関する研修会等を実施しています。
- 自殺未遂者の再企図を防ぐため、本人向け及び家族向けのリーフレットを作成し、医療機関、相談機関等に配布しています。

<施策の基本的方向>

- 医療機関、相談機関と連携し、自殺未遂者の再企図防止のための方策について検討します。



(ご本人向け)



(ご家族・身近な方向け)

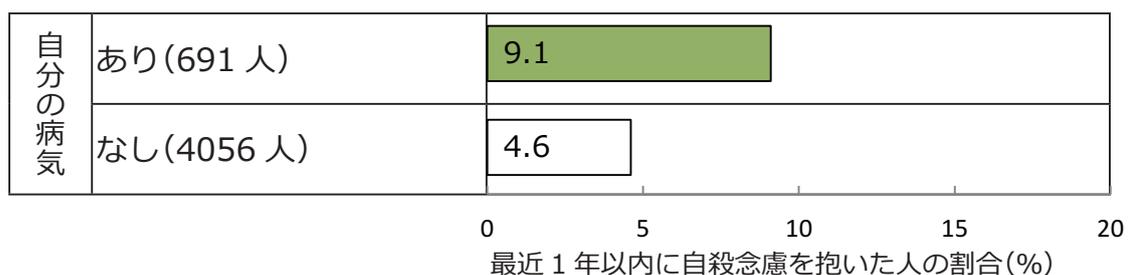
↑未遂者支援リーフレット

■ 慢性疾患等の重篤患者

<現状・課題>

- 平成 29(2017)年の警察庁の自殺統計によると、本市の自殺の原因・動機で最も多いのは、健康問題で、そのうち 32.1%が身体の病気を原因・動機とするものとなっています。
- 慢性疾患等の重篤な身体の病気を抱えた方は、身体的苦痛のみならず、病気の進行等に対する心理的不安、離職や医療費負担による経済的不安などの精神的苦痛を抱えていることが多く、これらを原因とする抑うつ状態の継続が自殺のリスク要因になると言われています。
- 「自殺対策に関するアンケート」では、「あなたの不満、悩み、苦勞、ストレスはどんな内容ですか。」という問いに対して、「自分の病気」と回答した方はそうでない方に比べて「最近 1 年以内に自殺念慮を抱いた人の割合」が高いことが分かりました。

悩み・ストレス等の有無



※「自殺対策に関するアンケート」より

- 地域で患者の療養生活を支える内科等のかかりつけの医師等に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門医師との連携、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得する研修を実施することで、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療のための対策が必要です。

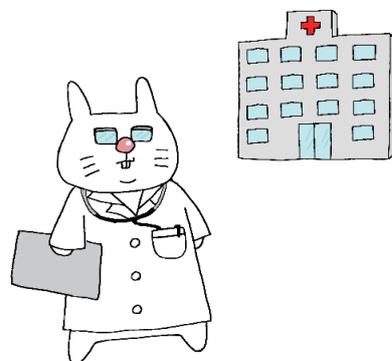
<主な取り組み>

- 地域のかかりつけの医師等に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得する研修を実施することで、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療のための対策を実施しています。
- 名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」において、がん患者及びその家族等に対し、ピアサポーター等による相談、患者交流会、地域のがん医療情報の提供を行っています。

- 難病患者やその家族の方を対象に保健センター保健師等による面接や訪問相談を行っています。また患者交流会等を実施し、患者や家族が抱える療養上の悩みや相談に対応しています。

<施策の基本的方向>

- 慢性疾患等の重篤患者が抱える療養上の悩みや経済問題などの複合的な相談に対応できるよう関係機関の連携を図ります。



■ 生活困窮者

<現状・課題>

- 生活困窮者は、経済的な問題以外にも、社会や家族からの孤立や心身の不調など多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多くなっています。
- こうした様々な問題を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、効果的な生活困窮者支援をする必要があります。

<主な取り組み>

- 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援方針や内容等を記載した具体的な支援プランを作成するなど、自立に向けた相談支援を一体的に行っています。
- 生活困窮を担当する相談機関や関係機関の職員に対して、ゲートキーパー研修を実施しています。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生に対して学習支援事業を、高校生に対して学習継続支援事業を実施し、学習及び進学意欲を増進しています。

<施策の基本的方向>

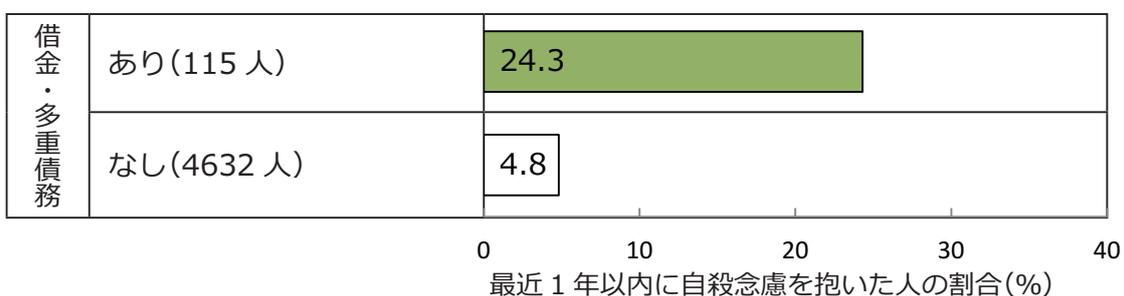
- 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対応できるよう関係機関の連携を図ります。

■ 多重債務者

<現状・課題>

- 返済困難な借金を抱えている人は、経済的な問題だけでなく、離婚などの家庭問題を始め複数の問題を抱えていることが多く、ストレスによる精神的な不調に陥りやすい状態にあります。
- 「自殺対策に関するアンケート」では、「あなたの不満、悩み、苦勞、ストレスはどんな内容ですか。」という問いに対して、「借金・多重債務」と回答した方はそうでない方に比べて「最近1年以内に自殺念慮を抱いた人の割合」が高いことが分かりました。

悩み・ストレス等の有無



※「自殺対策に関するアンケート」より

<主な取り組み>

- 多重債務者と接する機会のある関係課で構成する「多重債務問題対策庁内連絡会議」を開催し、連携と情報の共有を図っています。
- 自殺の一つの要因でもある多重債務問題に関して、消費生活センターにおいて、愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会と連携し、相談窓口を設置しています。
- 愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会、法テラス愛知等の専門機関による出展など、事業者団体・消費者団体・大学・行政が一体となったイベントを開催する等、多重債務者の発生予防に向けた啓発や相談窓口の周知を図っています。

<施策の基本的方向>

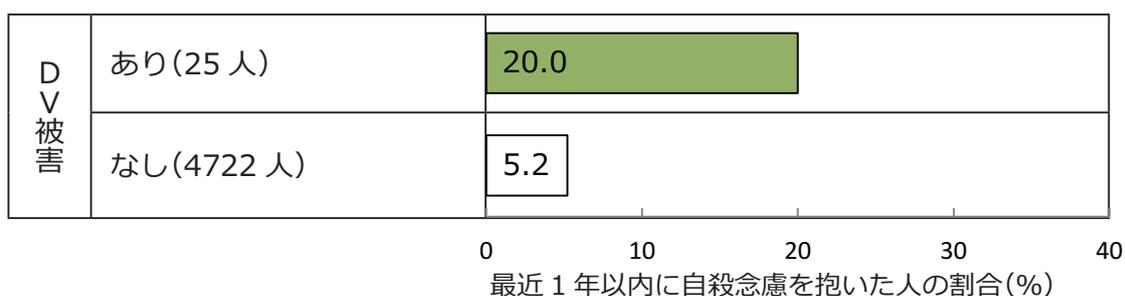
- 多重債務者の抱えている複数の問題に対応するため「多重債務問題対策庁内連絡会議」の関係機関と連携を図ります。

■ DV被害者

<現状・課題>

- 「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」(Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス。))は、心身の健康に大きな影響を及ぼすと言われていています。被害者は、繰り返される暴力の中でうつ病やPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の障害を抱えることもあり、また、加害者からの探索の恐怖、経済的な問題、将来の不安等により精神的に不安定な状態となる場合もあります。
- 「自殺対策に関するアンケート」では、「あなたの不満、悩み、苦労、ストレスはどんな内容ですか。」という問いに対して、「DV被害」と回答した方はそうでない方に比べて「最近1年以内に自殺念慮を抱いた人の割合」が高いことが分かりました。

悩み・ストレス等の有無



※「自殺対策に関するアンケート」より

- DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、被害者も子どものことを考えたり、経済的な不安等様々な理由から支援を求めることをためらいがちになります。

<主な取り組み>

- 配偶者暴力相談支援センターや男女平等参画推進センター「イーブルなごや相談室」で電話相談等を実施しています。
- 配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所において被害者からの相談に対応し、被害者の保護及び自立支援等を行っています。

<施策の基本的方向>

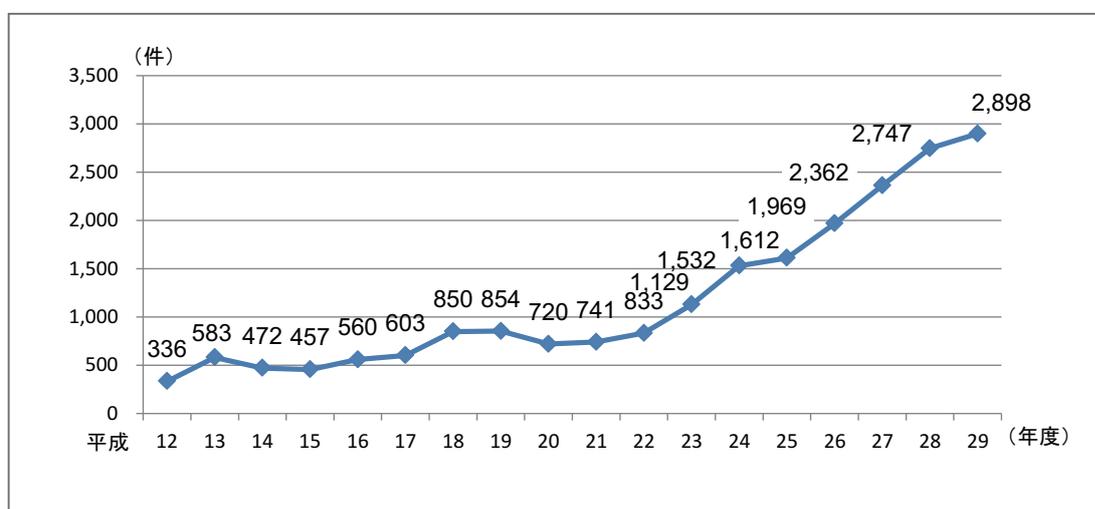
- 被害者がひとりで問題を抱え追い込まれることのないよう関係機関と緊密な連携を図るなど、被害者等の保護や自立に係わる総合的な支援に取り組みます。

■ 児童虐待被害者

<現状・課題>

- 児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成など、将来に渡る重大な影響を与えることにより、自殺のリスク要因ともなり得ます。
- 平成 29(2017)年度中の児童相談所における児童虐待相談対応件数は 2,898 件で、前年度の 2,747 件と比べ 151 件(5.5%)増加し、過去最多となりました。
- 児童虐待から子どもたちを守るため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応及び虐待を受けた子どもの自立支援に、切れ目なく関係機関が緊密な連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

本市の児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



<主な取り組み>

- 児童虐待防止や相談窓口の広報、啓発を行うとともに、母子保健事業と連携して、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことなどにより、児童虐待の未然防止と早期発見を図っています。
- 児童虐待に迅速・的確に対応し、児童や様々な困難を抱える保護者に対して適切な支援やケアを実施することで子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童相談所や社会福祉事務所等の体制強化や専門性の向上に取り組んでいます。
- 児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童の自立を支援するため、入所児童への精神面へのケアとともに、学習支援や就労等の自立支援を実施するほか、退所後のアフターフォローに継続的に取り組んでいます。

<施策の基本的方向>

- 関係機関が緊密な連携を図りながら児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応及び虐待を受けた子どもの自立支援に取り組みます。

■ 犯罪被害者等

<現状・課題>

- 犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった損害に加え、医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することがあります。また、加害者から逃れたりするため、住居を移す必要が生じる等から、雇用関係の維持に困難を来すこともあります。
- さらに、自分自身や家族が犯罪等の対象にされたこと自体から精神的被害を受けたり、再被害ないし再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり、配慮に欠ける対応をされたことによつていわゆる二次的被害を受けることがあります。
- 平成29年に行った「名古屋市犯罪被害者等ニーズ調査」では、犯罪被害に遭った後の心身の不調について、「不眠、食欲減退などの症状が1ヶ月以上続いた」と答えた人は77%、「心身の不調のため、医療機関で治療を受けた」と答えた人は56%、「無力感に苛まれた」と答えた人は87%となっています。

<主な取り組み>

- 名古屋市犯罪被害者等「総合支援窓口」において、専任の職員が犯罪被害等により生じた不安や問題などの相談にお応えするとともに、区役所などへの手続きに同行するほか、状況や要望に応じて関係機関を案内しています。
- 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るとともに、精神的被害から回復することができるよう、一定の犯罪被害者等へ支援金・見舞金の支給を行うほか、日常生活や居住等の支援を行っています。

<施策の基本的方向>

- 「名古屋市犯罪被害者等支援条例」に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、犯罪被害者等に対する支援を実施するとともに、関係機関との連携を図ります。

■ 災害被災者

<現状・課題>

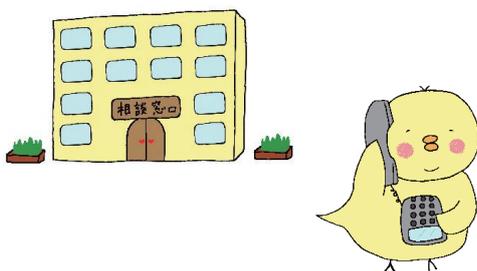
- 災害により、家族等の大切な人を亡くすこと等により、大きな心理的負担を抱え、また、将来の不安などから、うつ病等の精神疾患を発症することがあります。

<主な取り組み>

- 災害時には、被災者のこころの健康を保持するため、保健センター及び精神保健福祉センター（こころぼ）に電話相談窓口を設置し、被害状況に応じて、D P A T（災害派遣精神医療チーム）を編成・派遣することとしています。
- 被災体験あるいは財産や肉親の喪失等に起因するP T S D（心的外傷後ストレス障害）、避難所等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等の精神的健康の保持増進等に対応するため、精神保健福祉センター（こころぼ）と連携して避難所等を定期的に巡回し相談に応じることとしています。

<施策の基本的方向>

- 大規模な自然災害等により多数の被災者が発生した場合に、迅速かつ適切なこころのケア活動の具体的な行動がとれるよう、災害時のこころのケア体制について整備します。



■ 複合的に重なるリスク要因

<現状・課題>

- 上記に掲げたリスク要因だけではなく、家庭問題（家族関係の不和、介護・看護疲れ等）、経済・生活問題（倒産、失業、生活苦等）、精神疾患患者や性的マイノリティ等への偏見や差別など様々な社会的問題がリスク要因となり得ます。
- さらには、これまで見てきたリスク要因の他にもひきこもりや性暴力被害など多様なリスク要因があり、社会的問題、個人の心理的問題等とも密接に関連しています。そして、自殺の背景にはそれぞれが複合的に重なっていることが多いとされています。
- 複数のリスク要因を抱えることで追い詰められた末の心中等につながる恐れがあります。
- 複合的な自殺のリスク要因に対応していくためには、各リスク要因に対し行っている施策や関係相談機関、支援団体等の連携を推進する必要があります。

<主な取り組み>

- 自殺対策を総合的かつ円滑に推進することを目的とした「自殺対策推進本部会議」などの庁内会議の開催や、関係機関、民間団体、学識経験者等で構成する「自殺対策連絡協議会」の開催等により連携を図っています。
- 「自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議」の開催や地域連携マニュアル「ガイドブック 常備薬 こころの絆創膏」の配布、ウェブサイト「こころの絆創膏」の連携機能等により、各相談機関相互の連携促進を図っています。

<施策の基本的方向>

- それぞれの自殺のリスク要因に対する施策や関係相談機関等の連携の強化を図ります。



↑ 地域連携マニュアル
「ガイドブック 常備薬こころの絆創膏」

(3) 自死遺族に対する支援

親族等身近な方を自死により亡くした自死遺族の方は、悲しみや寂しさだけでなく、自責感、怒り、無力感などの苦しく複雑な感情の変化が起こります。

また、親など大切な人を自死で亡くした子どもは、自分の感情を言葉でうまく表現することができず、行動面や身体面に大人とは異なる様々な変化がみられることがあります。

さらに、自殺に対する偏見や自死遺族への周囲の理解や知識の不足等により、親族や友人、職場の同僚等身近な人に対しても、苦しさや悩みを打ち明けられず心理的に孤立する等、特有の苦しみを抱えることがあります。

そうした苦しみに加えて、生計の維持や子育ての不安等の生活上の問題や、債務、労災、損害賠償等といった法律上の問題等を抱えることも多く、そうしたことから精神的な不調を来し、それが長期にわたり継続することもあります。

そのため、市民への自死遺族に対する理解の促進と支援の充実を図ります。

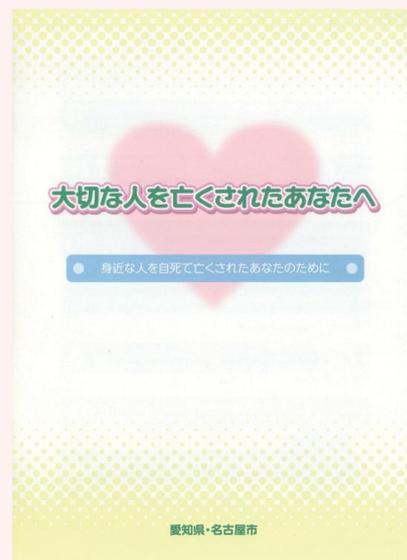


計画期間中（平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度）に重点的に行う取り組み

- 市民が自死遺族の心情等を理解し、寄り添うことができるよう、また市職員、学校関係者、各相談機関職員等が自死遺族に対し適切な配慮や対応ができるように啓発、研修の実施等の充実を図ります。
- 自死遺族の方が抱える生活上・法律上の問題や精神的な不調等について相談できる場や各相談機関・自助グループ等の情報周知の充実を図ります。



↑コンパクト版「大切な方を自死で亡くされたあなたへ」



↑「大切な人を亡くされたあなたへ」

<現状・課題>

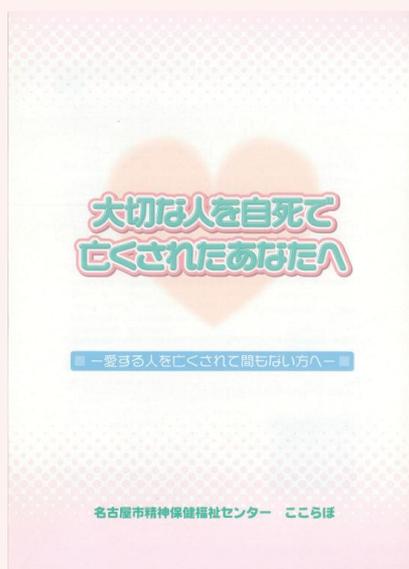
- 「自殺対策に関するアンケート」では、親族・友人・職場の同僚など身近な人を自死により亡くした経験を持つ方は 35.1%となっています。
- 自死遺族に対するこころのケアをはじめ、継続的な支援を行うとともに、民間団体と連携して自死遺族への理解を深める取り組みが必要です。

<主な取り組み>

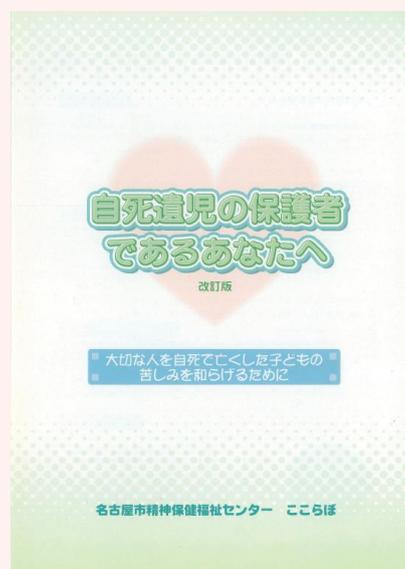
- 精神保健福祉センター（こころぼ）において、自死遺族に対する相談支援を実施しています。また、精神保健福祉センター（こころぼ）の自死遺族相談を利用された方のうち、継続的なこころのケアが必要な方に、市内大学の心理学研究室等において無料カウンセリングを実施しています。
- リーフレットやウェブサイト「こころの絆創膏」において、身近な人を自死で亡くされた方が感じる心理面の変化等の説明や各種相談窓口、自助グループの情報等を提供しています。
- 自死遺族の心情やいきづらさ、留意した方が良いこと等について、市民、市職員、学校関係者、各相談機関等の理解の促進を図るため、セミナーの実施やゲートキーパー関連研修の中で啓発を行っています。

<施策の基本的方向>

- 市民、市職員、学校関係者、各相談機関等の自死遺族に対する理解の促進と自死遺族支援の充実のため、自死遺族の方々の心情に配慮しながら取り組みを推進します。



↑ 「大切な人を自死で亡くされたあなたへ」



↑ 「自死遺児の保護者であるあなたへ」

～大切な人を亡くされたあなたへ～

本市では、大切な人を自死で亡くされた方のために、各種リーフレットを作成しております（p.46～47）。そのリーフレットの中から、大切な人を自死で亡くされた方へ向けたメッセージをご紹介します。

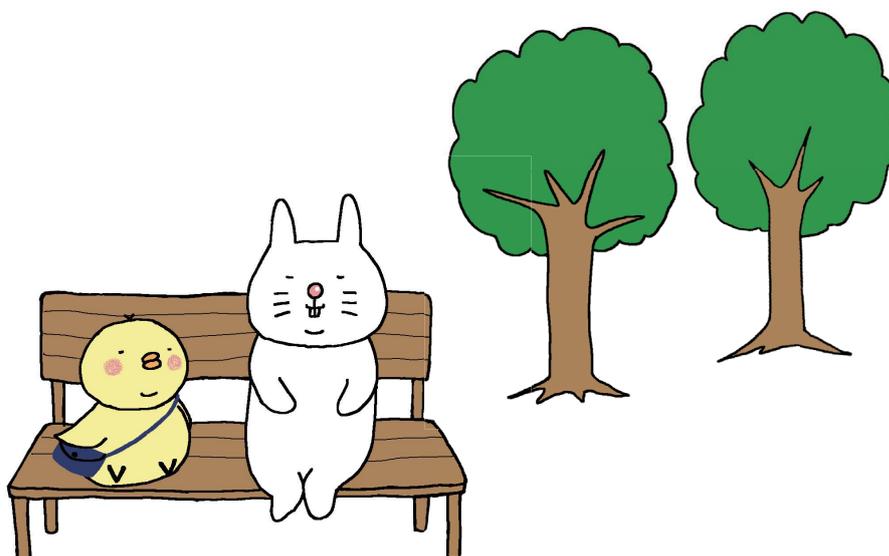
❀ 自死遺族の会からのメッセージ ❀

大切な人を突然に自死で亡くされ、今、あなたは、悲しみや混乱の中にいらっしゃるのかもしれませんが。「なぜ?」、「どうして?」という思いで、胸がはりさけそうなお気持ちでしょう。悲しみや寂しさだけでなく、ご自分を責めたり、恥じたり、激しい怒りや、どうにもならない無力感などの感情の渦の中にもいらっしゃると思います。また、感情だけでなく、あなたの体の状態や行動にもさまざまな変化が起こっているのかもしれませんが。その上、経済的なことや子育ての問題など、生活の上でも大きな変化を余儀なくされるなど、さまざまな問題が生じてきているのかもしれませんが。また、毎日の生活や家事、仕事などにも影響が出ているのかもしれませんが。

この思いや状態、そして、これらのさまざまな変化は、あなただけではなく、大切な人を自死で亡くされた時、多くの皆様がごくごく自然に体験されます。あなたは一人ではありません。私達は、あなたのつらさを少しでも和らげることができればと願い、このリーフレットを作成しました。このリーフレットが、少しでもあなたのお役に立てば…と願っています。

※パンフレット作成協力：リメンバー名古屋自死遺族の会

～こころの居場所～ AICHI 自死遺族支援室



資料編

- 1 いのちの支援関連施策（平成 30(2018)年度実施予定事業）
- 2 自殺対策に関する市民アンケート調査結果の概要
- 3 自殺対策に関する市民アンケートの集計結果
- 4 自殺対策に関する調査研究結果
- 5 いのちの支援なごやプランの策定経過
- 6 「自殺対策計画策定検討会」委員名簿
- 7 自殺対策基本法
- 8 自殺総合対策大綱
- 9 悩みごとに関する相談窓口一覧（平成 30(2018)年度）

1 いのちの支援関連施策（平成30（2018）年度実施予定事業）

自殺対策に関連する施策を基本施策の3つの視点（自殺の予防・自殺の防止・自死遺族に対する支援）から総合的に推進します。

（1）自殺の予防

①市民への啓発と周知

事業名称	内 容	担当局・課室
なごや人権啓発センターの運営	市民一人ひとりが人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供するとともに、次代を担う子どもたちの発達段階に応じた人権学習の場を提供する施設として、なごや人権啓発センターの運営を行う。また、センター職員及び人権擁護委員による人権相談（電話・面談）を実施（人権擁護委員については、原則毎月第1日曜日）	市民経済局 人権施策推進室
働き方改革の推進	専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）による企業の就労環境の整備に向けた出張相談及び個別訪問を実施するほか、企業の働き方改革に対する理解を深めるためのワークショップを開催 また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業として認証する。	市民経済局 産業労働課
名古屋消費生活フェア	愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会、法テラス愛知等の専門機関による出展など、事業者団体・消費者団体・大学・行政が一体となって、イベントを開催	市民経済局 消費流通課
市民向け情報誌（こころばNAGOYA）の発行	精神保健福祉センター（こころば）が行う事業や精神保健福祉関係機関等の活動、施策に関するタイムリーな情報を掲載したり、精神医学的な知識や技術に関する情報などを掲載することで、精神保健福祉施策の推進を図る。	健康福祉局 障害企画課 （精神保健福祉センター）

精神保健福祉市民活動セミナー及びフォローアップ	市民に対しこころの健康や精神障害（者）について正しい理解を深めてもらい、精神保健福祉に関する市民活動について考えてもらおう連続講座を実施	健康福祉局 障害企画課 （精神保健福祉センター）
アデイクション・セッション	嗜癮問題に関する自助グループや支援機関等の活動内容の普及啓発とともに社会的サポートの向上を図る。	健康福祉局 障害企画課 （精神保健福祉センター）
こころの絆創膏キャンペーン	自殺と深い関係があるとされるうつ病や不眠等について、中高年男性等を対象とした啓発を目的として、市内の主要駅構内及び駅周辺、金山総合駅連絡橋イベント広場において、うつ病の症状の説明やウェブサイトを「こころの絆創膏」、相談機関等を印刷した携帯用の絆創膏を配布	健康福祉局 障害企画課
相談窓口の周知・啓発	地下鉄や市バスの車内広告等により、相談行動を促すとともにウェブサイトを「こころの絆創膏」等の周知を図る。 また、各種啓発冊子・啓発物品を作成し配布する。	健康福祉局 障害企画課
インターネット広告の実施	ウェブサイトを「こころの絆創膏」でまもるいのちのあかり」の広告を掲載	健康福祉局 障害企画課
スマイルデーなごや	子ども・若者へ「悩みを抱えたときは周囲に援助を求めていいんだ」というメッセージを伝えること及び各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催。併せて「悩んだ時に救われた一言」や「周りへの感謝の気持ち」等をテーマとしたマンガコンテスト等、若者の集客が見込める楽しいイベントとし、こころの健康に関する啓発を行う。	健康福祉局 障害企画課
自殺予防講演会	自殺と関係の深いうつ病等の予防についての知識を広めることを目的として講演会を開催することにより、効果的かつ効率的な啓発を行う。	健康福祉局 障害企画課
自殺予防教育用パンフレットの作成・配布	自殺予防教育に活用するための児童・生徒用パンフレット及び解説書並びにSOSを受け止めるための大人用パンフレットを作成・配布	健康福祉局 障害企画課

こころの健康 フェスタなごや	地域住民のこころの健康づくりと精神疾患への正しい理解の促進及び地域関係機関のネットワーク強化を目的として開催	健康福祉局 障害企画課
ウェブサイトの運営	悩みに応じた相談機関の紹介、うつ病に関する知識や精神科医療に関する回答を掲載したウェブサイトを「こころの絆創膏」一冊でまとめるのちのあかりー」の運営	健康福祉局 障害企画課
「うさじのフェイスブック」による情報発信	いのちの支援広報キャラクターを活用したフェイスブックによる情報発信	健康福祉局 障害企画課
自殺未遂者向けリーフレットの作成	自殺未遂者の再企図を防ぐため、本人向け及び家族向けのリーフレットを作成し、医療機関、相談機関等に配布	健康福祉局 障害企画課
他機関との連携による相談窓口等の周知	関係他課の発行する広報媒体への情報掲載や、民間企業・団体の協力を得て、相談窓口等の周知を実施	健康福祉局 障害企画課
自死遺族向けリーフレットの作成	自死遺族等のための各種相談窓口や民間団体の連絡先等を掲載したリーフレットを作成し、遺族等が必ず要とする支援策にかかる情報を提供	健康福祉局 障害企画課
名古屋児童虐待から守る条例の推進	「名古屋児童虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を実施	子ども青少年局 子ども福祉課
「こころの絆創膏」ウェブサイトへのリンク（交通局ウェブサイト）	交通局ウェブサイトのリンク先に「こころの絆創膏」ウェブサイトのリンク先を記載し、閲覧者への情報提供の一助とする。	交通局 経営企画課
「こころの絆創膏」ウェブサイトへのリンク（病院局・各市立病院）	病院局及び市立病院ウェブサイトのトップページに「こころの絆創膏」ウェブサイトのリンクバナーを貼付、閲覧者への情報提供の一助とする。	病院局 企画室
相談機関紹介カード「あったかハート」の配布	名古屋市立学校（園）の園児・児童・生徒に対して「ハートフレンドなごや」を始めとする様々な相談機関の連絡先を掲載した紹介カードを配布	教育委員会 指導室

自殺予防に関する小冊子の配布	小・中・高等学校の教職員に「大切な人のいのちを守る！ゲートキーパー読本」「うさじの気づき・傾聴ハンドブック」を配布	教育委員会 指導室
自殺予防教育用DVD活用	健康福祉局作成のDVD「児童・生徒用こころの健康に関する啓発映像 気付いてる？こころのSOS」を各学校に配布し、自殺予防教育においての活用を図る。	教育委員会 指導室

② ライフステージに応じた支援

■ 児童・生徒

事業名称	内 容	担当局・課室
海外児童生徒教育相談	家族の海外勤務による出国・帰国に際しての編入学等に関する相談や、外国人児童・生徒の教育・生活に関わる相談。相談日時：水・金・日曜日 相談言語：日本語・英語等	観光文化交流局 国際交流課 (名古屋国際センター)
スマイルデー なごや	子ども・若者へ「悩みを抱えたときは周囲に援助を求めていいんだ」というメッセージを伝えること及び各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催。併せて「悩んだ時に救われた一言」や「周りへの感謝の気持ち」等をテーマとしたマンガコンテスト等、若者の集客が見込める楽しいイベントとし、こころの健康に関する啓発を実施	健康福祉局 障害企画課
自殺予防教育用パンフレットの作成・配布	自殺予防教育に活用するための児童・生徒用パンフレット及び解説書並びにSOSを受け止めるための大人用パンフレットを作成・配布	健康福祉局 障害企画課
思春期の精神保健相談	思春期の心の問題に関する精神科医による相談を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

子どもライフキャリアアサポートモデル事業	ライフキャリアに専門性を有する職員が学校に常駐し、子どもたちが夢や目標を踏み出すことができるよう、個々の児童生徒の特性や家族背景などを踏まえ、発達段階に応じ、職業に限らず生涯を通じたライフプランを描く支援を行う。	子ども青少年局 子ども未来企画室
家庭訪問型相談支援モデル事業	不登校、成績などさまざまな悩みを抱える中高生世代の子どもと保護者を対象に、家庭訪問による相談支援等を行い、子どもの将来を応援する。	子ども青少年局 子ども未来企画室
子どもの権利擁護機関の設置準備	子どもの権利侵害に関して擁護・救済を図る第三者機関（子どもの権利擁護機関）の設置に向けて、検討を行う。	子ども青少年局 子ども未来企画室
キャリア支援モデル事業	児童生徒の生涯を通じた発達を支援する「キャリア支援」を進めるため、小・中学校の9年間を見通した支援の試行実施、高等学校等における支援体制の充実、支援に係る基本方針の策定作業等を行う。	教育委員会 子ども応援室
なごや子ども応援委員会	市内11ブロックの中学校11校に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員を配置した。また、上記11校に加え、中学校73校をスクールカウンセラーを常勤的に配置する学校とし、児童・生徒の心の問題に対応する。	教育委員会 子ども応援室
相談機関紹介カード「あったかハート」の配布	名古屋市立学校（園）の園児・児童・生徒に対して「ハートフレンドなごや」を始めとする様々な相談機関の連絡先を掲載した紹介カードを配布する。	教育委員会 指導室
スクールカウンセラーによる相談	名古屋市立学校の児童・生徒（保護者）・教員の希望者に対して臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。	教育委員会 指導室
学校生活アンケート	名古屋市立学校（小・中学校）の児童・生徒（小4～中3）に対して「hyper-QU（ハイパーキュー）」を行い、児童生徒の心の状態を把握し、きめ細やかな指導・支援に生かす。	教育委員会 指導室

自殺予防教育説明会・自殺予防教育講演会	自殺予防教育講演会を実施	自殺予防教育説明会・自殺予防教育講演会	教育委員会 指導室
自殺予防に関する授業の実施	自殺予防に関する授業の実施	自殺予防に関する授業の実施	教育委員会 指導室
自殺予防に関する小冊子の配布	自殺予防に関する小冊子の配布	自殺予防に関する小冊子の配布	教育委員会 指導室
自殺予防教育用DVD「児童・生徒用」の健康に関する啓発映像 気づいてる？ここらのSO S活用	自殺予防教育用DVD「児童・生徒用」の健康に関する啓発映像 気づいてる？ここらのSO S活用	自殺予防教育用DVD「児童・生徒用」の健康に関する啓発映像 気づいてる？ここらのSO S活用	教育委員会 指導室
インターネット上におけるいじめ等防止対策	インターネット上におけるいじめ等防止対策	インターネット上におけるいじめ等防止対策	教育委員会 指導室
精神科学校医の配置	精神科学校医の配置	精神科学校医の配置	教育委員会 学校保健課
精神保健に関する研修会の実施	精神保健に関する研修会の実施	精神保健に関する研修会の実施	教育委員会 学校保健課
「ストレスマネジメント」に関する授業の指導資料集の配信	「ストレスマネジメント」に関する授業の指導資料集の配信	「ストレスマネジメント」に関する授業の指導資料集の配信	教育委員会 学校保健課

■ 大学生等の学生

事業名称	内 容	担当局・課室
労働法の基礎に関する出前講座	労働に関するトラブルへの対処法を学生のうちから身に付けられるよう、大学や短大などの教育機関が実施する研修等に社会保険労務士を派遣する出前講座を実施	市民経済局 産業労働課
スマイルデーなごや	子ども・若者へ「悩みを抱えたときは周囲に援助を求めていいんだ」というメッセージを伝えること及び各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催。併せて「悩んだ時に救われた一言」や「周りへの感謝の気持ち」等をテーマとしたマンガコンテスト等、若者の集客が見込める楽しいイベントとし、こころの健康に関する啓発を行う。	健康福祉局 障害企画課
若者向け自殺対策セミナー（こころの絆創膏セミナー）	地域内の大学・短期大学関係者に対し大学組織や学生に関する自殺対策等についての情報共有及び意見交換を行うセミナーを開催し、若年層の自殺対策推進を図る。	健康福祉局 障害企画課

■ 様々な困難を抱える子ども・若者

事業名称	内 容	担当局・課室
なごやジョブサポートセンター	幅広い求職者のニーズに合わせ、各自が自己理解に基づいた目標設定ができるよう支援を行い、求人紹介や応募書類の作成、面接トレーニングなど、個々に合わせたきめ細やかな就職相談から就職定着支援までを行う。	市民経済局 産業労働課
ひきこもり地域支援センターの運営	ひきこもり支援コーディネーターを2名配置し、ひきこもりの本人や家族等の面接相談を行うとともに、関係機関との連携強化を目的とした会議や研修の実施、パンフレットの発行や講演会などひきこもりに関する普及啓発を行い、ひきこもりの本人や家族への支援の充実を図る。	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

名古屋仕事・暮らし自立サポートセンターの運営	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える多様な複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容を記載した計画を作成するなど、自立に向けた相談支援を一体的かつ計画的に行う。	健康福祉局 保護課
なごや若者サポートステーション事業（厚生労働省事業）	仕事に就いておらず、家事も通学もしていない若者のうち、職業的自立をはじめとした自身の将来に向けた取り組みへの意欲が認められる者及びその家族に、各種相談への対応、愛知県全域の各種支援情報提供、独自プログラムによるコミュニケーショントレーニング・社会活動参加プログラム、ジョブトレニングなど若者の就労について総合的な支援を行う。本市は、設置場所の提供、臨床心理士等専門相談やスキルアップ事業の委託を行う。	子ども青少年局 青少年家庭課
名古屋子ども・若者総合相談センターの運営	名古屋市内に在住するニート、ひきこもりなど社会生活を営む上で困難を抱える概ね39歳までの子ども・若者の相談を行い、その子ども・若者の状況に応じた支援機関へつなぐとともに、センターを核とした市民の支援機関等のネットワークにより、子ども・若者が最終的には就労など自立できるような支援する。	子ども青少年局 青少年家庭課
若年者自立支援ステップアップ事業	ひきこもりや若年無業者等、自立に悩みを抱える概ね15歳から39歳までの若者とその保護者を対象に、市内2カ所に開設した「居場所」を拠点とした、電話相談やカウンセリング、各種支援プログラムやセミナー等の自立を目指した支援を実施	子ども青少年局 青少年家庭課

■ 勤労者

事業名称	内 容	担当局・課室
労働相談	専任の労働相談員による労働条件や労働福祉など労働問題に関する電話、メール、面接相談を実施	市民経済局 産業労働課
メンタルヘルス対策に関する出前講座	中小企業等が行う研修へ社会保険労務士等を派遣する出前講座を実施	市民経済局 産業労働課
働き方改革の推進	専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）による企業の就労環境の整備に向けた出張相談及び個別訪問を実施するほか、企業の働き方改革に対する理解を深めるためのワークショップを開催。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業として認証する。	市民経済局 産業労働課
こころの絆創膏キャンペーン	自殺と深い関係があるとされるうつ病や不眠等について、中高年男性等を対象とした啓発を目的として、市内の主要駅構内及び駅周辺、金山総合駅連絡橋イハント広場において、うつ病の症状の説明やウエアサイト「こころの絆創膏」、相談機関等を印刷した携帯用の絆創膏を配布	健康福祉局 障害企画課
こころの健康（夜間・土日）無料相談	中高年男性等が帰宅途中等に相談がしやすいよう夜間及び土日に市内中心部（栄・名駅）において、精神科医又は産業カウンセラー等によるうつ病等に関するメンタルヘルス相談を実施（毎月4回、各回2組ずつ、事前予約制）	健康福祉局 障害企画課

■ 妊産婦

事業名称	内 容	担当局・課室
新生児乳児訪問指導	概ね生後4か月児までの乳児のいるすべての家庭に保健師または助産師による訪問指導時に、エジンバラ産後うつ病自己調査票を活用し、産後うつ病の早期発見と予防を図るとともに、その際に産後うつ病の予防につながる知る知識の普及啓発のためのリーフレットを配付	子ども青少年局 子育て支援課
3か月児健康診査	3か月児とその親等に健康診査において、母親との面接を通して、抑うつ感情や食欲・睡眠状況等の健康状態を把握し、産後のメンタルヘルスに関する支援を実施	子ども青少年局 子育て支援課
なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師が電話やメールによる相談を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
産後ケア事業（30年度まではモザール事業）	出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により育児困難がある場合に、産婦及び乳児に対して、助産所等における宿泊または日帰りによる支援（母体ケア、乳児ケア）を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
不育症相談支援事業	流産を繰り返すいわゆる習慣流産（不育症）に関する正しい知識を普及啓発するとともに、専門相談窓口を設置し、不育症に悩む女性の不安を軽減し、支援の強化を図る。	子ども青少年局 子育て支援課
子育て世代包括支援センターの取り組み	妊娠届出後、妊娠後期、出産直後の不安を感じやすい時期に、子育て世代包括支援センターから電話、面接等の働きかけにより、一人ひとりの状況確認や、今後の支援施策・子育てのコツ等についての情報提供等を行う。	子ども青少年局 子育て支援課
産婦健康診査	産後うつ病の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産後2週間及び産後1か月の産婦に対し、健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子を支援し妊娠期からの切れ目のない支援の充実に努める。	子ども青少年局 子育て支援課

■ 高齢者

事業名称	内 容	担当局・課室
高齢消費者見守り 支援講座	消費者被害に遭いやすい高齢者等を地域で見守る 福祉関係事業者などに対し金融トラブル、悪質商法 など消費者問題に関する講座を開催	市民経済局 消費流通課
高齢者就業支援セ ンターの運営	高齢者が人生の第二のステージにおいて社会の 担い手として活躍できるように就業に関する相談 や情報提供、技能講習等を実施し、就業を通じた社 会参加を支援する。	健康福祉局 高齢福祉課
高齢者福祉相談員 の活動	65歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢 者のみの世帯等を訪問し、生活や健康等困り事の相 談に応じ、必要な支援を行う。	健康福祉局 高齢福祉課
老人クラブ友愛 活動事業への助成	(訪問活動) 65歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢 者のみの世帯等に老人クラブの会員が訪問し、安否 の確認を行うとともに、孤独感の解消のために話し 相手となり、必要に応じて支援を行う。 (サロン活動) 近隣の概ね60歳以上の高齢者を対象に老人クラブ の会員が、閉じこもりの防止のためにサロンを開催 し、外出を促進する。	健康福祉局 高齢福祉課
高齢者福祉電話の 貸与	環境的に孤独な生活をしているひとり暮らし高齢 者に福祉電話を貸与し、ボランティアが安否の確認 を行うとともに、相談に応じる。	健康福祉局 高齢福祉課
家族介護者教室の 実施	在宅で高齢者の介護を行う家族に介護の知識や技 術の向上を図るための講座を開催するとともに、介 護者同士の交流を通じて心身の疲労の軽減を図る。	健康福祉局 高齢福祉課
排せつケア相談 支援事業	在宅で高齢者の介護を行う家族にコールセンター で、高齢者の排せつの介護についての困り事等の相 談に応じる。また、いきいき支援センター等の職員 向け研修を実施し、排せつの介護の相談対応力の向 上を図る。	健康福祉局 高齢福祉課

福祉会館の運営	60歳以上の高齢者の健康相談や生活相談に応じる ほか、健康づくりや教養の向上等のための講座を開 催し、高齢者の生きがいを高めるとともに、交流の 場を提供する。	健康福祉局 高齢福祉課
鯨城学園の運営	60歳以上の高齢者の教養の向上を図り、生きがい を高め、社会的活動への参加を促進するため、学園 を運営する。	健康福祉局 高齢福祉課
敬老バスの交付	65歳以上の高齢者に市バス・地下鉄等を無料で乗 車できる乗車券を交付することにより、高齢者の社 会参加を支援し、もって福祉の増進を図る。	健康福祉局 高齢福祉課
高齢者の 孤立防止事業	65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者及び75歳以 上の高齢者のみで構成される世帯のうち、一定の要 件に該当する者を対象とし、地域支援ネットワーク 運営協議会の設置や地域支援ネットワークの構築に より孤立の防止を図る。	健康福祉局 地域ケア推進課
認知症の方を介護す る家族への支援事業	認知症の方を介護する家族にいきいき支援センター (地域包括支援センター)において認知症に関する 知識・介護方法の指導、精神的な支援等を実施	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者虐待相談セン ターの運営(高齢者 虐待相談支援事業)	相談事業(法律相談や介護者・養護者のこころの相 談など)、保健福祉医療従事者に対する技能向上の ための研修、高齢者虐待に関する知識等の普及のた めの啓発事業、高齢者虐待防止に関する調査研究及 び情報収集を実施	健康福祉局 地域ケア推進課
区高齢者虐待防止ネ ットワーク支援会議 (高齢者虐待相談支 援事業)	処遇難ケースについて、介護サービス事業者、行 政関係者等で構成する会議において、弁護士等のス ーパーバイザーの助言のもと介入・支援策の検討を 行う。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者虐待休日・夜 間電話相談窓口の開 設(高齢者虐待相談 支援事業)	土日・祝日・時間外の電話相談を実施することによ り24時間・365日の相談体制を確保	健康福祉局 地域ケア推進課

③生きることの促進要因を増やす取り組み

事業名称	内 容	担当局・課室
「イーブルなごや相談室」女性のための総合相談（男女平等参画推進センター）	電話・面接による個別相談で、女性が日常生活の中で直面する悩みや不安を受け止め、性別役割的な価値観等を捉え直しながら、主体的な問題解決を目指す。	総務局 男女平等参画推進室
名古屋市男性相談	家族や仕事、人間関係など、日頃なかなか打ち明けられない悩みを抱える男性のための電話・面接相談を行う。	総務局 男女平等参画推進室
なごや人権啓発センターの運営	市民一人ひとりが人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供するとともに、次代を担う子どもたちの発達段階に応じた人権学習の場を提供する施設として、なごや人権啓発センターの運営を行う。また、センター職員及び人権擁護委員による人権相談（電話・面談）を実施（人権擁護委員については、原則毎月第1日曜日）	市民経済局 人権施策推進室
労働相談	専任の労働相談員による労働条件や労働福祉など労働問題に関する電話、メール、面接相談を実施	市民経済局 産業労働課
なごやジョブサポートセンター	幅広い求職者のニーズに合わせ、各自が自己理解に基づいた目標設定ができるよう支援を行い、求人紹介や応募書類の作成、面接トレーニングなど、個々に合わせたきめ細やかな就職相談から就職定着支援までを行う。	市民経済局 産業労働課
消費生活相談「サラ金・多重債務特別相談」	自殺の一つの要因でもある多重債務問題に関して、消費生活センターにおいて、愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会の協力を得て、相談窓口を開設	市民経済局 消費流通課 (消費生活センター)
法律相談の実施	民事一般の法的知識の提供、解決方法・救済手続き等の簡単な説明など、弁護士による無料法律相談を実施	市民経済局 広聴課

高齢者短期入所ベッド確保等事業（高齢者虐待相談支援事業）	家族等からの虐待により、緊急に高齢者を保護する必要がある場合に対応し、あらかじめ短期入所用ベッド等を確保するほか空床活用の対応を行う。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者の見守り支援事業	高齢者の孤立死防止の取り組みを促進するため、見守り支援が必要な65歳以上のひとり暮らしの方又は75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に市内29カ所のいきいき支援センター（地域包括支援センター）に、専任の見守り支援員を各1人配置する。孤立しがちな高齢者に対して個別のケースワークを行い、福祉・介護サービスなどの提供や、民生委員、地域住民、民間事業者などの連携による見守りのネットワークの調整など、1人1人の状況にあわせた支援を実施する。また、対象者の安否確認や孤獨解消のため、ボランティアに協力いただき、定期的に電話をかける見守り電話事業（いきいきコール）を実施する。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者サロンの推進	高齢者の方が、身近な場所できれい集まり、楽しくふれあいを深めて交流できる場所であるサロンについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施	健康福祉局 地域ケア推進課
いきいき支援センター（地域包括支援センター）	高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職員が、健康・福祉・介護などに関する総合相談等を行う。	健康福祉局 地域ケア推進課

海外児童生徒教育相談	家族の海外勤務による出国・帰国に際しての編入学等に関する相談や、外国人児童・生徒の教育・生活に関わる相談。 ○相談日時：水・金・日曜日 ○相談言語：日本語・英語等	観光文化交流局 国際交流課 (名古屋国際センター)
外国人行政相談	市政、行政に関する問題について、相談員や専門家(行政書士)が相談や情報提供に応じる。 ○相談日時：言語により異なる ○相談言語：日本語・英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ハンガール語・フィリピン語・ベトナム語・ネパール語	観光文化交流局 国際交流課 (名古屋国際センター)
外国人無料法律相談	結婚・離婚、在留資格や労働問題等、日本で生活する上で生じる法律上の問題について、専門家(弁護士)が無料で相談に応じる。 ○相談日時：土曜日(予約制) ○相談言語：英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語	観光文化交流局 国際交流課 (名古屋国際センター)
外国人こころの相談	外国人が日本の生活で抱く不安や悩みなどを解消するため、母国で資格、経験のある相談員が通訳を介さずに相談に応じる。 ○相談日時：言語により異なる(予約制、相談は面接のみ)。 ○相談言語：英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語	観光文化交流局 国際交流課 (名古屋国際センター)
ピアサポートサロン	外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としてサロンを年4回開催する。	観光文化交流局 国際交流課 (名古屋国際センター)
外国人の「心」と「からだ」健康相談会	外国人住民が健康に安心して暮らせるように病気の早期発見、予防、制度の周知啓発等、「健康・福祉・保健」について総合的に対応できるワンストップ型の相談会を関係専門機関と連携して実施する。 ○相談言語：英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・フィリピン語・ベトナム語	観光文化交流局 国際交流課 (名古屋国際センター)

高齢者就業支援センターの運営	高齢者が人生の第二のステージにおいても社会の担い手として活躍できるように就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施し、就業を通じた社会参加を支援する。	健康福祉局 高齢福祉課
家族介護者教室の実施	在宅で高齢者の介護を行う家族に介護の知識や技術の向上を図るための講座を開催するとともに、介護者同士の交流を通じて心身の疲労の軽減を図る。	健康福祉局 高齢福祉課
排せつケア相談支援事業	在宅で高齢者の介護を行う家族にコールセンターで、高齢者の排せつの介護についての困り事等の相談に応じる。また、いきいき支援センター等の職員向け研修を実施し、排せつの介護の相談対応力の向上を図る。	健康福祉局 高齢福祉課
福祉会館の運営	60歳以上の高齢者に健康相談や生活相談に応じるほか、健康づくりや教養の向上等のための講座を開催し、高齢者の生きがいを高めるとともに、交流の場を提供する。	健康福祉局 高齢福祉課
鯉城学園の運営	60歳以上の高齢者の教養の向上を図り、生きがい高め、社会的活動への参加を促進するため、学園を運営する。	健康福祉局 高齢福祉課
敬老バスの交付	65歳以上の高齢者に市バス・地下鉄等を無料で乗車できる乗車券を交付することにより、高齢者の社会参加を支援し、もって福祉の増進を図る。	健康福祉局 高齢福祉課
高齢者の孤立防止事業	65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみで構成される世帯のうち、一定の要件に該当する者を対象とし、地域支援ネットワーク運営協議会の設置や地域支援ネットワークの構築により孤立の防止を図る。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者虐待相談センターの運営(高齢者虐待相談支援事業)	相談事業(法律相談や介護者・養護者のこころの相談など)、保健福祉医療従事者に対する技能向上のための研修、高齢者虐待に関する知識等の普及のための啓発事業、高齢者虐待防止に関する調査研究及び情報収集	健康福祉局 地域ケア推進課

高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の開設（高齢者虐待相談支援事業）	土日・祝日・時間外の電話相談を実施することにより24時間・365日の相談体制を確保。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者の見守り支援事業	高齢者の孤立死防止の取り組みを促進するため、見守り支援が必要な65歳以上のひとり暮らしの方又は75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に市内29カ所のいきいき支援センター（地域包括支援センター）に、専任の見守り支援員を各1人配置する。孤立しがちな高齢者に対して個別のケースワークを行い、福祉・介護サービスなどの提供や、民生委員、地域住民、民間事業者などの連携による見守りのネットワークの調整など、1人1人の状況にあわせて支援を実施する。また、対象者の安否確認や孤独解消のため、ボランティアに協力いただき、定期的に電話をかける見守り電話事業（いきいきコール）を実施する。	健康福祉局 地域ケア推進課
いきいき支援センター（地域包括支援センター）	高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職員が、健康・福祉・介護などに関する総合相談等を行う。	健康福祉局 地域ケア推進課
障害者虐待相談センターの運営（障害者虐待相談支援事業）	相談事業（法律相談や介護者・養護者のための相談など）、保健福祉従事者に対する技能向上のための研修、障害者虐待に関する知識等の普及のための啓発事業、障害者虐待防止に関する調査研究及び情報収集	健康福祉局 障害企画課
区障害者虐待防止ネットワーク支援会議（障害者虐待相談支援事業）	処遇困難ケースについて、障害福祉サービス事業者、行政関係者等で構成する会議において、弁護士等のスーパーバイザーの助言のもと介入・支援策の検討を行う。	健康福祉局 障害企画課
障害者虐待休日・夜間電話相談窓口の開設（障害者虐待相談支援事業）	土日・祝日・時間外の電話相談を実施することにより24時間・365日の相談体制を確保。	健康福祉局 障害企画課

障害者短期入所ベッド確保等事業（障害者虐待相談支援事業）	家族等からの虐待により、緊急に障害者を保護する必要が生じた場合に備え、あらかじめ短期入所用ベッド1床を確保するほか空床活用の対応を行うもの。	健康福祉局 障害企画課
障害者差別相談センター	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害者差別に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、相談内容にかかわる関係者間の調整などを行い差別の解消を図るとともに、事業者・市民に対する啓発を行う。	健康福祉局 障害企画課
精神保健福祉相談	保健センターにて毎週精神科嘱託医によるこころの健康相談を実施するほか、精神保健福祉相談員、保健師等によるこころの健康に関する相談・訪問指導を実施。	健康福祉局 障害企画課
こころの健康電話相談	こころの健康に関する電話相談を実施	健康福祉局 障害企画課
精神科救急情報センター	精神障害者及びその家族からの電話により緊急的な精神医療等の相談に対応するとともに、精神科救急医療機関の案内等の受診援助を行う。	健康福祉局 障害企画課
精神障害者家族ピアサポーター総合事業	精神障害者の家族による家族ならではのピア相談及び家族同士の繋がりを深める交流事業を実施	健康福祉局 障害企画課
社会適応訓練事業	就労が困難な精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある事業所に委託して、精神障害者が社会生活に適応するために必要な訓練を行う事業を実施	健康福祉局 障害企画課
福祉特別乗車券の交付	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に、市営交通機関、ゆとりーとライン及びあおなみ線等を無料乗車できる福祉特別乗車券を交付	健康福祉局 障害企画課
依存症相談	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存で悩んでいる方やその家族を対象にした相談を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

依存症 家族のつどい	依存症相談を利用した家族を対象として、本人への接し方を学んだり家族同士の交流を目的としてつどいを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
うつ病就労支援	うつ病等により休職・離職している人を対象とし集団認知行動療法によるリワーク支援プログラムを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
うつ病等家族教室	うつ病患者の家族等に、うつ病等に関する正しい知識やうつ病患者への接し方を学び、家族同士で交流する教室を開催する。	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
こころの健康 (夜間・土日) 無料相談	中高年男性等が帰宅途中等に相談がしやすいよう夜間及び土日に市内中心部(栄・名駅)において、精神科医又は産業カウンセラー等によるうつ病等に関するメンタルヘルズ相談を実施(毎月4回、各回2組ずつ、事前予約制)	健康福祉局 障害企画課
暮らしとこころの お悩み相談会	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間にあわせ、暮らしの法律問題やこころの健康に関する悩みを同時に相談できる無料相談会を実施	健康福祉局 障害企画課
インターネット相談事業	電話や面談による相談を苦手とする特に若年層の方に相談の機会を提供するため、インターネットを利用した相談の実施に向けた相談員の養成等を行う事業への助成	健康福祉局 障害企画課
思春期の精神保健相談	思春期の子どもやその家族等に思春期の心の問題に関する精神科医による相談を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
自死遺族相談	自死遺族を対象にしたこころの相談(面接)を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

名古屋市障害者基幹相談支援センター	障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害者基幹相談支援センターを各区に設置し、障害者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、権利擁護のために必要な援助を行う。	健康福祉局 障害者支援課
精神保健に関する保健センター保健師における相談・家庭訪問	地域における保健活動の一環として、保健センター保健師が関係機関や関係職員と連携を図り相談・訪問を実施する。	健康福祉局 健康増進課
名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネットワーク」の運営	がん患者及びその家族等にピアサポーター等による相談、患者交流会、地域のがん医療情報の提供	健康福祉局 健康増進課
難病訪問相談支援事業・難病患者医療生活相談事業・難病保健活動研修	保健センター保健師等による面接や家庭訪問・患者交流会(集い)を実施し、難病患者やその家族等が抱える療養上の悩みや相談に対応	健康福祉局 健康増進課
なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等が、孤立することなく、必要な支援を受けられることができるよう、助産師が電話やメールによる相談を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
不育症相談支援事業	流産を繰り返すいわゆる習慣流産(不育症)に関する正しい知識を普及啓発するとともに、専門相談窓口を設置し、不育症に悩む女性の不安を軽減し、支援の強化を図る。	子ども青少年局 子育て支援課
なごやっ子SOS	保護者、児童本人及び電話による相談を希望する者に児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施する。	子ども青少年局 子ども福祉課
児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司の増員など児童相談所の体制を強化	子ども青少年局 子ども福祉課

社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充	子ども青少年局 子ども福祉課
児童養護施設等に 入所している児童 及び退所した児童 への自立支援	児童の自立を支援するため、児童養護施設などの入所児童への学習支援、児童養護施設などを退所する児童や退所した児童への就労等の自立支援を実施	子ども青少年局 子ども福祉課
社会福祉事務所における女性福祉相談	各社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置し、様々な女性の相談に応じる。	子ども青少年局 子ども福祉課
配偶者暴力相談支援センター業務	配偶者からの暴力被害者の保護等のため、被害者等からの相談、自立支援等を行う。	子ども青少年局 子ども福祉課
なごや若者サポートステーション事業（厚生労働省事業）	仕事に就いておらず、家事も通学もしていない若者のうち、職業的自立をはじめとした自身の将来に向けた取組みへの意欲が認められる者及びその家族に、各種相談への対応、愛知県全域の各種支援情報提供、独自プログラムによるコミュニケーショントレーニング・社会活動参加プログラム、ジョブトレニングなど若者の就労について総合的な支援を行う。本市は、設置場所の提供、臨床心理士等専門相談やスキルアップ事業の委託を行う。	子ども青少年局 青少年家庭課
名古屋子ども・若者総合相談センターの運営	名古屋市内に在住するニート、ひきこもりなど社会生活を営む上で困難を抱える概ね39歳までの子ども・若者の相談を行い、その子ども・若者の状況に応じた支援機関等とのネットワークにより、子ども・若者が最終的には就労など自立できるよう支援する。	子ども青少年局 青少年家庭課
若年者自立支援ステップアップ事業	ひきこもりや若年無業者等、自立に悩みを抱える概ね15歳から39歳までの若者とその保護者を対象に、市内2カ所に開設した「居場所」を拠点とした、電話相談やカウンセリング、各種支援プログラムやセミナー等の自立を目指した支援を実施	子ども青少年局 青少年家庭課

青少年の居場所づくり	青少年が気軽に安心して過ごせる居場所を確保することで、人や社会と関わりながら、自分らしく主体的に活動できるよう支援する。	子ども青少年局 青少年家庭課
社会福祉事務所におけるひとり親家庭に対する相談	各区役所・支所に母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の生活一般や児童の養育に関すること、職業能力の向上及び求職活動の支援に関すること、経済的支援に関することなど総合的な相談・指導を行っている。また、より身近なところでひとり親家庭の様々な相談に応じ、必要な指導や支援を行うなどの相談体制を強化するため、母子・父子自立支援員と連携して、家庭訪問等を行うひとり親家庭応援専門員を配置している。	子ども青少年局 子ども未来企画室
中学生の学習支援	ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、学習及び進学の意欲を増進し、学習習慣を身につけさせる支援を行う学習支援を実施。	健康福祉局 保護課 子ども青少年局 子ども未来企画室
医療ソーシャルワーカーによる相談・援助（各市立病院）	入院・外来患者に地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう社会福祉の立場から援助するとともに、必要に応じ関係機関への紹介や情報提供を行い、社会復帰の促進を図る。	病院局企画室
なごや子ども応援委員会	市内11ブロックの中学校11校に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員を配置した。また、上記11校に加え、中学校73校をスクールカウンセラーを常勤的に配置する学校とし、児童・生徒の心の問題に対応する。	教育委員会 子ども応援室
スクールカウンセラーによる相談	名古屋市立学校の児童・生徒（保護者）・教員の希望者に対して臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。	教育委員会 指導室
精神科学校医の配置	子どものメンタルヘルス対応として、精神科学校医を配置し、全市の児童・生徒を対象とした相談を実施	教育委員会 学校保健課

講座の開催（生涯学習センター）	市民が生き生きと前向きに生活できような生きがいがつくづくを推進するために、学び始めたり、学びを継続したり、学びの成果を社会へ還元したりする生涯学習のきっかけとなる講座やイベントを開催する。	教育委員会 生涯学習課
イベント（心の健康、いきがいがづくりの開催（生涯学習センター）	市民が元気に生き生きと前向きに生活できるようにするために、心と健康や命の大切さ、生きがいづくりになど幅広い内容で随時開催する。	教育委員会 生涯学習課
事業名称	内容	担当局・課室
いのちの支援人材育成等事業（ゲートキーパー研修）	様々な悩みを抱えた人を見守り、専門家へつなぐ「ゲートキーパー」の役割を果たす人材を育成するため、一般市民向けゲートキーパー研修を行うほか、様々な分野の方を対象とした研修会を開催	健康福祉局 障害企画課
市職員・関係職員の人材育成事業	総務局等と連携し、市職員の研修機会の拡大を図るとともに、障害企画課職員等が国等が主催する研修会に参加し、講師を担う人材を育成する。	健康福祉局 障害企画課
民間事業者向けゲートキーパー研修	理容組合等民間事業者を対象としたゲートキーパー研修を実施	健康福祉局 障害企画課
市民向け傾聴講座	生涯学習センターにおいて傾聴講座を開催し、身近な人への見守りや自殺対策への関心を高める機会を提供する。	健康福祉局 障害企画課
自殺対策に関する研修等への講師派遣事業	主に若年層の自殺対策に関する知識等の向上を図ることを目的として開催される研修会等への講師派遣を実施	健康福祉局 障害企画課

(2) 自殺の防止

① 自殺対策を支える人材の育成

いのちの電話相談員メンタルケアサポート事業	ボランティアで相談に従事するののちの電話協会電話相談員の心理的負担の軽減を図り安定した相談を行えるよう臨床心理士による相談員のメンタルケアを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
いのちの支援人材育成等事業（自死遺族支援セミナー）	自死遺族に寄り添うために自死遺族の心情やいきづらさ、留意した方が良いこと等について学ぶセミナーを実施	健康福祉局 障害企画課
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけの医師及び医療関係者等に適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等を習得するための研修を実施	健康福祉局 障害企画課
精神保健福祉関係職員研修	保健センターに勤務する精神保健福祉相談員や保健師等を対象とし、業務上必要な基本的知識の理解及び援助技術の習得を図るための研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
思春期精神保健関係者研修	思春期に起こりがちな心の健康に関する諸問題を主な内容とし、保健センター職員や高等学校教員を対象に、専門職として資質の向上を図るために研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
薬物問題関係者研修	薬物問題にかかわる保健センター職員をはじめ関係機関職員を対象とし、薬物問題の相談技術の向上とともに、ネットワークづくりをめざし研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
アルコール問題関係者研修	アルコール問題にかかわる保健センター職員をはじめ関係機関職員を対象とし、アルコール問題の相談技術の向上とともに、ネットワークづくりをめざし研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
災害時精神医療活動研修	関係機関職員を対象とし、大規模自然災害等の発災時等に精神医療機関の支援、被災者の心のケアができるよう研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
精神保健福祉に関する技術援助	保健センター、区役所及び関係機関職員に対し専門的立場から技術指導及び技術援助を行う。個別事例への助言や講師派遣などを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

認知行動療法普及研修	市域の医療従事者を対象として、認知行動療法の普及とうつ病患者等への治療の質の向上を図るための研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
新任職員研修	各区生活保護法施行事務関係新任職員（主に地区担当員）に精神疾患についての一般的な知識や精神障害者と接する際の注意点などを習得し、要保護者への援助のスキルを高めるとともに、職員自身のストレスマネジメントについて学ぶ。	健康福祉局 保護課
地区担当員に対する研修	障害福祉部と連携して、各区生活保護地区担当員（ケースワーカー）に対して、自殺対策の研修を行う。	健康福祉局 保護課
精神保健に関する研修会の実施	養護教諭に自殺の高リスク、自殺理解と対応等を含めた児童・生徒の心理的問題を内容とした講演会を実施	教育委員会 学校保健課

②リスク要因を抱えた方への支援

■ 精神疾患患者

事業名称	内容	担当局・課室
精神保健福祉相談	保健センターにて毎週精神科嘱託医によるこころの健康相談を実施するほか、精神保健福祉相談員、保健師等によるこころの健康に関する相談・訪問指導を実施	健康福祉局 障害企画課
こころの健康電話相談	こころの健康に関する電話相談を実施	健康福祉局 障害企画課
精神保健福祉法に基づき措置入院	精神障害者であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある者に通報等に基づき、精神保健指定医2名（緊急措置の場合は1名）の診察により、入院の判定を行う。	健康福祉局 障害企画課

精神科救急情報センター	精神障害者及びその家族に電話により緊急的な精神医療等の相談に対応するとともに、精神科救急医療機関の案内等の受診援助を行う。	健康福祉局 障害企画課
精神障害者家族ピアサポーター総合事業	精神障害者の家族による家族ならではのピア相談及び家族同士の繋がりを深める交流事業を実施	健康福祉局 障害企画課
精神障害者地域移行・地域定着支援事業	精神科病院に入院している精神障害者のうち、長期入院者（1年以上）及び入院の長期化が見込まれる者が地域生活へ移行するための支援及び地域生活を継続するための支援を実施	健康福祉局 障害企画課
社会適応訓練事業	就労が困難な精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある事業所に委託して、精神障害者が社会生活に適応するために必要な訓練を行う事業を実施	健康福祉局 障害企画課
市長同意事務	医療保護入院に際し、名古屋市長が同意者となる場合の事務を行う。	健康福祉局 障害企画課
市営住宅の優先入居	精神障害者の生活の安定を図るために、住宅に困難している精神障害者世帯向けに市営住宅等の優先入居を行う。	健康福祉局 障害企画課
自立支援医療（精神通院）	精神科通院による治療に要する医療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。	健康福祉局 障害企画課
福祉特別乗車券の交付	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に、市営交通機関、ゆとりーとライン及びあなみ線等を無料乗車できる福祉特別乗車券を交付	健康福祉局 障害企画課
依存症関連問題支援事業	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症問題の改善に取り組む民間団体の活動に要する経費の助成	健康福祉局 障害企画課

依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関の選定	依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするため、アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症に関する治療を行っている依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
精神保健福祉関係職員研修	保健センターに勤務する精神保健福祉相談員や保健師等を対象とし、業務上必要な基本的知識の理解及び援助技術の習得を図るための研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
思春期精神保健関係者研修	思春期に起こりがちな心の健康に関する諸問題を主な内容とし、保健センター職員や高等学校教員を対象に、専門職として資質の向上を図るために研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
薬物問題関係者研修	薬物問題にかかわる保健センター職員をはじめ関係機関職員を対象とし、薬物問題の相談技術の向上とともに、ネットワーキングづくりをめざし研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
アルコール問題関係者研修	アルコール問題にかかわる保健センター職員をはじめ関係機関職員を対象とし、アルコール問題の相談技術の向上とともに、ネットワーキングづくりをめざし研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
精神保健福祉に関する技術援助	保健センター、区役所及び関係機関職員に対し専門的立場から技術指導及び技術援助を行う。個別事例への助言や講師派遣などを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
薬物問題関係機関連絡会議	愛知県精神保健福祉センターとの共催により、薬物問題にかかわる関係機関が相互の理解を深めるとともに連携上の課題について検討し、ネットワーキングづくりをめざすために会議を開催	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
依存症医療機関連絡会議	依存症に関わる医療機関の連絡会議を開催し、依存症問題への取組について相互理解を深め連携上の課題等を検討しネットワーキングづくりを目指す。	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

アデイクション・セッション	自助グループや支援機関等の活動内容の普及啓発とともに社会的サポートの向上を図る。	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
依存症相談	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存で悩んでいる方やその家族を対象にした相談を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
依存症家族のつどい	依存症相談を利用した家族を対象として本人への接し方を学んだり、家族同士の交流を目的としてつどいを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
うつ病就労支援	うつ病等により休職・離職している人を対象とし集団認知行動療法によるリワーク支援プログラムを実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
認知行動療法普及研修	地域の医療従事者を対象として、認知行動療法の普及とうつ病患者等への治療の質の向上を図るための研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
うつ病等家族教室	うつ病患者の家族等にうつ病等に関する正しい知識やうつ病患者への接し方を学び、家族同士で交流する教室を開催する。	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
こころの健康（夜間・土日）無料相談	中高年男性等が帰宅途中等に相談がしやすいよう夜間及び土日に市内中心部（栄・名駅）において、精神科医又は産業カウンセラー等によるうつ病等に関するメンタルヘルス相談を実施（毎月4回、各回2組ずつ、事前予約制）	健康福祉局 障害企画課
思春期の精神保健相談	思春期の子どもやその家族等に思春期の心の問題に関する精神科医による相談を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

■ 慢性疾患等の重篤患者

事業名称	内容	担当局・課室
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけの医師及び医療関係者等に適切なたつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法を習得するための研修を実施	健康福祉局 障害企画課
名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」の運営	がん患者及びその家族等にピアサポーター等による相談、患者交流会、地域のがん医療情報の提供	健康福祉局 健康増進課
難病訪問相談支援事業・難病患者医療生活相談事業・難病保健活動研修	難病患者及びその家族等に保健センター保健師等による面接や家庭訪問・患者交流会（集い）を実施し、患者や家族が抱える療養上の悩みや相談に対応	健康福祉局 健康増進課
健康に関する市民向け公開講座の開催（各市立病院）	各診療科医師などが、病気の治療・予防方法などについて講演	病院局 企画室

■ 生活困窮者

事業名称	内容	担当局・課室
名古屋仕事・暮らし自立サポーターの運営	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える多様な複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容を記載した計画を作成するなど、自立に向けた相談支援を一体的かつ計画的に行う。	健康福祉局 保護課
中学生の学習支援事業	ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、学習及び進学の意欲を増進し、学習習慣を身につけさせる支援を行う学習支援を実施。	健康福祉局 保護課 子ども青少年局 子ども未来企画室

かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけの医師及び医療関係者等に適切なたつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法を習得するための研修を実施	健康福祉局 障害企画課
精神科医療の提供（東部医療センター・西部医療センター）	精神科医師によるうつ病等の精神疾患に対する治療の提供	病院局 企画室
医療ソーシャルワーカーによる相談・援助（各市立病院）	入院、外来患者が地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう社会福祉の立場から援助するとともに、必要に応じ関係機関への紹介や情報提供を行い、社会復帰の促進を図る。	病院局 企画室

■ 自殺未遂者

事業名称	内容	担当局・課室
地域連携マニュアル「ガイドブック常備薬こころの絆創膏」の作成	保健医療福祉等関係機関が連携するためのマニュアルを作成し配布	健康福祉局 障害企画課
自殺ハイリスクリスク者等支援研修会	相談窓口の担当者等の支援者に自殺ハイリスクリク者等への対応等に関する研修会を実施	健康福祉局 障害企画課
自殺未遂者向けリーフレットの作成	自殺未遂者の再企図を防ぐため、本人向け及び家族向けのリーフレットを作成し、医療機関、相談機関等に配布	健康福祉局 障害企画課

■ 多重債務者

事業名称	内容	担当局・課室
消費生活相談「サラ金・多重債務特別相談」	自殺の一つの要因でもある多重債務問題に関して、消費生活センターにおいて、愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会の協力を得て、相談窓口を開設	市民経済局 消費流通課 (消費生活センター)
名古屋消費生活フェア	愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会、法テラス愛知等の専門機関による出展など、事業者団体・消費者団体・大学・行政が一体となって、イベントを開催	市民経済局 消費流通課
高齢消費者見守り支援講座	消費者被害に遭いやすい高齢者等を地域で見守る福祉関係事業者などに金融トラブル、悪質商法など消費者問題に関する講座を開催	市民経済局 消費流通課

■ DV被害者

事業名称	内容	担当局・課室
「イーブルなごや相談室」女性のための総合相談（男女平等参画推進センター）	電話・面接による個別相談で、女性が日常生活の中で直面する悩みや不安を受け止め、性別役割的な価値観等を捉え直しながら、主体的な問題解決を目指す。	総務局 男女平等参画推進室
社会福祉事務所における女性福祉相談	各社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置し、様々な女性の相談に応じる。	子ども青少年局 子ども福祉課
配偶者暴力相談支援センター業務	配偶者からの暴力被害者の保護等のため、被害者等からの相談、自立支援等を行うもの	子ども青少年局 子ども福祉課

■ 児童虐待被害者

事業名称	内容	担当局・課室
なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等が、孤立することなく、必要な支援を受けられることができるよう、助産師が電話やメールによる相談を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
産後ケア事業 (30年度まではモデル事業)	出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により育児困難感がある場合に、産婦及び乳児に対して、助産所等における宿泊または日帰りによる支援（母体ケア、乳児ケア）を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間及び産後1か月の産婦に対し、健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子を支援し妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図る。	子ども青少年局 子育て支援課
名古屋児童を虐待から守る条例の推進	「名古屋児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を実施	子ども青少年局 子ども福祉課
なごやっ子SOS	保護者、児童本人及び電話による相談を希望する者に児童虐待に関する相談を、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施	子ども青少年局 子ども福祉課
児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司の増員など児童相談所の体制を強化する。	子ども青少年局 子ども福祉課
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充する。	子ども青少年局 子ども福祉課

■ 複合的なリスク要因

事業名称	内 容	担当局・課室
自殺対策連絡協議会	地域の自殺の特性に応じた自殺対策の取組みの方向性、自殺対策の取組みの成果の検証、自殺対策に係る連絡調整等について、関係機関・関係団体等との意見交換及び意見聴取を行う。	健康福祉局 障害企画課
自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議	自殺対策に関する相談機関の連携強化を図るための会議を開催	健康福祉局 障害企画課
自殺対策推進本部	自殺対策に関する諸施策の調整及び推進、情報の収集及び連絡、その他自殺対策の総合的な推進のため、副市長を本部長、関係局長を本部長とする「名古屋市自殺対策推進本部」を設置	健康福祉局 障害企画課
自殺対策庁内連絡会	庁内関係部署が相互に連携するための課長級職員による「名古屋市自殺対策庁内連絡会」を設置	健康福祉局 障害企画課
地域自殺対策推進センターの設置	地域の自殺の実態把握、情報収集・分析・提供、人材育成、関係機関等の連絡調整等を行うことを目的とした地域自殺対策推進センターを設置	健康福祉局 障害企画課
自殺対策の専任職員の配置	いのちの支援を担当する専任職員を配置	健康福祉局 障害企画課
地域連携マニュアル「ガイドブック（常備薬こころの絆創膏）」の作成	保健医療福祉等関係機関が連携するためのマニュアルを作成し配布	健康福祉局 障害企画課
ウェブサイト「こころの絆創膏」の運営	悩みに応じた相談機関の紹介、うつ病に関する知識や精神科医療に関する問答を掲載したウェブサイト「こころの絆創膏」を運営	健康福祉局 障害企画課

児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整、情報交換を実施するとともに、電話システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に実施	子ども青少年局 子ども福祉課
児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援	児童の自立を支援するため、児童養護施設などの入所児童への学習支援、児童養護施設などを退所する児童や退所した児童への就業等の自立支援を実施	子ども青少年局 子ども福祉課

■ 犯罪被害者等

事業名称	内 容	担当局・課室
名古屋市犯罪被害者等支援	犯罪被害者等基本法と名古屋市犯罪被害者等支援条例に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、犯罪被害者等に對する支援を実施	担当局・課室 市民経済局 地域安全推進課

■ 災害被災者

事業名称	内 容	担当局・課室
災害時こころのケア対策	大規模な震災等に備え、①他県の被災地への派遣の際②名古屋で罹災した際それぞれの場合に適切に対応できるよう体制整備を図る。	担当局・課室 健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)
災害時精神医療活動研修	関係機関職員を対象とし、大規模自然災害等の発災時等に精神医療機関の支援、被災者の心のケアができるよう研修を実施	健康福祉局 障害企画課 (精神保健福祉センター)

※その他自殺防止に関する対策

事業名称	内 容	担当局・課室
各種統計分析	名古屋市衛生研究所において、本市における自殺に関連する統計の分析を実施	健康福祉局 障害企画課
毒物劇物取締事業	毒物劇物について保健衛生上必要な取り締まりをするため、毒物劇物販売業者等に対し、毒物劇物の交付制限、譲渡手続、盗難・紛失防止措置等について監視指導を実施する。	健康福祉局 環境薬務課
地下鉄の可動式ホーム柵の整備	可動式ホーム柵の設置に向けた定位置停止等のための車両改造等	交通局 電車施設課

(3) 自死遺族に対する支援

事業名称	内 容	担当局・課室
自死遺族相談日	自死遺族を対象にしたところの相談（面接）を実施	健康福祉局 障害企画課 （精神保健福祉センター）
自死遺族カウンセリング	自死遺族相談を利用した方のうち、継続的なこころのケアが必要な方に、市内大学の心理学研究室等に委託し、無料カウンセリングを実施	健康福祉局 障害企画課 （精神保健福祉センター）
自死遺族向けリーフレットの作成	自死遺族等のための各種相談窓口や民間団体の連絡先等を掲載したリーフレットを作成し、遺族等が必要とする支援策にかかるとする情報を提供	健康福祉局 障害企画課
いのちの支援人材育成等事業（自死遺族支援セミナー）	自死遺族に寄り添うために自死遺族の心情やいきづらさ、留意した方がよいこと等について学ぶセミナーを実施	健康福祉局 障害企画課

2 平成 29 (2017) 年度 自殺対策に関する市民アンケート調査結果の概要について

テーマ	自殺対策について
目的	悩みの相談や自殺に関する意識などの実態を把握し、自殺対策計画の策定や今後の事業実施の参考とする。
対象者	名古屋市内に在住する満 16 歳以上の方 10,000 人（無作為抽出による） ⇒ 有効回答数 4,747 人（有効回答率 47.5%）
調査期間	平成 29(2017) 年 12 月 11 日～平成 30(2018) 年 1 月 11 日
調査方法	郵送法による調査用紙の配付・回収
主な内容	<p>1 悩みの相談</p> <p>(1) 悩みやストレスを感じたときに、助けを求めたり、誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思う人の割合は 22.2%</p> <p>(2) 不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人がいると思う人の割合は 79.2%</p> <p>(3) 深刻な悩みを抱えたときに、相談すると思う人の割合は 78.1%</p> <p>(4) 深刻な悩みを抱えたときの相談先は、家族（85.2%）、友人（48.8%）の順に回答が多い</p> <p>(5) 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応</p> <p>① ひたすら耳を傾けて聞く..... 55.8%</p> <p>② 「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す..... 37.8%</p> <p>③ 「死んではいけない」と説得する..... 30.9%</p> <p>④ 「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する..... 30.5%</p> <p>⑤ 「がんばって生きよう」と励ます..... 21.7%</p> <p>⑥ 「つまらないことを考えるな」と叱る..... 11.5%</p> <p>(6) 名古屋市こころの健康（夜間・土日）無料相談を知っている人の割合 15.3%</p> <p>2 生きがい、居場所、精神的健康状態</p> <p>(1) 生きがいを感じている人の割合は 78.2%</p> <p>(2) 自分の居場所がないと感じている人の割合は 26.2%</p> <p>(3) 精神的健康状態が低くうつ病のスクリーニングが推奨される人の割合は 31.2%</p>

3 ゲートキーパー

- (1) 悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き必要な支援につなげ見守る「ゲートキーパー」という言葉を知っていたか聞いたことがある人の割合は8.4%
- (2) 身近な人が悩みを抱えているように見えたとき、声をかけ、話を聴こうと思うし行動できる人の割合は39.6%、思うが行動できない人の割合は30.0%

4 自殺念慮

- (1) これまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えたことがある人は22.8%
- (2) 過去に自殺したいと考えたときの乗り越え方
- ① 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた..... 32.2%
 - ② 家族や友人、職場の同僚等身近な人に悩みを聞いてもらった..... 29.7%
 - ③ 特に何もしなかった..... 26.5%
 - ④ できるだけ休養をとるようにした..... 21.6%
 - ⑤ 医師やカウンセラーなどこころの健康に関する専門家に相談した..... 15.1%
 - ⑥ 弁護士や司法書士、公的機関の相談員等悩みの元となる分野の専門家に相談した2.1%
- (3) 最近1年以内に自殺したいと考えたことがある人の割合は5.2%
- (4) 最近1年以内に自殺したいと考える危険因子
- ① 生きがいを全く感じない
 - ② 「自分の居場所がない」といつも感じる
 - ③ 相談することははずかしいことだと思う

5 自死遺族

- (1) 周りに自殺で亡くなった人がいる人の割合は、35.1%
- (2) 自死遺族相談やご遺族同士の分かち合いの会が行われていることを知っている人の割合は、7.6%
- (3) 自死遺族支援としてあればよいと思うものとしては、残された子どもへの支援（62.0%）、経済的な支援（49.3%）、専門家による電話相談・面接相談・カウンセリング（45.8%）の順に回答が多い

6 自殺対策

- (1) 自殺予防週間を知っていた、聞いたことがある人は、32.5%、自殺対策強化月間を知っていた、聞いたことがある人は17.7%
- (2) ウェブサイト「こころの絆創膏」を知っていた、聞いたことがある人は、15.5%
- (3) 今後求められる自殺対策としては、子どもの自殺予防（45.2%）、様々な悩みに対応した相談窓口の設置（42.9%）、職場におけるメンタルヘルス対策の推進（34.2%）の順に回答が多い。

3 自殺対策に関する市民アンケートの集計結果

悩みやストレス、生きがい、居場所等に関することについて

問1 日常生活での悩みやストレスについてお答えください。

(1) あなたは、この1ヶ月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどがありましたか。
(○は1つだけ)

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1. 大いにあった 920人 (19.4%) | 2. 多少あった 2,095人 (44.1%) |
| 3. あまりなかった 1,171人 (24.7%) | 4. まったくなかった 440人 (9.3%) |
| ☆不明 121人 (2.5%) | |

(2) あなたの不満、悩み、苦勞、ストレスはどんな内容ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 1. 職場の人間関係 1,152人 (24.3%) | 2. 長時間労働 397人 (8.4%) |
| 3. 就職 161人 (3.4%) | 4. 失業 75人 (1.6%) |
| 5. 仕事の不振 520人 (11.0%) | 6. 中小企業経営 130人 (2.7%) |
| 7. 消費トラブル 36人 (0.8%) | 8. 借金・多重債務 115人 (2.4%) |
| 9. 金銭トラブル 134人 (2.8%) | 10. 子育て 483人 (10.2%) |
| 11. 児童虐待 9人 (0.2%) | 12. いじめ 40人 (0.8%) |
| 13. 学校での人間関係 105人 (2.2%) | 14. ひきこもり・不登校 44人 (0.9%) |
| 15. 家族・親族関係の不和 608人 (12.8%) | 16. 家族の介護 397人 (8.4%) |
| 17. 高齢者虐待 30人 (0.6%) | 18. 性差別 20人 (0.4%) |
| 19. DV被害 25人 (0.5%) | 20. 障害福祉サービス 39人 (0.8%) |
| 21. 障害者虐待 17人 (0.4%) | 22. 障害者差別 29人 (0.6%) |
| 23. 身近な人の死 305人 (6.4%) | 24. 孤独 271人 (5.7%) |
| 25. 自分の病気 691人 (14.6%) | 26. その他 679人 (14.3%) |
| ☆不明 836人 (17.6%) | |

問2 あなたは悩みやストレスを感じたときに、助けを求めたり、誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思いますか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------------------------------|----------------------------|
| 1. そう思う 235人 (5.0%) | 2. どちらかというと思う 817人 (17.2%) |
| 3. どちらかというとは思わない 1,351人 (28.5%) | |
| 4. そうは思わない 2,284人 (48.1%) | ☆不明 60人 (1.3%) |

問3 あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人はいると思いますか。
(○は1つだけ)

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| 1. そう思う 2,297人 (48.4%) | 2. どちらかというと思う 1,460人 (30.8%) |
| 3. どちらかというとは思わない 323人 (6.8%) | |
| 4. そうは思わない 242人 (5.1%) | 5. わからない 360人 (7.6%) |
| ☆不明 65人 (1.4%) | |

問4 必要なとき、あなたに物質的・金銭的な支援をしてくれる人はいると思いますか。
(〇は1つだけ)

1. そう思う 1,685人(35.5%) 2. どちらかというと思う 1,369人(28.8%)
3. どちらかというとは思わない 498人(10.5%)
4. そうは思わない 576人(12.1%) 5. わからない 548人(11.5%)
☆不明 71人(1.5%)

問5 深刻な悩みを抱えたときに、あなたは誰かに(どこかに)相談すると思いますか。
(〇は1つだけ)

1. 相談する 3,706人(78.1%) 2. 相談しない 790人(16.6%)
☆不明 251人(5.3%)

問6 <<問5で「1. 相談する」と回答した方におたずねします。>>
深刻な悩みを抱えたとき、あなたは誰に(どこに)相談しますか。(〇はいくつでも)(N=3,706)

1. 家族 3,159人(85.2%) 2. 友人 1,809人(48.8%)
3. 職場の上司や同僚 515人(13.9%) 4. 先生、恩師 120人(3.2%)
5. 医療機関 473人(12.8%) 6. 民間の相談窓口 194人(5.2%)
7. 公的機関の相談窓口 566人(15.3%) 8. その他 109人(2.9%)
☆不明 5人(0.1%)

問7 あなたは、深刻な悩みを抱えたとき、どのような相談の機会があればよいと思いますか。
(〇はいくつでも)

1. 専門家による面接相談 1,571人(33.1%)
2. 専門家による電話相談 1,279人(26.9%)
3. 専門家による電子メール相談 675人(14.2%)
4. 専門家の訪問による相談 409人(8.6%)
5. 同じ悩みや不安を抱える人たちの集まり 909人(19.1%)
6. 平日の夜間や土日などの相談 734人(15.5%)
7. ショッピングセンターなどの身近な場所での相談会 315人(6.6%)
8. その他 119人(2.5%)
9. 相談の機会に関心はない(必要ではない) 522人(11.0%)
10. わからない 648人(13.7%)
☆不明 478人(10.1%)

問8 本市の次の行政機関に「こころの病気」に関する相談窓口があることを、あなたはご存じでしたか。(〇は1つだけ)

(1) 名古屋市精神保健福祉センターこころぼ
1. 知っていた 440人(9.3%) 2. 知らなかった 4,103人(86.4%) ☆不明 204人(4.3%)
(2) 各区の保健所
1. 知っていた 1,067人(22.5%) 2. 知らなかった 3,441人(72.5%) ☆不明 239人(5.0%)

問9 あなたは、次の相談機関等をご存じでしたか。
(この質問については、(1)～(24)のそれぞれの項目について、あてはまるもの1つに〇をつけてください。)

分野	名称
労働	(1) 愛知労働局 総合労働相談コーナー 労働問題に関する相談
	1. 知っている 1,100人(23.2%) 2. 知らない 3,271人(68.9%) ☆不明 376人(7.9%)
	(2) 名古屋市市民相談室 労働相談 労働問題に関する相談
	1. 知っている 882人(18.6%) 2. 知らない 3,492人(73.6%) ☆不明 373人(7.9%)
	(3) なごやジョブサポートセンター 就職に関する相談
	1. 知っている 590人(12.4%) 2. 知らない 3,741人(78.8%) ☆不明 416人(8.8%)
	(4) なごや若者サポートステーション 若者の就労に関する相談
1. 知っている 397人(8.4%) 2. 知らない 3,896人(82.1%) ☆不明 454人(9.6%)	
消費トラブル ・多重債務	(5) 名古屋市消費生活センター 消費生活・サラ金・多重債務に関する相談
	1. 知っている 2,828人(59.6%) 2. 知らない 1,613人(34.0%) ☆不明 306人(6.4%)
	(6) 法テラス 金銭問題、その他法律相談
	1. 知っている 1,329人(28.0%) 2. 知らない 2,984人(62.9%) ☆不明 434人(9.1%)

子ども・若者	(7) 各区保健所 子育て総合相談窓口 子育てに関する相談	1. 知っている 2,307人 (48.6%) 2. 知らない 2,040人 (43.0%) ☆不明 400人 (8.4%)	
	(8) 児童相談所 児童についての悩みや児童虐待等の相談	1. 知っている 3,033人 (63.9%) 2. 知らない 1,319人 (27.8%) ☆不明 395人 (8.3%)	
	(9) ハートフレンドなごや 子どものいじめや発達など教育・養育に関する相談	1. 知っている 1,127人 (23.7%) 2. 知らない 3,146人 (66.3%) ☆不明 474人 (10.0%)	
	(10) 名古屋市子ども・若者総合相談センター 子どもや若者(39歳まで)の悩みごとに関する相談	1. 知っている 387人 (8.2%) 2. 知らない 3,863人 (81.4%) ☆不明 497人 (10.5%)	
	(11) 少年サポートセンター名古屋 少年・少女の非行、学校、交友等の悩みに関する相談	1. 知っている 420人 (8.8%) 2. 知らない 3,773人 (79.5%) ☆不明 554人 (11.7%)	
	高齢者	(12) いきいき支援センター(地域包括支援センター) 高齢者の介護などに関する相談	1. 知っている 2,253人 (47.5%) 2. 知らない 2,211人 (46.6%) ☆不明 283人 (6.0%)
		(13) 名古屋市高齢者虐待相談センター 高齢者虐待に関する相談	1. 知っている 738人 (15.5%) 2. 知らない 3,602人 (75.9%) ☆不明 407人 (8.6%)
女性		(14) イーブルなごや(男女平等参画推進センター) 女性が直面する問題に関する相談	1. 知っている 547人 (11.5%) 2. 知らない 3,677人 (77.5%) ☆不明 523人 (11.0%)
	(15) 名古屋市配偶者暴力相談支援センター DV被害に関する相談	1. 知っている 592人 (12.5%) 2. 知らない 3,625人 (76.4%) ☆不明 530人 (11.2%)	
	男性	(16) 名古屋市男性相談 男性が抱える悩みごとに関する相談	1. 知っている 110人 (2.3%) 2. 知らない 4,122人 (86.8%) ☆不明 515人 (10.8%)

障害者	(17) 名古屋市障害者基幹相談支援センター 障害福祉サービスの利用などに関する相談
	1. 知っている 765人(16.1%) 2. 知らない 3,513人(74.0%) ☆不明 469人(9.9%)
	(18) 名古屋市障害者虐待相談センター 障害者虐待に関する相談
	1. 知っている 499人(10.5%) 2. 知らない 3,752人(79.0%) ☆不明 496人(10.4%)
経営	(19) 名古屋市障害者差別相談センター 障害者差別に関する相談
	1. 知っている 380人(8.0%) 2. 知らない 3,842人(80.9%) ☆不明 525人(11.1%)
	(20) 名古屋商工会議所 中小企業の経営等に関する相談
こころの健康	1. 知っている 2,443人(51.5%) 2. 知らない 1,846人(38.9%) ☆不明 458人(9.6%)
	(21) 名古屋市中心企業振興センター 中小企業の経営等に関する相談
仕事・生活	1. 知っている 1,879人(39.6%) 2. 知らない 2,382人(50.2%) ☆不明 486人(10.2%)
	(22) 名古屋市こころの健康(夜間・土日)無料相談 こころの健康に関する相談
様々な悩み	1. 知っている 724人(15.3%) 2. 知らない 3,595人(75.7%) ☆不明 428人(9.0%)
	(23) 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 仕事や生活、不安、困りごとなど様々な悩みに関する相談
様々な悩み	1. 知っている 593人(12.5%) 2. 知らない 3,717人(78.3%) ☆不明 437人(9.2%)
	(24) 名古屋いのちの電話 悩みごとに関する相談
様々な悩み	1. 知っている 1,922人(40.5%) 2. 知らない 2,430人(51.2%) ☆不明 395人(8.3%)

問10 本市では悩みを抱えている方へ、様々な相談窓口や自助グループ等の情報を提供するサイト「こころの絆創膏(ばんそうこう)～絆でまもるいのちのあかり～」を開設しています。
あなたは、ウェブサイト「こころの絆創膏～絆でまもるいのちのあかり～」をご存じでしたか。
(〇は1つだけ)

1. 知っていた 180人(3.8%)
2. 内容は知らなかったが、「こころの絆創膏」という言葉は聞いたことがある 554人(11.7%)
3. 知らなかった(「こころの絆創膏」という言葉を聞いたことがない) 3,860人(81.3%)
- ☆不明 153人(3.2%)

問11 本市では、「いのちの支援広報キャラクター」として「うさじ」や「びよ吉」をはじめとしたキャラクターを活用し、各種啓発を実施しています。

あなたは、「いのちの支援広報キャラクター」をご存じでしたか。(〇は1つだけ)

1. 知っていた(「いのちの支援広報キャラクター」であることも含め) 138人(2.9%)
 2. 見たことはあるが「いのちの支援広報キャラクター」であることは知らなかった 313人(6.6%)
 3. 知らなかった(見たことがない) 4,151人(87.4%)
- ☆不明 145人(3.1%)

問12 本市内で自死遺族相談やご遺族同士の分かち合いの会が行われていることを知っていますか。(〇は1つだけ)

1. 知っていた 362人(7.6%)
 2. 知らなかった 4,261人(89.8%)
- ☆不明 124人(2.6%)

問13 あなたは、現在、どの程度生きがい(喜びや楽しみ)を感じていますか。(〇は1つだけ)

1. 十分感じている 1,787人(37.6%)
 2. 多少感じている 1,927人(40.6%)
 3. あまり感じていない 584人(12.3%)
 4. まったく感じていない 148人(3.1%)
 5. わからない 194人(4.1%)
- ☆不明 107人(2.3%)

問14 あなたは、普段の生活の中で「自分の居場所がない」と感じることはありませんか。(〇は1つだけ)

1. いつも感じる 182人(3.8%)
 2. たまに感じる 1,061人(22.4%)
 3. あまり感じない 1,644人(34.6%)
 4. まったく感じない 1,762人(37.1%)
- ☆不明 98人(2.1%)

問15 以下の(1)から(5)までの各項目について、最近2週間のあなたの状態にもっとも近いものはどれですか。(〇は1つだけ)

(1)	明るく、楽しい気分で過ごした。
-----	-----------------

1. いつも 490人(10.3%)
 2. ほとんどいつも 655人(13.8%)
 3. 半分以上の期間を 1,676人(35.3%)
 4. 半分以下の期間を 1,180人(24.9%)
 5. ほんのたまに 372人(7.8%)
 6. まったくない 118人(2.5%)
- ☆不明 256人(5.4%)

(2)	落ち着いた、リラックスした気分で過ごした。
-----	-----------------------

1. いつも 488人(10.3%)
 2. ほとんどいつも 699人(14.7%)
 3. 半分以上の期間を 1,610人(33.9%)
 4. 半分以下の期間を 1,162人(24.5%)
 5. ほんのたまに 354人(7.5%)
 6. まったくない 160人(3.4%)
- ☆不明 274人(5.8%)

(3)	意欲的で、活動的に過ごした。	
1.	いつも 522人 (11.0%)	2. ほとんどいつも 749人 (15.8%)
3.	半分以上の期間を 1,512人 (31.9%)	4. 半分以下の期間を 1,008人 (21.2%)
5.	ほんのたまに 394人 (8.3%)	6. まったくない 248人 (5.2%)
	☆不明 314人 (6.6%)	
(4)	ぐっすりと休め、気持ちよくめざめた。	
1.	いつも 591人 (12.4%)	2. ほとんどいつも 815人 (17.2%)
3.	半分以上の期間を 1,318人 (27.8%)	4. 半分以下の期間を 950人 (20.0%)
5.	ほんのたまに 460人 (9.7%)	6. まったくない 306人 (6.4%)
	☆不明 307人 (6.5%)	
(5)	日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった。	
1.	いつも 787人 (16.6%)	2. ほとんどいつも 740人 (15.6%)
3.	半分以上の期間を 1,359人 (28.6%)	4. 半分以下の期間を 847人 (17.8%)
5.	ほんのたまに 416人 (8.8%)	6. まったくない 291人 (6.1%)
	☆不明 307人 (6.5%)	

※問15の結果から分析できる、うつ傾向の判定	
1.	精神的健康状態が低く、うつ病のスクリーニングが推奨される人 1,483人 (31.2%)
2.	うつ疑いなしの人 2,893人 (60.9%) ☆不明 371人 (7.8%)

自殺対策や自殺に関する意識等について

問16 本市では、毎年300人を超える方が自殺で亡くなられております。このように多くの方が自殺で亡くなっていることを、あなたはご存じでしたか。(〇は1つだけ)

1. 知っていた 1,340人 (28.2%) 2. 知らなかった 3,302人 (69.6%)

☆不明 105人 (2.2%)

問17 毎年9月10日から16日までの一週間が「自殺予防週間」であることを、あなたはご存じでしたか。(〇は1つだけ)

1. 知っていた 301人 (6.3%)

2. 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある 1,244人 (26.2%)

3. 知らなかった 3,106人 (65.4%) ☆不明 96人 (2.0%)

問18 毎年3月が「自殺対策強化月間」であることを、あなたはご存じでしたか。(〇は1つだけ)

1. 知っていた 174人 (3.7%)

2. 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある 665人 (14.0%)

3. 知らなかった 3,804人 (80.1%) ☆不明 104人 (2.2%)

問19 どうしようもない困難に陥った人は、自殺をしてもやむを得ないと思いますか。
(〇は1つだけ)

1. そう思う 277人 (5.8%)
2. どちらかというと思う 569人 (12.0%)
3. どちらかというとは思わない 1,024人 (21.6%)
4. そうとは思わない 2,741人 (57.7%) ☆不明 136人 (2.9%)

問20 あなたは、もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたら、どう対応するのが良いと思いますか。(〇はいくつでも)

1. 相談に乗らない、もしくは話題を変える 94人 (2.0%)
2. 「死んではいけない」と説得する 1,468人 (30.9%)
3. 「つまらないことを考えるな」と叱る 547人 (11.5%)
4. 「がんばって生きよう」と励ます 1,030人 (21.7%)
5. 「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す 1,796人 (37.8%)
6. 「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する 1,448人 (30.5%)
7. ひたすら耳を傾けて聞く 2,651人 (55.8%)
8. その他 276人 (5.8%)
9. わからない 427人 (9.0%)
- ☆不明 90人 (1.9%)

問21 「ゲートキーパー」という言葉を、あなたはご存じでしたか。(〇は1つだけ)

1. 内容まで知っていた 96人 (2.0%)
2. 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある 304人 (6.4%)
3. 知らなかった 4,257人 (89.7%)
- ☆不明 90人 (1.9%)

問22 もし仮に、あなたの身近な人が何か悩みを抱えているように見えたとき、あなたは、その人の助けになろうと、声をかけ、話を聴こうと思いますか。(〇は1つだけ)

1. 思うし行動できる 1,878人 (39.6%)
2. 思うが行動できない 1,425人 (30.0%)
3. どちらともいえない 1,233人 (26.0%)
4. 思わない 114人 (2.4%)
- ☆不明 97人 (2.0%)

問23 あなたの周りに自殺で亡くなられた方はいらっしゃいますか。(〇はいくつでも)

1. 同居の親族(家族) 102人 (2.1%)
2. 1.以外の親族 533人 (11.2%)
3. 友人 323人 (6.8%)
4. 恋人 4人 (0.1%)
5. 職場関係者 307人 (6.5%)
6. 近所の人 309人 (6.5%)
7. その他 457人 (9.6%)
8. いない 2,972人 (62.6%)
- ☆不明 108人 (2.3%)

問24 大切な人を自殺で亡くした遺族の支援について、どのようなものがあればよいと思いますか。
(〇はいくつでも)

1. 遺族の集い(自由に話せる場) 1,676人(35.3%)
 2. 専門家による電話相談・面接相談・カウンセリング 2,174人(45.8%)
 3. 相続などの事務手続きをサポートする人 1,542人(32.5%)
 4. 残された子どもへの支援(こころのケア、教育費などの経済的な支援 等) 2,942人(62.0%)
 5. 経済的な支援(税金の控除、生活費の支援 等) 2,342人(49.3%)
 6. 法的な支援(借金、相続の問題 等) 1,849人(39.0%)
 7. 自殺にまつわる誤解や偏見をなくすための啓発 1,012人(21.3%)
 8. その他 81人(1.7%)
 9. わからない 723人(15.2%)
- ☆不明 133人(2.8%)

問25 あなたはこれまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えたことがありますか。(〇は1つだけ)

1. 自殺したいと思ったことがある 1,083人(22.8%)
 2. 自殺したいと思ったことがない 3,419人(72.0%)
- ☆不明 245人(5.2%)

問26 <<問25で「1. 自殺したいと思ったことがある」と答えた方に質問します。>>

(1) そのように考えたとき、どのようにして乗り越えましたか。(〇はいくつでも)(N=1,083)

1. 家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった 322人(29.7%)
 2. 医師やカウンセラーなどこころの健康に関する専門家に相談した 164人(15.1%)
 3. 弁護士や司法書士、公的機関の相談員等、悩みの元となる分野の専門家に相談した 23人(2.1%)
 4. できるだけ休養をとるようにした 234人(21.6%)
 5. 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた 349人(32.2%)
 6. その他 214人(19.8%)
 7. 特に何もしなかった 287人(26.5%)
- ☆不明 7人(0.6%)

(2) 最近1年以内に、自殺したいと思ったことがありますか。(〇は1つだけ)(N=1,083)

1. はい 249人(23.0%)
 2. いいえ 816人(75.3%)
- ☆不明 18人(1.7%)

【参考】

(2) 最近1年以内に、自殺したいと思ったことがありますか。(〇は1つだけ)(N=4,747)

1. はい 249人(5.2%)
 2. いいえ 4,235人(89.2%)
- ☆不明 263人(5.5%)

問27 今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になると思いますか。
(〇はいくつでも)

1. 自殺の実態を明らかにする調査・分析 1,180人(24.9%)
 2. 様々な分野におけるゲートキーパーの養成 1,476人(31.1%)
 3. 地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い 1,614人(34.0%)
 4. 様々な悩みに対応した相談窓口の設置 2,037人(42.9%)
 5. 危険な場所、薬品等の規制等 847人(17.8%)
 6. 自殺未遂者の支援 1,060人(22.3%)
 7. 自殺対策に関わる民間団体の支援 585人(12.3%)
 8. 自殺に関する広報・啓発 617人(13.0%)
 9. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 1,700人(35.8%)
 10. 子どもの自殺予防 2,146人(45.2%)
 11. インターネットにおける自殺対策関連情報の提供 713人(15.0%)
 12. 自死遺族等の支援 879人(18.5%)
 13. 適切な精神科医療体制の整備 1,391人(29.3%)
 14. その他 315人(6.6%)
- ☆不明 348人(7.3%)

問28 「自殺予防」や「自死遺族支援」について、ご意見がありましたらご記入ください。

あなたご自身のことについて

問29 あなたの性別は。(〇は1つだけ)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 男 2027人(42.7%) | 2. 女 2,684人(56.5%) |
| 3. その他 8人(0.2%) | ☆不明 28人(0.6%) |

問30 あなたの年齢は。(〇は1つだけ)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 10歳代 163人(3.4%) | 2. 20歳代 390人(8.2%) |
| 3. 30歳代 596人(12.6%) | 4. 40歳代 782人(16.5%) |
| 5. 50歳代 790人(16.6%) | 6. 60歳代 843人(17.8%) |
| 7. 70歳代 764人(16.1%) | 8. 80歳以上 394人(8.3%) |
- ☆不明 25人(0.5%)

問31 何区にお住まいですか。(〇は1つだけ)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 千種区 359人 (7.6%) | 2. 東区 126人 (2.7%) |
| 3. 北区 331人 (7.0%) | 4. 西区 324人 (6.8%) |
| 5. 中村区 278人 (5.9%) | 6. 中区 147人 (3.1%) |
| 7. 昭和区 242人 (5.1%) | 8. 瑞穂区 238人 (5.0%) |
| 9. 熱田区 134人 (2.8%) | 10. 中川区 442人 (9.3%) |
| 11. 港区 268人 (5.6%) | 12. 南区 296人 (6.2%) |
| 13. 守山区 340人 (7.2%) | 14. 緑区 536人 (11.3%) |
| 15. 名東区 347人 (7.3%) | 16. 天白区 310人 (6.5%) |
| ☆不明 29人 (0.6%) | |

問32 現在、あなたと同居している家族すべてに〇を付けてください。一人暮らしの方(単身赴任を含む)は「1. なし」に〇を付けて下さい。

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1. なし(一人暮らし) 703人 (14.8%) | 2. 配偶者 2,879人 (60.6%) |
| 3. 子ども 1,971人 (41.5%) | 4. 子どもの配偶者 153人 (3.2%) |
| 5. 孫 189人 (4.0%) | 6. 親 883人 (18.6%) |
| 7. 兄弟姉妹 379人 (8.0%) | 8. 祖父母 116人 (2.4%) |
| 9. その他 100人 (2.1%) | ☆不明 38人 (0.8%) |

問33 あなたのご職業は何ですか。(〇は1つだけ)

- | | |
|--|--------------------------|
| 1. 勤めている(常勤) 1,566人 (33.0%) | |
| 2. 勤めている(パート・アルバイト) 760人 (16.0%) | |
| 3. 自由業(個人で、自分の専門知識や技術を生かした職業に従事) 102人 (2.1%) | |
| 4. 自営業(事業経営・個人商店など) 318人 (6.7%) | |
| 5. 専業主婦・主夫 670人 (14.1%) | 6. 学生 242人 (5.1%) |
| 7. 無職(求職中) 81人 (1.7%) | 8. 無職(7を除く) 898人 (18.9%) |
| 9. その他 53人 (1.1%) | ☆不明 57人 (1.2%) |

問34 配偶者について該当するものに〇を付けて下さい。(〇は1つだけ)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1. 既婚(事実婚を含む) 2,958人 (62.3%) | 2. 未婚 944人 (19.9%) |
| 3. 死別 409人 (8.6%) | 4. 離別 277人 (5.8%) |
| ☆不明 159人 (3.3%) | |

4 自殺対策に関する調査研究結果

自殺対策に関する調査研究事業（名古屋市）
総括研究報告書

名古屋市における自殺対策に関する調査研究

研究代表者 森山 花鈴
南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員／法学部 講師

研究要旨

本調査研究では、名古屋市と他都市における自殺の現状および自殺対策事業の分析を行い、①名古屋市にみられる自殺の傾向と②自殺対策事業の特徴を解明すること、③他都市の先進事例も踏まえ、④名古屋市における効果的な対策・自殺対策の目標設定や効果測定手法、⑤自殺対策事業の成果指標や評価方法について明らかにすることを目的とした。

調査としては、（１）名古屋市・他都市における自殺者数の統計調査（上記①）、（２）名古屋市と他都市における自殺対策事業調査（上記②、③、④および⑤）、（３）支援者に対する自殺予防支援のニーズに関する予備的調査（上記④）、（４）学生の自殺行為に対応する大学職員が抱える困難感についての検討（上記④および⑤）、（５）自殺ハイリスク者等支援研修会への参加が受講者の自殺対策関連スキルの向上に及ぼす影響の調査（上記④および⑤）を実施した。

研究者氏名・所属研究機関名および所属研究機関における職名

研究代表者 森山 花鈴 南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員（公共政策学）
研究分担者 田中 美帆 神戸大学大学院人間発達環境学研究科 研究員（心理学）
研究分担者 辻本 耐 長栄学園木島幼稚園 心理発達相談員（心理学）
研究分担者 平野 孝典 桃山学院大学社会学部 専任講師（社会学）
研究分担者 樋口 麻里 大阪大学人間科学研究科 助教（社会学）
研究協力者 奥田 太郎 南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員（哲学・倫理学）
研究協力者 竈橋 一輝 南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員（経済学）
研究協力者 勝又陽太郎 新潟県立大学人間生活学部 講師（心理学）
研究協力者 川島 大輔 中京大学心理学部 准教授（心理学）
研究協力者 阪本 俊生 南山大学経済学部 教授（社会学）

（五十音順）

A. 研究目的

2016年に自殺対策基本法が改正され、市町村における自殺対策の計画策定が義務付けられることとなった。そのため、名古屋市においても改めて平成30年度中に計画を策定する必要がでてきている。

効果的な自殺対策のためには、他都市との比較も行った上で、名古屋市の現状を踏まえた自殺対策、そして計画策定が必要となる。そのため、本調査研究では、まず名古屋市と他都市における自殺の現状および自殺対策事業の分析を行い、①名古屋市にみられる自殺の傾向と②自殺対策事業の特徴を解明する。その上で、③他都市の先進事例も踏まえ、最終的に④名古屋市における効果的な対策・自殺対策の目標設定や効果測定手法、⑤自殺対策事業の成果指標や評価方法について明らかにし、さらには名古屋市の自殺対策に特化した計画の策定のための提言を行うことを目的とする。

B. 研究方法

今回は、主に以下の調査を実施した。

1. 名古屋市・他都市における自殺者数の統計調査（上記①）
2. 自治体へのインタビュー調査および自死遺族支援調査（上記②、③、④および⑤）
3. 自殺予防支援のニーズに関する予備的調査——支援者への聞き取り調査から（上記④）
4. 学生の自殺行為に対応する大学職員が抱える困難感についての検討（上記④および⑤）
5. 自殺ハイリスク者等支援研修会への参加が受講者の自殺対策関連スキルの向上に及ぼす影響の調査（上記④および⑤）

これらに加え、有識者からのヒアリングを実施（社会倫理研究プラットフォーム）し、助言等も参考にした。

C. 研究結果（分担研究研究要旨より抜粋）

1. 名古屋市・他都市における自殺者数の統計調査

名古屋市と他都市の自殺動向を比較し、名古屋市の自殺動向の特徴を検討した。比較対象は全国および、東京都特別区、横浜市、京都市、大阪市、

神戸市（旧六大都市）である。分析には厚生労働省の「地域における自殺対策のための基礎資料（自殺日・住所地）」を用いた。分析期間は2009年から2016年である。分析の結果、全国や他都市と比較すると、名古屋市の自殺者数の減少は緩やかであることが明らかになった。さらに詳細に分析すると、この傾向は、「単身世帯」「被雇用者・勤め人」「主婦」「自殺未遂歴あり」など特定の層で顕著であることがわかった。自殺未遂者については、支援策を実施している地域では自殺者数の減少が報告されている。ここから、名古屋市の自殺者数をさらに減少させるためには、自殺未遂者の実態調査や支援策の拡充が重要であるということが示唆された。

2. 名古屋市と他都市における自殺対策事業

本調査では、名古屋市と他都市（特に政令指定都市）の自殺対策事業を比較し、先進事例をもとに名古屋市における効果的な自殺対策の在り方について検討した。調査対象地としては、政令指定都市の中で横浜市、京都市、大阪市、神戸市（旧六大都市）を中心に、名古屋市と人口規模の近い札幌市や、特定の層の自殺死亡率について名古屋市と似た特徴を持つ自治体や先進的な事業を実施している自治体として千葉市、川崎市、堺市、北九州市、そして自殺死亡率が比較的低い傾向のある石川県において調査を実施した。また、自殺対策事業には自殺未遂者支援と自死遺族支援も重要であることから、自殺多発地域において自殺予防活動を実施している民間団体関係者および自死遺族支援を行う団体関係者にもインタビュー調査を実施し、名古屋市において行うべき自殺予防・自死遺族支援に係る自殺対策事業について検討した。

その結果、自殺未遂歴ありの自殺者数が減少している地域では自殺未遂者支援のための事業が充実していること、普及啓発事業についても地道な活動が重要であること、自死遺族支援については団体間の交流事業等が有益である可能性があることなどが明らかになった。

3. 自殺予防支援のニーズに関する予備的調査——支援者への聞き取り調査から

自殺予防支援や自殺対策を考える上では、実際に支援に関わる人々（専門職者）がどのような支援を必要と考えているのかをまず把握することが肝要である。そこで本研究では、弁護士（2名）、

スクールソーシャルワーカー（1名）、精神科医（2名）、臨床心理士（1名）、いのちの電話相談員（1名）の計7名を対象として、半構造化面接による聞き取り調査を行った。聞き取り調査では、支援における困難や「自殺のサイン」についての臨床経験について主に尋ねた。その結果、次の点が示唆された。いずれの対象者においても、支援者が自殺企図者の「自殺のサイン」に気がつくことはなかった。また、自殺を企図するきっかけには、学校や家庭、社会のどこにも居場所がないことが影響していることが示唆された。そうした状況にある自殺企図者（被支援者）に対する支援として、多職種・多機関の連携の重要性が訴えられていた。これらの調査結果から、自殺予防支援としてはSOSの発信は自殺のリスクが極めて高い人には難しいため、悩みが深刻になる前に様々なサービスが連携することで被支援者が居場所を得られやすくすること、そして円滑な連携を促すための連携をとりまとめるコーディネーター部門の構築が必要であることが示唆された。

4. 学生の自殺行為に対応する大学職員が抱える困難感についての検討

大学職員を対象に調査を行い、学生の自殺対応に際しての困難感について検討することであった。名古屋市内の大学において学生支援を担当している大学職員を対象としたセミナーにおいて質問紙調査を実施し、最終的に19名を分析対象とした。その結果、大学職員の多くが過去に自傷・自殺対応を経験していたこと、精神医学的・心理学的な資格の有無によって、困難を感じる対応に違いがあることが示された。そして、たとえ専門的な知識や訓練を受けていたとしても、リスク評価や介入方法といった対応において困難を感じる傾向にあることが明らかとなった。

5. 自殺ハイリスク者等支援研修会への参加が受講者の自殺対策関連スキルの向上に及ぼす影響の調査（効果検証）

名古屋市で実施された自殺ハイリスク者等支援研修会によって受講者の自殺対策関連スキルが向上するかについて検討した。2017年に名古屋市で開催された自殺ハイリスク者等支援研修会に参加した88名に質問紙調査を実施し、そのうち研修前後のデータがそろっていた51名（M = 44.86歳，SD = 11.33）を分析対象とした。その結果、自殺の危機介入スキルのうち研修の前後でクライエントの否定的感情や表現をまず肯定しようとする

応答や自殺予防に対する自信が研修後に上昇すること、自殺予防に対する否定的態度が低下することが明らかになった。また、自殺の危機介入スキルのうちクライエントの思考や感情の変更を求めるとかかわりや自殺予防に対する自信は、精神医療に関わる資格を持つ人の方が持たない人よりも高いことが明らかになった。これらの結果から、本研修には、自殺対策関連スキルを上昇させる効果が認められることが示唆された。

なお、これらに加え、関係者に対する調査（社会倫理研究プラットフォーム）を行った。

D. 考察と結論

①名古屋市にみられる自殺の傾向については、全国的に見て名古屋市は自殺死亡率自体は低い傾向にある。ただし、「単身世帯」「被雇用者・勤め人」「主婦」「自殺未遂歴あり」の自殺者数の減少が他都市に比べて緩やかである。

②名古屋市における自殺対策事業の特徴については、他都市に比べ予算規模も大きく、研修会の参加者人数も多い。ただし、自殺未遂者支援事業については他都市に比べて比較的事業が充実していないことが判明した。

③他都市における自殺対策事業先進事例については、自殺未遂歴ありの自殺が減少しているのは、横浜市、大阪市などである。神奈川県・大阪府は自殺未遂者支援に力を入れており、減少している可能性がある。

主婦層は他都市も対応を検討中であり、被雇用者・勤め人の自殺予防についてはウェブ活用も含め企業の協力が不可欠である。一部自治体は商工会議所と連携しているため、名古屋市役所内の他機関との連携の可能性を探る必要がある。また、SOSの出し方教育については、政令指定都市レベルだと学校の数が多く、保健師の介入モデルは限界があるため、教員の協力が不可欠である。また、自殺が目前に迫った状態での「自殺のサイン」は本人が発することが少ないため、それ以前に支援先の充実が必要である。

④効果的な対策と自殺対策の目標設定等については、名古屋市の自殺死亡率について10年間で30%減を目指すことは、これまでの自殺死亡率を考えると現実的でない可能性がある。また、目標値に利用する際には、警察庁の統計は都市ごとにも変動があるため、人口動態統計の利用が適切だと思われる。他都市は単年度ではなく、数年間の平均を用いている場合もあり、目標値について

は、自殺死亡率だけでなく、ゲートキーパー養成講習会受講者数等も候補として挙げられるのではないか。

⑤自殺対策事業の成果指標・評価方法については、他都市でも多くはこれから評価方法が検討されるが、研修会参加前後でのアンケート調査、可能であればフィードバック調査の実施を検討しても良いのではないか。研修会の参加は他都市では参加者数が集まらない場合もあるが、参加者人数だけではない質的な評価が必要だと考えられる。

名古屋市の自殺者数をさらに減少させるためには、まずは庁内の職員に対する研修会を充実させること、そして衛生研究所などすでに統計部門の解析を実施している部署を活用しデータを用いた自殺対策の実施を行うことが重要である。

そして事業としては自殺未遂者の実態調査や支援策の拡充が重要である。また、政府の推進する「SOSの出し方教育」については、政令指定都市の状況を鑑み、人口規模・学校数に応じた対応が求められる。自死遺族支援については、分かち合いの会の運営場所の確保や団体間の交流事業の支援等が考えられる。

計画策定に際し、自殺対策の目標設定については、人口動態統計を利用し、適切な目標値を設定することが望まれ、自殺対策事業の成果指標・評価方法については研修会の効果測定等の実施、事業に対する質的評価の検討が期待される。

5 いのちの支援なごやプランの策定経過

1 自殺対策基本法 [平成 18(2006)年施行 平成 28(2016)年改正法施行]

(主な内容)

第2条 (基本理念)

自殺対策は生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

第13条 (自殺対策計画等)

市町村は、自殺対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画 (市町村自殺対策計画) を定めるものとする。

2 自殺総合対策大綱の改定 [平成 29(2017)年 7月 閣議決定]

(主な内容)

- ・基本理念 「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる。
- ・基本方針
 - 1 生きることの包括的な支援として推進する
 - 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
 - 4 実践と啓発を両輪として推進する
 - 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

参考 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定 [平成 29(2017)年 11月作成]

新たな自殺総合対策大綱において、国は、自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、自殺対策計画策定ガイドラインを策定することとされていることから、「市町村自殺対策計画」の策定に関する標準的な手順と留意点などをとりまとめた「市町村自殺対策計画策定の手引」が作成された。

3 名古屋市自殺対策計画策定検討会 [平成 29(2017)年 9 月 設置]

(メンバー)

・学識経験者、自死遺族の方、相談機関、精神科医師、臨床心理士 等 (9名で構成)

平成 29(2017)年度	4 回開催	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市における自殺の現状及び自殺対策事業 ・アンケート調査の実施内容及び分析 ・名古屋市自殺対策計画(案)の骨子
平成 30(2018)年度	4 回開催	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市自殺対策計画(案) ・数値目標(自殺死亡率) ・計画の名称 ・計画期間中に重点的に行う取組み内容 ・評価指標

参考 アンケート調査の実施 [平成 29(2017)年 12 月～平成 30(2018)年 1 月]

・目的

市民の悩みやストレス、生きがい、居場所等に関することや自殺対策や自殺に関する意識等について調査し、今後の取組みの方向性を検討するための基礎資料として活用するために実施

・調査対象 16 歳以上の市民 1 万人(無作為抽出)

・調査方法 郵送

・回収率 47.5%

4 その他の検討経過

・下記会議等において、計画についての報告や意見聴取を実施した。

平成 29(2017)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進本部会議 ・自殺対策庁内連絡会 ・自殺対策連絡協議会 ・自殺対策に関する調査研究事業 	<p>2 回</p> <p>2 回</p> <p>2 回</p>
平成 30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進本部会議 ・自殺対策庁内連絡会 ・自殺対策連絡協議会 ・自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議 ・子ども・若者の自殺防止等に関する検討会 ・精神保健福祉業務研究会(各区精神保健福祉相談員等) 	<p>2 回</p> <p>3 回</p> <p>2 回</p> <p>1 回</p> <p>1 回</p> <p>1 回</p>

6 「自殺対策計画策定検討会」委員名簿

名古屋市立大学医学研究科助教	内田 恵
愛知いのちの電話協会事務局長	兼田 智彦
中京大学心理学部准教授 元国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 自殺予防総合対策センター研究員	川島 大輔
名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部主幹	久富木 誠
名古屋第二赤十字病院精神科部長	竹内 浩
愛知県臨床心理士会 司法領域部会 専門委員 愛知県スクールカウンセラー	坪田 祐季
リメンバー名古屋自死遺族の会代表幹事	花井 幸二
愛知県精神保健福祉センター所長	藤城 聡
南山大学法学部／社会倫理研究所 准教授 元内閣府自殺対策推進室主査	森山 花鈴

(五十音順 敬称略)

7 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）

最終改正：平成 28 年法律第 11 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 (抄)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (抄) ※平成 27 年法律第 66 号

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日より施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (抄) ※平成 28 年法律第 11 号

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 (略)

自殺総合対策大綱

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

第1 自殺総合対策の基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げてきた。しかし、それでも自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはない。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとする。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死である＞

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができからである。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。

＜年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている＞

平成19年6月、政府は、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきた。

大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、平成10年の急増以降年間3万人超と高止まっていた年間自殺者数は平成22年以降7年連続して減少し、

平成27年には平成10年の急増前以来の水準となった。自殺者数の内訳を見ると、この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていないが、その人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）は着実に低下してきており、また、高齢者の自殺死亡率の低下も顕著である。

しかし、それでも非常事態はいまだ続いていると言わざるをえない。若年層では、20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれているのである。

＜地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する＞

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれている。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされている。

また、施行から10年の節目に当たる平成28年に基本法が改正され、都道府県及び市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされた。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとなった。

自殺総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組である。

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する

＜社会全体の自殺リスクを低下させる＞

世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」とであると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっている。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能である。また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もある。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとする。

＜生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす＞

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなる。裏を返せば、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を同じように抱えていても、全ての人や社会の自殺リスクが同様に高まるわけではない。「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、阻害要因が上回れ

ば自殺リスクは高くなり、促進要因が上回れば自殺リスクは高まらない。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要がある。

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

<様々な分野の生きる支援との連携を強化する>

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

例えば、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療に当たる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにする必要がある。また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることが求められる。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

<「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携>

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図る。

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要である。

加えて、こうした支援の在り方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めるなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である。

<精神保健医療福祉施策との連携>

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

また、これら各施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めたとした地域に配置するなどの社

会的な仕組みを整えていく。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

＜対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる＞

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

＜事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階ごとに効果的な施策を講じる＞

また、前項の自殺対策に係る3つのレベルの個別の施策は、

- 1) 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと、
 - 2) 自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと、
 - 3) 事後対応：不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、
- の段階ごとに効果的な施策を講じる必要がある。

＜自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する＞

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには

助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進する。問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることにもつながると考えられる。

また、SOSの出し方に関する教育と併せて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していく。

4. 実践と啓発を両輪として推進する

＜自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する＞

平成28年10月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ20人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、今や自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題となっている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う。

＜自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する＞

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題を深刻化しがちと言われている。

他方、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多い。

全ての国民が、身近にいるかもしれない

自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。

＜マスメディアの自主的な取組への期待＞

また、マスメディアによる自殺報道では、事実関係に併せて自殺の危険を示すサインやその対応方法等自殺予防に有用な情報を提供することにより大きな効果が得られる一方で、自殺手段の詳細な報道、短期集中的な報道は他の自殺を誘発する危険性もある。

このため、報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるため、自殺報道に関するガイドライン等を周知する。国民の知る権利や報道の自由も勘案しつつ、適切な自殺報道が行われるようマスメディアによる自主的な取組が推進されることを期待する。

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要である。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

自殺総合対策における国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の果たすべき役割は以下のように考えられる。

＜国＞

自殺対策を総合的に策定し、実施する責務を有する国は、各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行う。また、各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行う。

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村が地域自殺

対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなどして、国と地方公共団体が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進する責務を有する。

＜地方公共団体＞

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターは、いわば管内のエリアマネージャーとして、自殺総合対策推進センターの支援を受けつつ、管内の市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

＜関係団体＞

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、国を挙げて自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画する。

＜民間団体＞

地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、国、地方公共団体等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画する。

＜企業＞

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む

社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画する。

＜国民＞

国民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であってその場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。

自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

「第2 自殺総合対策の基本的考え方」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、基本法の改正の趣旨、8つの基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて更なる取組が求められる施策等に沿って、以下の施策を設定する。

なお、今後の調査研究の成果等により新たに必要となる施策については、逐次実施することとする。

また、以下の当面の重点施策はあくまでも国が当面、集中的に取り組まなければならない施策であって、地方公共団体においてもこれらに網羅的に取り組む必要があるということではない。地方公共団体においては、地域における自殺の実態、地域の実情に応じて必要な重点施策を優先的に推進すべきである。

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

平成28年4月、基本法の改正により、都道府県及び市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされた。あわせて、国は、地方公共団体が当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を果たすために必要な助言その他の援助を行うものとされたことを踏まえて、国は地方公共団体に対して地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供するなどして、地域レベルの実践的な取組への支援を強化する。

(1) 地域自殺実態プロファイルの作成

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロファイルを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援する。【厚生労働省】

(2) 地域自殺対策の政策パッケージの作成

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策パッケージを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援する。【厚生労働省】

(3) 地域自殺対策計画の策定等の支援

国は、地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージの提供、地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定等により、地域自殺対策計画の策定・推進を支援する。【厚生労働省】

(4) 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

国は、地域自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定する。【厚生労働省】

(5) 地域自殺対策推進センターへの支援

国は、都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターが、管内の市町村の自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行うことができるよう、自殺総合対策推進センターによる研修等を通じて地域自殺対策推進センターを支援する。【厚生労働省】

(6) 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

国は、地方公共団体が自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することを促す。【厚生労働省】

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

平成28年4月、基本法の改正により、その基本理念において、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが明記されるとともに、こうした自殺対策の趣旨について国民の理解と関心を深めるため、国民の責務の規定も改正された。また、国及び地方公共団体としても、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずることが必要であることから、自殺予防週間及び自殺対策強化月間について新たに規定された。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるという理解を促進することを通じて、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する。

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

基本法第7条に規定する自殺予防週間(9月10日から16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して

「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施する。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間について、国民の約3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを目指す。【厚生労働省、関係府省】

(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)、心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】

18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】

さらに、メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育及び違法・有害情報対策を推進する。【内閣府、総務省、文部科学省】

(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

自殺や自殺関連事象に関する間違った社会通念からの脱却と国民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力(援助希求技術)を高めるため、インターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む。)を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】

また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組

を推進する。【法務省、厚生労働省】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるが、その一方で、中には、病気などにより突発的に自殺で亡くなる人がいることも、併せて周知する。【厚生労働省】

(4) うつ病等についての普及啓発の推進

ライフステージ別の抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発を行うことにより、早期休息・早期相談・早期受診を促進する。【厚生労働省】

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに地域自殺対策の実践に還元する。

(1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過を多角的に把握し、保健、医療、福祉、教育、労働等の領域における個別対応や制度的改善を充実させるための調査や、自殺未遂者を含む自殺念慮者の地域における継続的支援に関する調査等を実施する。【厚生労働省】

自殺総合対策推進センターにおいては、自殺対策全体のPDCAサイクルの各段階の政策過程に必要な調査及び働きかけを通じて、自殺対策を実践するとともに、必要なデータや科学的エビデンスの収集のため、研究のグランドデザインに基づき「革新的自殺研究推進プログラム」を推進する。【厚生労働省】

また、地方公共団体、関係団体、民間団体等が実施する自殺の実態解明のための調査の結果等を施策にいかせるよう、情報の集約、提供等を進める。【厚生労働省】

(2) 調査研究及び検証による成果の活用

国、地方公共団体等における自殺対策の企画、立案に資するため、自殺総合対策推進センターにおける自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情

報の収集・整理・分析の結果を速やかに活用する。【厚生労働省】

(3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるよう、自殺総合対策推進センターにおける、自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージなど必要な情報の提供（地方公共団体の規模等、特徴別の先進事例の提供を含む。）を推進する。【厚生労働省】

(4) 子ども・若者の自殺等についての調査

児童生徒の自殺の特徴や傾向、背景や経緯などを分析しながら、児童生徒の自殺を防ぐ方策について調査研究を行う。【文部科学省】

また、児童生徒の自殺について、詳しい調査を行うに当たり、事実の分析評価等に高度な専門性を要する場合や、遺族が学校又は教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進める。【文部科学省】

若年層の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者の自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。【厚生労働省】

(5) 死因究明制度との連動における自殺の実態解明

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過等、自殺の実態の多角的な把握に当たっては、「死因究明等推進計画」（平成26年6月13日閣議決定）に基づく、死因究明により得られた情報の活用推進を含む死因究明等推進施策との連動性を強化する。【内閣府、厚生労働省】

地域自殺対策推進センターにおける、「死因究明等推進計画」に基づき都道府県に設置される死因究明等推進協議会及び保健所等との地域の状況に応じた連携、統計法第33条の規定に基づく死亡小票の精査・分析、地域の自殺の実態把握への活用を推進する。【内閣府、厚生労働省】

子どもの自殺例の実態把握に活用できるよう、先進地域においてすでに取り組みつつある子どもの全死亡例（自殺例を含む。）

に対するチャイルドデスレビューを、全国的に推進する。【厚生労働省】

（6）うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究

自殺対策を推進する上で必要なうつ病等の精神疾患の病態解明や治療法の実用化を進めるとともに、うつ病等の患者が地域において継続的にケアが受けられるようなシステムの開発につながる学際的研究を推進し、その結果について普及を図る。【厚生労働省】

（7）既存資料の利活用の促進

警察や消防が保有する自殺統計及びその関連資料を始め関係機関が保有する資料について地域自殺対策の推進にいかせるようにするため情報を集約し、提供を推進する。【警察庁、総務省、厚生労働省】

国、地方公共団体等における証拠に基づく自殺対策の企画、立案に資するため、自殺総合対策推進センターにおける自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等とともに、政府横断組織として官民データ活用推進戦略会議の下に新たに置かれるEBPM推進委員会（仮称）等と連携し、自殺対策に資する既存の政府統計マイクロデータ、機密性の高い行政記録情報を安全に集積・整理・分析するオンサイト施設を形成し、分析結果の政策部局・地方自治体への提供を推進するとともに、地域における自殺の実態、地域の実情に応じた取組が進められるよう、自治体や地域民間団体が保有する関連データの収集とその分析結果の提供やその利活用の支援、地域における先進的な取組の全国への普及などを推進する。【総務省、厚生労働省】

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成することが重要となってい

ることを踏まえて、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施する。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

（1）大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

生きることの包括的な支援として自殺対策を推進するに当たっては、自殺対策や自殺のリスク要因への対応に係る人材の確保、養成及び資質の向上が重要であることから、医療、保健福祉、心理等に関する専門家などを養成する大学、専修学校、関係団体等と連携して自殺対策教育を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

（2）自殺対策の連携調整を担う人材の養成

地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材の養成及び配置を推進する。【厚生労働省】

自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家等と連携して課題解決などを通して相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を担う人材の養成を推進する。【厚生労働省】

（3）かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、臨床研修等の医師を養成する過程や生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上及び、地域における自殺対

策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

(4) 教職員に対する普及啓発等

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけではなく、子どもが出したSOSについて、周囲の大人が気づく感度をいかに高め、また、どのように受け止めるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】

(5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

国は、地方公共団体が精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自殺対策についての資質向上のための研修を地域自殺対策推進センターと協力して実施することを支援する。【厚生労働省】

また、職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフの資質向上のための研修等を充実する。【厚生労働省】

(6) 介護支援専門員等に対する研修

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

(7) 民生委員・児童委員等への研修

住民主体の見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員等に対する心の健康づくりや自殺対策に関する施策についての研修を実施する。【厚生労働省】

(8) 社会的要因に関連する相談員の資質

の向上

消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員、福祉事務所のケースワーカー、生活困窮者自立相談支援事業における支援員に対し、地域の自殺対策やメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。【金融庁、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

(9) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】

(10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成

弁護士、司法書士等、多重債務問題等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師、定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことから顧客の健康状態等の変化に気づく可能性のある理容師等業務の性質上、ゲートキーパーとしての役割が期待される職業について、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に資する情報提供等、関係団体に必要な支援を行うこと等を通じ、ゲートキーパー養成の取組を促進する。【厚生労働省、関係府省】

国民一人ひとりが、周りの人の異変に気づいた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。【厚生労働省】

(11) 自殺対策従事者への心のケアの推進

地方公共団体の業務や民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて自殺対策従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見をいかした支援方法の普及を図る。【厚生労働省】

(12) 家族や知人等を含めた支援者への支援 悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱え

る者を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立せずすむよう、これらの家族等に対する支援を推進する。【厚生労働省】

(13) 研修資材の開発等

国、地方公共団体等が開催する自殺対策に関する様々な人材の養成、資質の向上のための研修を支援するため、研修資材の開発を推進するとともに、自殺総合対策推進センターにおける公的機関や民間団体の研修事業を推進する。【厚生労働省】

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進める。

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。併せて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場に

おけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修などを実施する。【厚生労働省】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応などを実施するとともに、小規模事業場におけるストレスチェックの実施等に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】

さらに、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定）に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、法規制の執行の強化、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【厚生労働省、経済産業省】

また、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナーを通じて、広く国民及び労使への周知・広報や労使の具体的な取組の促進を図るとともに、新たに、労務管理やメンタルヘルス対策の専門家等を対象に、企業に対してパワーハラスメント対策の取組を指導できる人材を養成するための研修を実施するとともに、メンタルヘルス対策に係る指導の際に、パワーハラスメント対策の指導も行う。【厚生労働省】

さらに、全ての事業所においてセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、

これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】

（２）地域における心の健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させるとともに、心の健康づくりにおける地域保健と産業保健及び関連する相談機関等との連携を推進する。【厚生労働省】

また、公民館等の社会教育施設の活動を充実することにより、様々な世代が交流する地域の居場所づくりを進める。【文部科学省】

さらに、心身の健康の保持・増進に配慮した公園整備など、地域住民が集い、憩うことのできる場所の整備を進める。【国土交通省】

農村における高齢者福祉対策を推進するとともに、高齢者の生きがい発揮のための施設整備を行うなど、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進する。【農林水産省】

（３）学校における心の健康づくり推進体制の整備

保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る【文部科学省】

また、学校と地域が連携して、児童生徒がＳＯＳを出したときにそれを受け止めることのできる身近な大人を地域に増やすための取組を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

さらに、事業場としての学校の労働安全衛生対策を推進する。【文部科学省】

（４）大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

大規模災害の被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、孤立防止や心のケアに加えて、生活再建等の復興関連施策を、発災直後から復興の各段階に応じて中長期にわたり講ずることが必要である。また、支援者の心のケアも必要である。そのため、東日本大震災における被災者の心の健康状態や自殺の原因の把握及び対応策の検討、実施を引き続き進めるとともに、そこで得られた知見を今後の防災対策へ反映する。【内閣府、復興庁、厚生労働省】

東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故の被災者等について、復興のステージの進展に伴う生活環境の変化や避難に伴う差別・偏見等による様々なストレス要因を軽減するため、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。【法務省、文部科学省、復興庁、厚生労働省】

また、心のケアについては、被災者の心のケア支援事業の充実・改善や調査研究の拡充を図るとともに、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かな心のケアを実施する。【復興庁、厚生労働省】

大規模災害の発災リスクが高まる中、被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、平成２８年熊本地震での課題を踏まえた災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備と人材育成の強化、災害拠点精神科病院の整備を早急に進める。また、災害現場で活動するＤＰＡＴ隊員等の災害支援者が惨事ストレスを受けるおそれがあるため、惨事ストレス対策を含めた支援の方策について、地方公共団体とＤＰＡＴを構成する関係機関との事前の取決め等の措置を講じる。【厚生労働省】

６．適切な精神保健医療福祉サービスを受

けられるようにする

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制を充実する。また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要がある。そのため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。【厚生労働省】

また、地域においてかかりつけの医師等がうつ病と診断した人を専門医につなげるための医療連携体制や様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】

(2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

心理職等の精神科医療従事者に対し、精神疾患に対する適切な対処等に関する研修を実施し、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、うつ病の改善に効果の高い認知行動療法などの治療法を普及し、その実施によるうつ病患者の減少を図るため、主に精神医療において専門的にうつ病患者の治療に携わる者に対し研修を実施する。【厚生労働省】

これら心理職等のサポートを受けて精神科医が行う認知行動療法などの診療の更なる普及、均てん化を図るため、認知行動療法研修事業の充実・強化、人材育成や連携

体制の構築、診療報酬での取扱いを含めた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】

また、適切な薬物療法の普及や過量服薬対策を徹底するとともに、環境調整についての知識の普及を図る。【厚生労働省】

(3) 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。さらに、これらの施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めとした地域に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

(4) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、臨床研修等の医師を養成する過程や生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上及び、地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】【再掲】

(5) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

成人とは異なる診療モデルについての検討を進め、子どもの心の問題に対応できる医師等の養成を推進するなど子どもの心の診療体制の整備を推進する。【厚生労働省】

児童・小児に対して緊急入院も含めた医療に対応可能な医療機関を拡充し、またそのための人員を確保する。【厚生労働省】

児童相談所や市町村の子どもの相談に関わる機関等の機能強化を図るとともに、精神保健福祉センターや市町村の障害福祉部局など療育に関わる関係機関との連携の強化を図る。【厚生労働省】

さらに、療育に関わる関係機関と学校及び医療機関等との連携を通して、どのような家庭環境にあっても、全ての子どもが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる環境を整備する。【厚生労働省】

(6) うつ等のスクリーニングの実施

保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域における、うつ病の懸念がある人の把握を推進する。【厚生労働省】

特に高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防の観点からも必要であり、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要である。このため、市町村が主体となって高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】

(7) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症等について、アルコール健康障害対策基本法等の関連法令に基づく取組、借金や家族問題等との関連性も踏まえて、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、地域の医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築、自助活動に対する

支援等を行う。【厚生労働省】

また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や過去のいじめや被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者については、とりわけ若者の職業的自立の困難さや生活困窮などの生活状況等の環境的な要因も十分に配慮しつつ、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、要支援者の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】

(8) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

がん患者について、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。【厚生労働省】
重篤な慢性疾患に苦しむ患者等からの相談を適切に受けられることができる看護師等を養成するなど、心理的ケアが実施できる体制の整備を図る。【厚生労働省】

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要がある。そのため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進する。

(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

地方公共団体による自殺対策関連の相談窓口等を掲載した啓発用のパンフレット等が、啓発の対象となる人たちのニーズに即して作成・配布されるよう支援し、併せて地域の相談窓口が住民にとって相談しやすいものになるよう体制の整備を促進する。【厚生労働省】

また、悩みを抱える人がいつでもどこで

も相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、24時間365日の無料電話相談（よりそいホットライン）を設置し、併せて地方公共団体による電話相談について全国共通ダイヤル（こころの健康相談統一ダイヤル）を設定し、引き続き当該相談電話を利用に供するとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約3人に2人以上が当該相談電話について聞いたことがあるようにすることを旨とする。【厚生労働省】

さらに、支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようになるため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索の仕組みなど、生きることの包括的な支援に関する情報の集約、提供を強化し、その周知を徹底する。【厚生労働省】

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた施策として、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める。【厚生労働省】

（2）多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

「多重債務問題改善プログラム」に基づき、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実、セーフティネット貸付の充実を図る。【金融庁、消費者庁、厚生労働省】

（3）失業者等に対する相談窓口の充実等

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、さらに地方公共団体等との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

また、「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】

（4）経営者に対する相談事業の実施等

商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した中小企業を対象とした相談事業、中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する。【経済産業省】

また、全都道府県に設置している中小企業再生支援協議会において、財務上の問題を抱える中小企業者に対し、窓口における相談対応や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援など、事業再生に向けた支援を行う。【経済産業省】

さらに、融資の際に経営者以外の第三者の個人保証を原則求めないことを金融機関に対して引き続き徹底するとともに、経営者の個人保証によらない融資をより一層促進するため「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及に努める。【金融庁、経済産業省】

（5）法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（法テラス）の法的問題解決のための情報提供の充実及び国民への周知を図る。【法務省】

（6）危険な場所、薬品等の規制等

自殺の多発場所における安全確保の徹底や支援情報等の掲示、鉄道駅におけるホームドア・ホーム柵の整備の促進等を図る。【厚生労働省、国土交通省】

また、危険な薬品等の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図るとともに、従来から行っている自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する。【警察庁、厚生労働省】

（7）ICTを活用した自殺対策の強化

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようになるため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索の仕組みなど、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

自殺や自殺関連事象に関する間違った社会通念からの脱却と国民一人ひとりの危機遭遇時のため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声がけ活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】

（8）インターネット上の自殺関連情報対策の推進

インターネット上の自殺関連情報についてサイト管理者等への削除依頼を行う。【警察庁】

また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応として、青少年へのフィルタリングの普及等の対策を推進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。【内閣府、文部科学省、経済産業省】

（9）インターネット上の自殺予告事案への対応等

インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施する。【警察庁】

また、インターネットにおける自殺予告サイトや電子掲示板への特定個人を誹謗中傷する書き込み等の違法・有害情報について、フィルタリングソフトの普及、プロバイダにおける自主的措置への支援等を実施する。【総務省、経済産業省】

（10）介護者への支援の充実

高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上などに関し、必要な支援の実施に努める。【厚生労働省】

（11）ひきこもりへの支援の充実

保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】

（12）児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得る。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。【厚生労働省】

また、児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、積極的な広報・啓発を実施する。【厚生労働省】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

また、自殺対策との連携を強化するた

め、自殺対策に係る電話相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者において、PTSD等精神疾患の有病率が高い背景として、PTSD対策における医療と保健との連携の不十分さが指摘されている。このため性犯罪・性暴力の被害者支援を適切に行う観点から、科学的根拠に基づく対策の実施に必要な調査研究を行う。【厚生労働省】

(13) 生活困窮者への支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行う。また、地域の現場でそうした連携が進むよう、連携の具体的な実践例の周知や自殺対策の相談窓口を訪れた生活困窮者を必要な施策につなげるための方策を検討するなど、政策的な連携の枠組みを推進する。【厚生労働省】

さらに、関係機関の相談員を対象に、ケース検討を含む合同の研修を行い、生活困窮者自立支援制度における関係機関の連携促進に配慮した共通の相談票を活用するなどして、自殺対策と生活困窮者自立支援制度の連動性を高めるための仕組みを構築する。【厚生労働省】

(14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じると

ともに、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

(15) 妊産婦への支援の充実

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を進める。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつ予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】【再掲】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】【再掲】

産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するとともに、産後ケア事業の法律上の枠組みについて、今後の事業の実施状況等を踏まえ検討する。【厚生労働省】

(16) 性的マイノリティへの支援の充実

法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じる。人権相談等で、性的指向や性同一性障害に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】

性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあることから、性的マイノリティに対する教職員の理解を促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促す。【文部科学省】

性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談

先として、24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。【厚生労働省】

性的指向や性自認についての不理解を背景としてパワーハラスメントが行われ得ることを都道府県労働局に配布するパワーハラスメント対策導入マニュアルにより周知を図るほか、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し周知する。また、職場におけるセクシュアルハラスメントは、相手の性的指向又は性自認にかかわらず、該当することがあり得ることについて、引き続き、周知を行う。【厚生労働省】

(17) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

国や地方公共団体、民間団体による相談事業において、障害の特性等により電話や対面による相談が困難な場合であっても、可能な限り相談ができるよう、FAX、メール、SNS等の多様な意思疎通の手段の確保を図る。【厚生労働省】

地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【再掲】

性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声がけ活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

(18) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

地域における多様な支え手による生きる

ことの包括的な支援を円滑に行えるようにするため、相談者本人の意思を尊重しつつ、有機的な連携のため必要な相談者に係る情報を共有することができるよう、関係機関の連携に必要な情報共有の仕組みに係る取組事例を収集し、地方公共団体等に周知する。【厚生労働省】

(19) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】

(20) 報道機関に対する世界保健機関の手引き等の周知

報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるため、世界保健機関の自殺予防の手引きのうち「マスメディアのための手引き」や国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等を報道各社に周知し、それらの活用を呼びかける。【厚生労働省】

マスメディアにおける自主的な取組に資するよう、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を行う。【厚生労働省】

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

救急施設に搬送された自殺未遂者への複合的ケースマネジメントの効果検証、医療機関と地方公共団体の連携による自殺未遂者支援の取組検証など、各地で展開された様々な試行的取組の成果の蓄積等を踏まえて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化する。また、自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援を充

実する。

(1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

自殺未遂者の再企図を防ぐためには、救急医療部門に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて継続的に適切に介入するほか、対応困難例の事例検討や地域の医療従事者への研修等を通じて、地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関が必要であり、これらの取組に対する支援を強化するとともに、モデル的取組の横展開を図る。【厚生労働省】

(2) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

精神科救急医療体制の充実を図るとともに、救命救急センター等に精神保健福祉士等の精神保健医療従事者等を配置するなどして、治療を受けた自殺未遂者の精神科医療ケアの必要性を評価し、必要に応じて精神科医による診療や精神保健医療従事者によるケアが受けられる救急医療体制の整備を図る。【厚生労働省】

また、自殺未遂者に対する的確な支援を行うため、自殺未遂者の治療とケアに関するガイドラインについて、救急医療関係者等への研修等を通じて普及を図る。【厚生労働省】

(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築を促進する。医療機関と地方公共団体が自殺未遂者への支援を連携して行うことにより、切れ目のない継続的かつ包括的な自殺未遂者支援を推進する。さらに、この連携を促進するため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めとした地域に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

また、地域においてかかりつけの医師等がうつ病と診断した人を専門医につなげるための医療連携体制や様々な分野の相談機

関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】【再掲】

(4) 居場所づくりとの連動による支援

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】【再掲】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】【再掲】

(5) 家族等の身近な支援者に対する支援

自殺の原因となる社会的要因に関する各種相談機関とのネットワークを構築することにより精神保健福祉センターや保健所の保健師等による自殺未遂者に対する相談体制を充実するとともに、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークを構築するなど継続的なケアができる体制の整備を一層進めることなどにより、退院後の家族や知人等の身近な支援者による見守りの支援を充実する。【厚生労働省】

また、諸外国の実証研究において、家族等の支援を受けた自殺未遂者本人の自殺関連行動や抑うつ感の改善、自殺未遂者の家族自身の抑うつや自殺念慮が改善したとの報告があることを踏まえ、自殺未遂者の日常的な支援者としての家族や知人等、自殺未遂者のことで悩んでいる家族や知人等の支えになりたいと考える者を対象とした研修を開催する。【厚生労働省】

(6) 学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺未遂があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺未遂後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を

促す。【文部科学省、厚生労働省】

9. 遺された人への支援を充実する

基本法では、その目的規定において、自殺対策の総合的推進により、自殺の防止を図ることとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられている。自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実する。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する。

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

地域における遺族の自助グループ等の運営、相談機関の遺族等への周知を支援するとともに、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族等への相談体制を充実する。【厚生労働省】

(2) 学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

遺族等が全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、自殺総合対策推進センターを中心に取り組む。また、遺族等が総合的な支援ニーズを持つ可能性があることを踏まえ、必要に応じて役立つ情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、民間団体及び地方公共団体の相談窓口その他必要な情報を掲載したパンフレットの作成と、遺族等と接する機会の多い関係機関等での配布を徹底するなど、自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供を推進する。【厚生労働省】

いわゆる心理的瑕疵物件をめぐる空室損害の請求等、遺族等が直面し得る問題につ

いて、法的問題も含め検討する。【厚生労働省】

(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】【再掲】

(5) 遺児等への支援

地域における遺児等の自助グループ等の運営、相談機関の遺児等やその保護者への周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会の多い学校の教職員を中心に、児童相談所、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺児等に関する相談体制を充実する。【文部科学省、厚生労働省】

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】【再掲】

10. 民間団体との連携を強化する

国及び地域の自殺対策において、民間団体は非常に重要な役割を担っている。しかし、多くの民間団体が、組織運営や人材育成、資金確保等の面で課題を抱えている。そうした現状を踏まえ、平成28年4月、基本法の改正により、国及び地方公共団体は、民間団体の活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとするがされた。

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

民間団体における相談の担い手や他機関連携を促すコーディネーターの養成を支援する。【厚生労働省】

活動分野ごとのゲートキーパー養成のための研修資材の開発や研修資材の開発支援、研修受講の支援などにより、民間団体における人材養成を支援する。【厚生労働省】

(2) 地域における連携体制の確立

地域において、自殺対策を行っている公的機関、民間団体等の実践的な連携体制の確立を促すとともに、連携体制が円滑に機

能するよう優良事例に関する情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】

消費者トラブルの解消とともに自殺等の兆候の事前察知や関係機関の連携強化等にも寄与するため、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、消費者被害経験者等）の消費者被害の防止のための見守りネットワークの構築を支援する。【消費者庁】

（３）民間団体の相談事業に対する支援

民間団体による自殺対策を目的とした相談事業に対する支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

また、相談員の人材育成等に必要な情報提供を行うなどの支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

（４）民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

国及び地域における取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策や調査等を支援する。【厚生労働省】

また、民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】

自殺多発地域における民間団体を支援する。【厚生労働省】

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

我が国の自殺死亡率は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、20歳未満は平成10年以降おおむね横ばいであり、20歳代や30歳代は他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっている。さらに、28年4月、基本法の改正により、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれたことから、特に若者の自殺対策を更に推進する。

支援を必要とする若者が漏れないよう、その範囲を広くとることは重要であるが、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追

い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施することが必要である。

（１）いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文部科学省】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル（24時間子供SOSダイヤル）によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】

いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、いじめを受けた経験のある人やいじめを苦しめた自殺で亡くなった子を持つ遺族等の体験談等を、学校において、子どもや教育関係者が聴く機会を設けるよう努める。【文部科学省】

（２）学生・生徒等への支援の充実

18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】【再掲】

保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る【文部科学省】【再掲】

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文部科学省】【再掲】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル（24時間子供SOSダイヤル）によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【再掲】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】【再掲】

不登校の子どもへの支援について、早期からの支援につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図る。【文部科学省】

高校中途退学者及び進路未決定卒業者に

ついて、中途退学、卒業後の状況等に関する実態の把握及び共有に努め、ハローワーク、地域若者サポートステーション、学校等の関係機関が連携協力し、効果的な支援を行う。【文部科学省、厚生労働省】

（3）SOSの出し方に関する教育の推進

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】【再掲】

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけではなく、子どもが出したSOSについて、周囲の大人が気づく感度をいかに高め、また、どのように受け止めなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】【再掲】

（4）子どもへの支援の充実

貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を深める。【内閣府、厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習支援事業を実施するとともに、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭の子どもを対象に、悩み相談を行いつつ、基

本的な生活習慣の習得や学習支援等を行う居場所づくりを推進する。【厚生労働省】

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与える。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

(5) 若者への支援の充実

「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】【再掲】

保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】【再掲】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】【再掲】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】【再掲】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携を強化したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者について、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】【再掲】

(6) 若者の特性に応じた支援の充実

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声がけ活動だけではなく、ICTも活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索の仕組みなど、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

若年層の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者の自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。【厚生労働省】【再掲】

(7) 知人等への支援

若者は、支援機関の相談窓口ではなく、個人的なつながりで、友人等の身近な者に相談する傾向があると言われている。また、悩みを打ち明けられ、相談を受けた身近な者が、対応に苦慮して自らも追い詰められているという事案（いわゆる「共倒れ」）も発生していると言われている。そのため、民間団体の活動に従事する人や、悩みを抱

える者を支援する家族や知人等を含めた支援者も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見をいかした支援方法の普及を図る。【厚生労働省】
【再掲】

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

(1) 長時間労働の是正

長時間労働の是正については、「働き方改革実行計画」を踏まえ、労働基準法を改正し、週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年720時間（＝月平均60時間）とする。かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることのできない上限を設ける。【厚生労働省】

加えて、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことにより、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設ける。【厚生労働省】

また、いわゆる過労死・過労自殺を防止するため、過重労働による健康障害の防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底など労働基準監督署による監督指導を強化するとともに、小規模事業場や非正規雇用を含めた全ての労働者の長時間労働を抑制するため、労働時間等の設定改善に向けた環境整備を推進する。【厚生労働省】

加えて、労働時間の適正な把握を徹底するため、企業向けの新たな労働時間の把握に関するガイドラインの周知を行う。【厚生労働省】

さらに、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の

防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】
【再掲】

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】
【再掲】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。併せて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけでなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】
【再掲】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修などを実施する。【厚生労働省】
【再掲】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口におい

て、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応などを実施するとともに、小規模事業場におけるストレスチェックの実施等に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

また、「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【経済産業省、厚生労働省】【再掲】

(3) ハラスメント防止対策

パワーハラスメントの防止については、「働き方改革実行計画」において「職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う」とされたことを踏まえ、有識者と労使関係者からなる検討会を開催し、職場のパワーハラスメントの実態や課題を把握するとともに、職場のパワーハラスメント対策の強化についての検討を行う。【厚生労働省】

また、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナーを通じて、広く国民及び労使への周知・広報や労使の具体的な取組の促進を図るとともに、新たに、労務管理やメンタルヘルス対策の専門家等を対象に、企業に対してパワーハラスメント対策の取組を指導できる人材を養成するための研修を実施するとともに、メンタルヘルス対策に係る指導の際に、パワーハラスメント対策の指導も行う。【厚生労働省】【再掲】

さらに、全ての事業所においてセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】

第5 自殺対策の数値目標

平成28年4月、基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされた。したがって、最終的に目指すべきはそうした社会の実現であるが、当面の目標としては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を27年と比べて30%以上減少させることとする。注)

なお、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、大綱の見直し期間にかかわらず、その在り方も含めて数値目標を見直すものとする。

注) 世界保健機関Mortality Databaseによれば、先進諸国の自殺死亡率は、フランス15.1(2013)、米国13.4(2014)、ドイツ12.6(2014)、カナダ11.3(2012)、英国7.5(2013)、イタリア7.2(2012)である。

平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計(平成29年推計)によると、平成37年には約1億2300万人になると見込まれており、目標を達成するためには自殺者数は約1万6000人以下となる必要がある。

第6 推進体制等

1. 国における推進体制

大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺総合対策会議を中心に、必要に応じて一部の構成員による会合を機動的に開催するなどして、厚生労働大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

さらに、同会議の事務局が置かれている厚生労働省において、関係府省が行う対策

を支援、促進するとともに、地域自殺対策計画策定ガイドラインを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援し、国を挙げて総合的な自殺対策を実施していく。特異事案の発生等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

また、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを設ける。

さらに、保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策など関連する分野とも緊密に連携しつつ、施策を推進する。

また、自殺総合対策推進センターは、関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための拠点として、精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点から、国がPDCAサイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援を行い、あわせて地域レベルの取組を支援する視点から、民間団体を含む基礎自治体レベルの取組の実務的・実践的支援の強化及び地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり（人材育成等）を行う。

2. 地域における計画的な自殺対策の推進

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要である。

このため、国は地域自殺対策計画策定ガイドライン、自殺実態プロファイルや政策パッケージを作成・提供するとともに、都道府県や政令指定都市において、地域自殺対策推進センターの設置と同センターにより管内の市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等が行われるよう支援する。また、都道府県及び政令指定市において、様々な分野の関係機関・団体によっ

て構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等により地域自殺対策計画の策定等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、市町村においても自殺対策の専任部署の設置、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員が配置されるよう、積極的に働きかける。さらに、複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、これら地域における取組に民間団体等の参画が一層進むよう、地方公共団体に働きかける。

3. 施策の評価及び管理

自殺総合対策会議により、本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める。

このため、厚生労働大臣の下に、中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みを設け、効果的に自殺対策を推進する。

4. 大綱の見直し

本大綱については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う。

9 悩みごとに関する相談窓口一覧（平成30年(2018)年度）

※受付時間等は、変更される場合がありますので、各機関にお問合せください。
 ※相談機関によってはお電話が集中し、つながらないこともあります。

様々なこころの悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市精神保健福祉センター ころらぼ 思春期相談、依存症相談、自死遺族相談など、 精神保健福祉に関する各種専門相談	☎ 052-483-2095 FAX : 052-483-2029	平日 8:45 ~ 17:15	×	○ (要予約)
各区保健センター 精神保健福祉相談 精神科嘱託医による無料相談、精神保健福祉相談員、 保健師等による精神保健福祉に関する相談・指導	巻末関係機関一覧 参照	平日 8:45 ~ 12:00、13:00 ~ 17:15	○	○ (要予約)
名古屋市こころの健康（夜間・土日）無料相談 うつ病などを疑う症状により医療機関への受診を 迷っている方などの相談。家族による相談も可	☎ 052-962-9002 FAX : 052-951-3999	平日 8:45 ~ 17:30	×	○ (要予約)
こころの健康電話相談 こころの問題に関する相談	☎ 052-483-2215	平日 12:45 ~ 16:45	○	×
名古屋いのちの電話 自殺予防の電話相談、さまざまな問題を抱えて 孤独と不安に悩み苦しむ人たちの相談	☎ 052-931-4343	24 時間年中無休 いのちの電話インターネット相談 「愛知いのちの電話」検索で利用して ください。 http://www.inochinodenwa-net.jp/	○	×
認定 NPO 法人ピフレンダーズ あいち自殺防止センター 「生きることがつらい」「死にたい」などの つらい気持ちの相談	☎ 052-870-9090	毎週金曜日 20:00 ~ 23:00	○	×
よりそいホットライン どんなひとの、どんな悩みでも	☎ 0120-279-338 FAX : 0120-773-776	24 時間年中無休	○	×
こころの健康統一ダイヤル 様々なこころの悩みに関する相談	☎ 0570-064-556 (おこなおう まもろうよ こころ)	毎日 9:00 ~ 16:30	○	×
働く人の「こころの耳電話相談」 (旧) こころほっとライン 働く人のメンタルヘルス不調及び過重労働による 健康障害に関する電話相談	☎ 0120-565-455	月・火 17:00 ~ 22:00 土・日 10:00 ~ 16:00 (祝日・年末年始を除く)	○	×

子ども・若者に関する悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市子ども・若者総合相談センター ニート、ひきこもりなどさまざまな悩みを持つ子ども・若者（概ね 39 歳まで）とその保護者などの相談	☎ 052-961-2544 FAX : 052-961-2545	月～土曜日 10:00～17:00 （年末年始及び祝日を除く）	○ ★	○ （要予約）
チャイルドライン 18 歳までの子どもが匿名で、そして秘密厳守で掛けられる電話。内容はどんな話でも OK！電話料も不要	☎ 0120-99-7777	16:00～21:00（年末年始を除く）	○	×
子ども教育相談「ハートフレンドなごや」 幼児から高校生年齢までの子ども本人、その保護者、学校関係者等から、子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる相談	総合相談ダイヤル ☎ 052-683-8222 来所相談予約専用ダイヤル ☎ 052-683-6415	平日 9:30～19:00、土曜日 9:30～12:00 （年末年始及び祝日を除く） 平日 9:30～17:00 （年末年始及び祝日を除く）	○	○ （要予約）
なごやフレンドリーナウ （名古屋市子ども適応相談センター） 心理的な理由によって登校できない市内在住の小中学生とその保護者を対象	☎ 052-521-9640 FAX : 052-521-9650	平日 8:45～17:30	×	○ （要予約）
児童相談 養育困難、児童虐待、障害、非行、不登校、しつけなどの児童相談全般。 中央児童相談所（担当区域：千種、東、北、中、昭和、守山、名東） 西部児童相談所（担当区域：西、中村、熱田、中川、港） 東部児童相談所（担当区域：瑞穂、南、緑、天白）	中央児童相談所 ☎ 052-757-6111（代） FAX : 052-757-6122 西部児童相談所 ☎ 052-365-3231 FAX : 052-365-3281 東部児童相談所 ☎ 052-899-4630 FAX : 052-896-4717	平日 8:45～17:30 （休日・時間外の緊急連絡先） ☎ 052-757-6112 平日 8:45～17:30 （休日・時間外の緊急連絡先） ☎ 052-365-3252 平日 8:45～17:30 （休日・時間外の緊急連絡先） ☎ 052-899-4631	○	○ （要予約）
地域子ども相談室 子ども家庭支援センター さくら 子ども・家族・地域住民からの子育て、児童虐待などの相談	☎ 052-821-7867 FAX : 052-821-7869	平日 9:00～17:00	○	○ （要予約）
教育相談こころの電話 青少年とその保護者からのいじめ・不登校・学校生活・友人関係などの悩みごとの相談	☎ 052-261-9671	毎日 10:00～22:00（年末年始を除く）	○	×
子ども SOS ほっとライン 24 子どもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談できる	☎ 0120-0-78310 （なやみ言おう）	24 時間年中無休	○	×
子どもの人権 110 番 いじめ、体罰等、子どもをめぐる様々な人権問題の相談	☎ 0120-007-110	平日 8:30～17:15 メール相談は法務省または法務局の HP から	○	○

資料編

子ども・若者に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
子どもの人権相談 (愛知県弁護士会名古屋法律相談センター) いじめ、体罰、虐待、非行の問題など	☎ 052-586-7831	毎週土曜日(祝日を除く) 9:45 ~ 17:15	○	○ (要予約)
ヤングテレホン (愛知県警察本部少年課少年サポートセンター) 少年(20歳未満)自身が抱える様々な悩みごとや保護者などからの少年の非行、問題行動に関する相談	☎ 052-764-1611 Eメール相談は、愛知県警察ホームページから。	平日 9:00 ~ 17:00 Eメール相談は、24時間受け、上記時間外は直近の勤務日に対応	○	○ (要予約)
被害少年相談電話 (愛知県警察本部少年課少年サポートセンター) 少年(20歳未満)とその保護者などからの犯罪、いじめ、児童虐待など少年の被害に関する相談	☎ 0120-786770 ☎ 052-764-1613 FAX : 052-764-1613	平日 9:00 ~ 17:00	○	○ (要予約)
子どもの療育相談 子どもの発達の不安、悩みや障害についての相談 中央療育センター(担当区域:中、昭和、瑞穂、熱田、天白) 西部地域療育センター(担当区域:中村、中川、港) 北部地域療育センター(担当区域:東、北、西) 南部地域療育センターそよ風(担当区域:南、緑) 東部地域療育センターぼけっと(担当区域:千種、守山、名東)	中央療育センター ☎ 052-757-6126 FAX : 052-757-6129 西部地域療育センター ☎ 052-361-9555 FAX : 052-361-9560 北部地域療育センター ☎ 052-522-5277 FAX : 052-522-5279	南部地域療育センター そよ風 ☎ 052-612-3357 FAX : 052-612-3411 東部地域療育センター ぼけっと ☎ 052-782-0770 FAX : 052-782-0771	平日 8:45 ~ 17:15	○ ○ (要予約)

ひきこもりに関する悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市ひきこもり地域支援センター 名古屋市在住のひきこもり状態にあるご本人や家族等を対象とした相談	☎ 052-483-2077 FAX : 052-483-2029	平日 8:45 ~ 17:15	○ ★	○ (要予約)

男性の悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市男性相談 家族や仕事、人間関係などの悩みごと	☎ 050-3537-3644	毎週水曜日 18:00 ~ 20:00 第4日曜日 10:00 ~ 12:00 面接相談(予約制) 第4木曜日 18:00 ~ 20:00	○	○ (要予約)

女性の悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
イーブルなごや相談室 (名古屋市男女平等参画推進センター) 家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな悩み	☎ 052-321-2760	月・火・金～日曜日 10:00～16:00 水曜日のみ 10:00～13:00 18:00～20:00	○	○ (要予約)

配偶者等からの暴力に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
女性に対する暴力被害相談 (愛知県弁護士会名古屋法律相談センター) 専門の研修を受けた弁護士がDVやセクシャル・ハラスメントなど女性の暴力に対する法的なアドバイス	☎ 052-571-3110	毎週木曜日(祝日を除く) 14:00～16:00	○	×
名古屋市配偶者暴力相談支援センター DV(配偶者等からの暴力)に関する相談	☎ 052-351-5388	平日 10:00～17:00	○	○ (要予約)
名古屋市DV被害者ホットライン事業 DV(配偶者等からの暴力)に関する相談	☎ 052-232-2201	土・日曜日・祝日(年末年始を除く) 10:00～18:00	○	×

資料編

家庭の悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
子育て総合相談窓口 (子育て世代包括支援センター) 子育てのさまざまな相談	巻末関係機関一覧 参照	電話相談 平日 8:45～17:15 面接相談 平日 9:00～16:30	○	○
なごやっ子SOS 子育てに悩むお母さんやお父さん、子ども自身からの「SOS」に応えるための相談。匿名可	☎ 052-761-4152	24時間 365日	○	×
なごや妊娠SOS 「思いがけない妊娠で困っている」 「妊娠したけれど自分で育てることができない」などの不安や心配ごとに関する相談	☎ 052-933-0099	電話相談 月・水・金曜日 10:00～13:00 (祝日・年末年始 12月29日から1月3日を除く) メール相談 ホームページ から相談 http://nagoya.aichi.med.or.jp/nagoya-ninshinsos/	○	×
不妊・不育専門相談 (愛知県不妊・不育専門相談センター) 不妊・不育に関する悩みの相談	☎ 052-741-7830	受付時間はホームページでご確認ください。 http://www.med.nagoya-u.ac.jp/obgy/afsc/aichi/	○	○

家庭の悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市不育症専門電話相談窓口 (愛称：豆柴ダイヤル) 不育症に関する悩みや疑問についての相談	☎ 052-851-4874	毎週火曜日 12:00 ~ 15:00 金曜日 8:30 ~ 11:30 (祝日・年末年始 12月29日から1月3日を除く)	○	×
CAPNA ホットライン 虐待、子育て、思いがけない妊娠などに関する相談	☎ 052-232-0624	月～土曜日 10:00 ~ 16:00 (祝日・年末年始を除く)	○	×

高齢者に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
いきいき支援センター(地域包括支援センター) 介護予防、高齢者虐待、権利擁護、認知症などに関する相談や高齢者を介護する家族の相談	巻末関係機関一覧 参照	平日 9:00 ~ 17:00 (祝休日、年末年始は除く)	○	○ (要予約)
認知症コールセンター 認知症に関する相談	☎ 052-919-6633	月曜日、水曜日、木曜日、金曜日 10:00 ~ 16:00 火曜日 14:00 ~ 20:00 (祝日、年末年始を除く)	○	×
名古屋市高齢者虐待相談センター 高齢者に対する虐待防止及び早期対応のための高齢者本人や家族、居宅介護支援事業者等の関係者からの相談	☎ 052-856-9001 FAX : 052-919-7585 休日夜間電話相談窓口 ☎ 052-701-3344	平日 9:00 ~ 17:00	○	○ (要予約)

障害に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市障害者基幹相談支援センター 障害福祉サービスの利用に関する相談等	巻末関係機関一覧 参照		○	○
名古屋市障害者虐待相談センター 障害者虐待に関する相談	☎ 052-856-3003 FAX : 052-919-7585 休日夜間電話相談窓口 ☎ 052-301-8359 FAX : 052-308-4409	平日 9:00 ~ 17:00 メールアドレス gyakutaisoudan@sound.ocn.ne.jp 休日夜間メールアドレス kyujitsu_madoguchi@seagreen.ocn.ne.jp	○	○ (要予約)

障害に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市障害者差別相談センター 障害者差別に関する相談	☎ 052-856-8181 FAX : 052-919-7585	平日、第3土曜日 9:00 ~ 17:00 ただし、水曜日は 9:00 ~ 20:00 (祝日・年末年始を除く) メールアドレス inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp	○	○
名古屋市発達障害者支援センター りんくす名古屋 発達障害に関する相談	☎ 052-757-6140 FAX : 052-757-6141	平日 8:45 ~ 17:15	○	○ (要予約)

外国人の方の悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
外国人行政相談・外国人こころの相談 (名古屋国際センター) 日本語を話すことのできない外国人の方の行政全般の相談 対応言語: 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、 フィリピン語、ベトナム語 悩みや不安をもつ外国人のための外国人カウンセラーによる相談 対応言語: 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語	☎ 052-581-0100	随時 (要予約)	○ ★	○ (要予約)
外国人法律相談 (名古屋国際センター) 外国人の方の法律に関する相談 対応言語: 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語	☎ 052-581-6111	土曜日 10:00 ~ 12:30	×	○ (要予約)
海外児童生徒教育相談 (名古屋国際センター) 外国人児童・生徒の教育・生活に関わる相談 対応言語: 日本語・英語等	☎ 052-581-0100	水・金・日曜日 10:00 ~ 17:00	○	○ (要予約)

借金に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市消費生活センター サラ金・多重債務特別相談 サラ金・多重債務に関する相談。弁護士・司法書士による 面接相談あり。	☎ 052-223-3160 FAX : 052-222-9678	平日 9:00 ~ 16:15 ※弁護士・司法書士による面接は 平日 13:30 ~ 16:30 (要予約)	○	○ (要予約)
公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会 名古屋センター 多重債務に関する相談	☎ 0570-031640	平日 10:00 ~ 12:40、14:00 ~ 16:40	○	○ (要予約)

消費生活に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市消費生活センター 商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活相談	☎ 052-222-9671 FAX : 052-222-9678	平日 9 : 00 ~ 16 : 15 (祝日・年末年始を除く)	○	○
	☎ 052-222-9690	土曜日、日曜日 9 : 00 ~ 16 : 15 (祝日・年末年始を除く)	○	×

経営に関する悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市中心企業振興センター 中小企業の経営上の法律、金融に関する相談	法律相談 ☎ 052-735-2100 FAX : 052-735-2104 金融相談 ☎ 052-735-2000 FAX : 052-735-2104	法律相談 : 原則毎週水曜日 13 : 00 ~ 16 : 00 金融相談 : 平日 9 : 00 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 16 : 00	○	○ (要予約)
名古屋商工会議所 経営状況の悪化した中小企業の早期転換や事業再生の支援に関する相談	☎ 052-223-5757	詳しくはホームページでご確認下さい。 http://www.nagoya-cci.or.jp/	○ ★	○ (要予約)

労働に関する悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市市民相談室（労働相談） 労働条件や労働福祉などの労働問題に関する相談	☎ 052-972-3163 FAX : 052-972-3164	平日 9 : 00 ~ 11 : 45、13 : 00 ~ 15 : 45 (祝日・年末年始を除く) メールアドレス rodosodan@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp	○	○
なごやジョブサポートセンター 求職者（新卒含む）の就職活動を支援。対象は名古屋市内において求職中の方、在学中の方で就職を希望する方。また、子育て中の女性の就職を応援するママサポートコーナーも設置。	☎ 052-733-2111	月～金、第1土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9 : 00 ~ 17 : 00 (水は 18 : 30 まで)	○ ★	○ (要予約)
愛知労働局 総合労働相談コーナー 労働条件・募集採用・職場環境など、労働問題に関するあらゆる分野の相談	☎ 052-972-0266	平日 9 : 30 ~ 17 : 00	○	○
愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 配置、昇進、退職等における男女の均等な取扱いやセクハラ、仕事と家庭の両立支援、母性健康管理、パートタイム労働法などの相談	☎ 052-857-0312	平日 8 : 30 ~ 17 : 15	○	○

労働に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
あいち労働総合支援フロア 労働相談コーナー 賃金、解雇、労働時間などの労働問題全般から 職場の人間関係などの相談	☎ 052-589-1405 FAX : 052-563-7400	平日 9:30 ~ 18:00 土曜日 10:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○
なごや若者サポートステーション(なごサポ) 15 ~ 44 歳迄のニート状態にある若年者やその保護者 からの各種相談	☎ 052-700-2396 FAX : 052-700-2388	火~土曜日 10:00 ~ 18:00 第2・4金曜日 10:00 ~ 21:00 (祝日・年末年始・休館日・法人の定め る休日を除く)	○ ★	○ (要予約)
ブラックバイト対策弁護団あいち 学生やその保護者等からのブラックバイトに関する相談	☎ 052-211-2236	平日 9:00 ~ 18:00 はじめに「ブラックバイト相談」と お伝えください。(担当:青山、久野、堀江) メールアドレス: bb.help.aichi@gmail.com	○	○ (要予約)

資料編

仕事・生活に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名駅 ☎ 052-446-7333 FAX : 052-446-7555	月~金、第2土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00 (火は 20:00 まで)			
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 仕事や生活の悩み、不安、困りごとなど様々な悩みの 相談 (生活保護を受けておられない方)	金山 ☎ 052-684-8131 FAX : 052-684-8132	月~金、第4土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00 (金は 20:00 まで)	○	○
	大曽根 ☎ 052-508-9611 FAX : 052-508-9612	月~金、第1土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00 (木は 20:00 まで)		

医療・健康に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」 がん治療体験者等で一定の研修を修了した 「ピアサポーター」による、がんについての心配事や 悩みに関する相談	☎ 052-243-0555 FAX : 052-243-0556	火曜日~土曜日 10:00 ~ 16:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○
名古屋市医療安全相談窓口 医療に関する疑問や不安などの相談	☎ 052-972-2634	平日 8:45 ~ 12:00、13:00 ~ 17:15	○	○ (要予約)
愛知県医師会医療安全支援センター (苦情相談センター) 医療に関する苦情相談。患者・家族と医療機関の 問題解決に向けた取り組みを中立的な立場から支援	☎ 052-241-4163	平日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00	○	○ (要予約)

医療・健康に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
愛知県医師会難病相談室 難病に関する医療や療養、生活に関する相談	☎ 052-241-4144	医療相談：指定日の 14:00～17:00 療養・生活相談：平日 9:00～16:00	○	○ (要予約)
各区保健センター 健康ダイヤル 健康や健康づくりに関する総合的な相談	巻末関係機関一覧 参照	平日 8:45～12:00、13:00～17:15	○	×

依存症に関する悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
依存症相談窓口 (名古屋市精神保健福祉センターこころぼ) 薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症に関する相談	☎ 052-483-3022 FAX : 052-483-2029	平日 8:45～17:15	○ ★	○ (要予約)

犯罪被害に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口 犯罪被害に遭われた方、ご家族、ご遺族からの相談	☎ 052-972-3042	平日 8:45～17:30 (祝日・年末年始を除く)	○	○ (要予約)
(公益社団法人) 被害者サポートセンターあいち 愛知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 犯罪被害者、ご家族、ご遺族からの相談	☎ 052-232-7830	平日 10:00～16:00	○	○ (要予約)
警察安全相談(愛知県警察本部住民コーナー) 犯罪等による被害の未然防止に関する相談、 その他県民の安全と平穏に係る相談	☎ # 9110 (短縮ダイヤル) ☎ 052-953-9110	平日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○
ハートフルステーション・あいち 性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター	☎ 0570-064-810 (愛知県内からのみ通話可能)	月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～20:00	○	○ (要予約)
性犯罪被害 110 番(愛知県警察本部) 性犯罪被害に関する相談	☎ # 8103 (短縮ダイヤル) ☎ 0120-67-7830	24 時間受付	○	×

犯罪被害に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
ふれあいコール（鉄道警察隊） 列車内の痴漢被害相談	☎ 052-561-0184	24 時間対応	○	×
ハートフルライン（愛知県警察本部） 犯罪被害により心に傷を受けた被害者等のための こころの悩み相談	☎ 052-954-8897	平日 9 : 00 ~ 17 : 00 (祝日・年末年始を除く)	○	○ (要予約)
犯罪被害者無料電話相談 犯罪に遭った方、そのご家族、遺族のご相談	☎ 052-571-5100	毎週金曜日（祝日・年末年始を除く） 15 : 00 ~ 18 : 00	○	×
ストーカー 110 番（愛知県警本部） ストーカーに関する相談	☎ 052-961-0888	24 時間受付	○	×
性暴力救援センター日赤なごや なごみ 性暴力被害者の相談や医療処置などを 24 時間体制で 総合的にサポート	☎ 052-835-0753	24 時間ホットライン体制	○	○ (要予約)

資料編

法律問題に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
市民無料法律相談（市民相談室） 相続、離婚、不動産貸借など、市民の皆様が抱える 民事上の法律問題全般	(予約受付電話) 名古屋おしえてダイヤル ☎ 052-953-7584 8 : 00 ~ 21 : 00 年中無休 相談を希望する日の 1 週間前から、 先着順で予約を受け付けます。	相談日時等 ・ 平日 13:00 ~ 16:00 (市民相談室 西庁舎 1 階) ・ 各区月 2 回 13:00 ~ 16:00 (日程要確認) ・ 日曜相談 13:30 ~ 16:30 (名古屋法律相談センター 大東海ビル 9 階)	×	○ (要予約)
法テラス愛知 (1) 法的トラブル解決に役立つ情報等を提供 (2) 民事法律扶助制度による法律相談（面談のみ）。 弁護士・司法書士費用の立替制度あり (但し、資力要件あり)。	(法的トラブル一般) ☎ 0570-078374 (DV・犯罪被害) ☎ 0570-079714	平日 9:00 ~ 21:00、土曜日 9:00 ~ 17:00 ※「0570」はナビダイヤル番号です。 固定電話であれば全国どこからでも 3分 8.5円（税別）で通話することができます。 日曜日是对応しておりません。	○	○ (要予約)
愛知県司法書士会 (1) 名古屋総合相談センター（無料面談相談） (2) 電話ガイド（電話相談） 登記や裁判・相続手続、成年後見等についての手続き等 法律に関する相談	(1) 無料面談相談予約受付電話 ☎ 052-683-6686 (2) 電話相談 ☎ 050-3533-3707	(1) 無料面談相談電話予約受付時間 平日 10:00 ~ 15:00 インターネット予約 (24 時間受付) http://www.ai-shiho.or.jp/contact/consultation/ (2) 電話相談 平日 10:00 ~ 16:00	○	○ (要予約)

自死で大切な人を亡くされた方の悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
自死遺族相談 (名古屋市精神保健福祉センターこころぼ) 自死で大切な方をなくされた方の相談	☎ 052-483-2095 FAX : 052-483-2029	平日 8:45 ~ 17:15	○ ★	○ (要予約)
リメンバー名古屋自死遺族の会 偶数月に市内で遺族の集いを開催	[ホームページ] http://will.obi.ne.jp/remember/			
～こころの居場所～A I C H I 自死遺族支援室 奇数月に市内で遺族の集いを開催	[ホームページ] http://cocoroibasyo.org/			
Dearest (ディアレスト) 2か月に1回程度の間隔で、家族以外の大切な人を自死で亡くした方の集いを開催	[ホームページ] http://dearest.heya.jp/index.html			

その他の悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
市政相談 市政に関する提案・意見・要望、苦情・問い合わせ	☎ 052-972-3160	平日 8:45 ~ 17:00	○	○
交通事故相談 交通事故の一般的な問題の相談	☎ 052-972-3162	平日 8:45 ~ 17:00	○	○
ソレイユプラザなごや (なごや人権啓発センター) 人権問題に関する一般的な相談。情報提供や相談窓口等の案内	☎ 052-684-7017 FAX : 052-684-7018	火～日曜日 (休館日を除く) 9:00 ~ 17:00 メールアドレス a6847017@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp 人権擁護委員による人権相談 原則毎月第1日曜日 9:30 ~ 17:00	○	○ (要予約)
特定非営利活動法人 PROUD LIFE 同性愛や性同一性障害などセクシュアル・マイノリティ (性的少数者) に対する支援、自助グループ活動の開催	☎ 080-2660-0526	随時 関係機関からのお問い合わせ及び自助グループ活動への参加方法等のご相談。 お悩みのご相談は「レインボー・ホットライン」へ	○	×
レインボー・ホットライン 同性愛や性別に関わるお悩みについての相談。 家族、友人、同僚、知人、先生など、ご本人以外の方からのご相談も可	☎ 0120-51-9181	毎週月曜日 19:00 ~ 22:00	○	×

相談機関検索サイト

名称 / 内容	ホームページアドレス
ウェブサイト・モバイルサイト「こころの絆創膏」 名古屋市が運営する様々な悩みに関する約 190 の相談窓口情報などを紹介するサイト。仕事の悩み、病気の悩み、家庭関係の悩み、生活・金銭的な悩み、男女関係の悩み、学校関係の悩みなど	http://www.inochi-akari.city.nagoya.jp/

関係機関一覧

各区保健センター

名称	精神保健福祉相談	子育て総合相談窓口 (子育て世代包括支援センター)	健康ダイヤル	FAX(共通)
千種保健センター	☎ 753-1981	☎ 757-7033	☎ 753-1984	FAX 751-3545
東保健センター	☎ 934-1217	☎ 979-3588	☎ 934-1219	FAX 937-5145
北保健センター	☎ 917-6572	☎ 910-6815	☎ 917-6539	FAX 911-2343
西保健センター	☎ 523-4616	☎ 529-7105	☎ 523-7270	FAX 531-2000
中村保健センター	☎ 481-2294	☎ 486-6388	☎ 481-2218	FAX 481-2210
中保健センター	☎ 265-2261	☎ 269-7155	☎ 265-2264	FAX 265-2259
昭和保健センター	☎ 735-3962	☎ 745-6030	☎ 735-3964	FAX 731-0957
瑞穂保健センター	☎ 837-3267	☎ 837-3285	☎ 837-3292	FAX 837-3291
熱田保健センター	☎ 683-9682	☎ 679-3086	☎ 681-8750	FAX 681-5169
中川保健センター	☎ 363-4461	☎ 364-0065	☎ 363-4427	FAX 361-2175
港保健センター	☎ 651-6509	☎ 655-8745	☎ 651-8133	FAX 651-5144
南保健センター	☎ 614-2812	☎ 619-7086	☎ 614-6125	FAX 614-2818
守山保健センター	☎ 796-4622	☎ 797-5220	☎ 796-4626	FAX 796-0040
緑保健センター	☎ 891-3621	☎ 899-6518	☎ 891-1771	FAX 891-5110
名東保健センター	☎ 778-3112	☎ 769-6288	☎ 778-3114	FAX 773-6212
天白保健センター	☎ 807-3910	☎ 847-5981	☎ 807-3912	FAX 803-1251

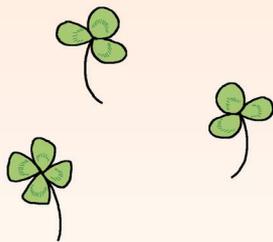
障害者基幹相談支援センター

区	本部/サテライト	電話	FAX	区	本部/サテライト	電話	FAX
千種区		☎ 753-3567	FAX 753-3568	中川区		☎ 354-4521	FAX 354-2201
東区	本部	☎ 932-7584	FAX 932-7585	南区	本部	☎ 822-3001	FAX 822-3035
	サテライト	☎ 325-6193	FAX 325-6203		サテライト	☎ 883-9257	FAX 883-9259
北区	本部	☎ 910-3133	FAX 916-3665	守山区	本部	☎ 737-0221	FAX 736-0572
	サテライト	☎ 508-6011	FAX 508-6021		サテライト	☎ 791-2170	FAX 791-2170
西区	本部	☎ 504-2102	FAX 502-5806	緑区		☎ 892-6333	FAX 892-6336
	サテライト	☎ 528-3166	FAX 528-3266	名東区	本部	☎ 739-7524	FAX 739-5330
中村区		☎ 462-1500	FAX 462-9640		サテライト	☎ 702-2863	FAX 701-2079
中区		☎ 253-5855	FAX 253-5856	天白区	本部	☎ 804-8587	FAX 804-8585
昭和区	本部	☎ 741-8800	FAX 741-8930		サテライト	☎ 832-2151	FAX 832-2152
	サテライト	☎ 841-6677	FAX 841-6622				
瑞穂区		☎ 835-3848	FAX 835-3743				
熱田区		☎ 678-5505	FAX 681-7052				

資料編

いきいき支援センター（地域包括支援センター）

区	名 称	電話	FAX	担当地域（小学校区名）
千種区	千種区東部いきいき支援センター	☎ 781-8343	FAX 781-8346	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
	分 室	☎ 726-8944	FAX 726-8966	
	千種区西部いきいき支援センター	☎ 763-1530	FAX 763-1547	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東 区	東区いきいき支援センター	☎ 932-8236	FAX 932-9311	区内全域
	分 室	☎ 711-6333	FAX 711-6313	
北 区	北区東部いきいき支援センター	☎ 991-5432	FAX 991-3501	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部いきいき支援センター	☎ 915-7545	FAX 915-2641	
	分 室	☎ 902-7232	FAX 902-7233	味鏡、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鏡、如意
西 区	西区北部いきいき支援センター	☎ 505-8343	FAX 505-8345	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
	西区南部いきいき支援センター	☎ 532-9079	FAX 532-9020	
	分 室	☎ 562-5775	FAX 562-5776	稲生、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや、枇杷島、南押切
中村区	中村区北部いきいき支援センター	☎ 486-2133	FAX 486-2140	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
	分 室	☎ 412-3030	FAX 412-3110	
	中村区南部いきいき支援センター	☎ 483-6866	FAX 483-6867	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
中 区	中区いきいき支援センター	☎ 331-9674	FAX 331-9953	区内全域
	分 室	☎ 262-2265	FAX 262-2275	
昭和区	昭和区東部いきいき支援センター	☎ 861-9335	FAX 861-9336	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭和区西部いきいき支援センター	☎ 884-5513	FAX 883-2231	
	分 室	☎ 852-3355	FAX 852-3344	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
瑞穂区	瑞穂区東部いきいき支援センター	☎ 858-4008	FAX 841-4080	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分 室	☎ 851-0400	FAX 851-0410	
	瑞穂区西部いきいき支援センター	☎ 872-1705	FAX 872-1707	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御剣
熱田区	熱田区いきいき支援センター	☎ 671-3195	FAX 671-4019	区内全域
	分 室	☎ 682-2522	FAX 682-2505	
中川区	中川区東部いきいき支援センター	☎ 354-8343	FAX 354-8341	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部いきいき支援センター	☎ 352-8258	FAX 353-5879	
	分 室	☎ 364-7273	FAX 364-7271	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
港 区	港区東部いきいき支援センター	☎ 651-0568	FAX 651-1167	稲永、大手、港楽、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
	港区西部いきいき支援センター	☎ 381-3260	FAX 381-3261	
	分 室	☎ 309-7411	FAX 309-7412	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明德
南 区	南区北部いきいき支援センター	☎ 811-9377	FAX 811-9387	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道德、豊田、明治、呼続
	分 室	☎ 698-7370	FAX 698-7380	
	南区南部いきいき支援センター	☎ 819-5050	FAX 819-1123	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、宝南、星崎、笠東
守山区	守山区東部いきいき支援センター	☎ 758-2013	FAX 758-2015	天子田、大森、大森北、小幡、吉根、志段味西、志段味東、下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東
	分 室	☎ 736-0080	FAX 736-0081	
	守山区西部いきいき支援センター	☎ 758-5560	FAX 758-5582	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、廿軒家、二城、守山
緑 区	緑区北部いきいき支援センター	☎ 899-2002	FAX 891-7640	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
	分 室	☎ 877-9001	FAX 877-8841	
	緑区南部いきいき支援センター	☎ 624-8343	FAX 624-8361	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東区	名東区北部いきいき支援センター	☎ 726-8777	FAX 726-8776	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、蓬来
	分 室	☎ 771-7785	FAX 771-7702	
	名東区南部いきいき支援センター	☎ 720-6121	FAX 720-5400	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、西山、前山、牧の原、名東
天白区	天白区東部いきいき支援センター	☎ 809-5555	FAX 385-8451	相生、植田、植田北、植田東、植田南、しまだ、高坂、原、平針、平針北、平針南
	分 室	☎ 808-5400	FAX 808-5322	
	天白区西部いきいき支援センター	☎ 839-3663	FAX 839-3665	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根



名古屋市相談窓口情報サイト 

こころの絆創膏

検索

ひとりで悩まず、誰かに相談してみませんか？

名古屋市のいのちの支援
広報キャラクター
「うさじ」©becco



 「うさじ」の Facebook ページはこちら

名古屋市 うさじ

検索

いのちの支援なごやプラン ～名古屋市自殺対策総合計画～

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

・電話番号 052-972-2283

・ファックス 052-951-3999

・電子メール a2283@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。